

議案第12号

## 令和7年度 伊勢市一般会計補正予算（第9号）

令和7年度 伊勢市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、227,829千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、62,719,923千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年2月24日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		16,880,000	570,000	17,450,000
	1 市民税	7,444,000	488,000	7,932,000
	2 固定資産税	6,799,902	61,000	6,860,902
	3 軽自動車税	457,500	12,900	470,400
	4 市たばこ税	776,598	4,500	781,098
	6 都市計画税	1,381,000	3,600	1,384,600
2 地方譲与税		345,000	10,000	355,000
	2 自動車重量譲与税	230,000	10,000	240,000
3 利子割交付金		10,000	20,000	30,000
	1 利子割交付金	10,000	20,000	30,000
4 配当割交付金		115,000	65,000	180,000
	1 配当割交付金	115,000	65,000	180,000
5 株式等譲渡所得割交付金		90,000	40,000	130,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	90,000	40,000	130,000
6 法人事業税交付金		340,000	40,000	380,000
	1 法人事業税交付金	340,000	40,000	380,000
7 地方消費税交付金		3,030,000	170,000	3,200,000
	1 地方消費税交付金	3,030,000	170,000	3,200,000
10 環境性能割交付金		60,000	△5,000	55,000
	1 環境性能割交付金	60,000	△5,000	55,000
11 国有提供施設等所在市町村助成交付金		85,700	557	86,257
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	85,700	557	86,257
12 地方特例交付金		90,001	22,054	112,055
	1 地方特例交付金	90,000	22,054	112,054
13 地方交付税		11,760,000	630,323	12,390,323

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 地方交付税	11,760,000	630,323	12,390,323
14 交通安全対策特別 交付金		12,000	△3,108	8,892
	1 交通安全対策特別 交付金	12,000	△3,108	8,892
15 分担金及び負担金		689,334	△31,425	657,909
	1 負担金	689,334	△31,425	657,909
16 使用料及び手数料		325,608	△6,054	319,554
	1 使用料	261,085	△1,729	259,356
	2 手数料	64,523	△4,325	60,198
17 国庫支出金		11,158,082	740,858	11,898,940
	1 国庫負担金	7,156,973	147,986	7,304,959
	2 国庫補助金	3,933,193	602,032	4,535,225
	3 委託金	67,916	△9,160	58,756
18 県支出金		4,542,654	15,842	4,558,496
	1 県負担金	2,701,273	43,531	2,744,804
	2 県補助金	1,311,675	15,493	1,327,168
	3 委託金	529,706	△43,182	486,524
19 財産収入		76,286	23,430	99,716
	1 財産運用収入	57,934	17,979	75,913
	2 財産売払収入	18,352	5,451	23,803
21 繰入金		5,552,579	△2,159,249	3,393,330
	1 基金繰入金	5,475,882	△2,151,161	3,324,721
	2 特別会計繰入金	76,697	△8,088	68,609
23 諸収入		1,135,600	111,043	1,246,643
	1 延滞金、加算金及 び過料	8,000	3,000	11,000
	2 市預金利子	100	2,800	2,900
	5 雑入	1,079,483	105,243	1,184,726
24 市債		5,773,600	△482,100	5,291,500
	1 市債	5,773,600	△482,100	5,291,500
歳 入	合 計	62,947,752	△227,829	62,719,923

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		304,635	△6,424	298,211
	1 議会費	304,635	△6,424	298,211
2 総務費		6,863,515	△134,242	6,729,273
	1 総務管理費	5,252,376	△17,210	5,235,166
	2 徴税費	619,859	△4,581	615,278
	3 戸籍住民基本台帳費	417,143	△8,297	408,846
	4 選挙費	436,924	△99,683	337,241
	5 統計調査費	98,731	△3,718	95,013
	6 監査委員費	38,482	△753	37,729
3 民生費		24,617,267	57,618	24,674,885
	1 社会福祉費	8,137,064	△61,203	8,075,861
	2 老人福祉費	4,917,315	38,970	4,956,285
	3 児童福祉費	9,362,380	81,916	9,444,296
	5 人権政策費	82,659	△2,065	80,594
4 衛生費		5,150,511	150,895	5,301,406
	1 保健衛生費	2,966,621	171,475	3,138,096
	2 清掃費	2,183,890	△20,580	2,163,310
5 労働費		152,895	△7,070	145,825
	1 労働諸費	152,895	△7,070	145,825
6 農林水産業費		1,080,532	67,755	1,148,287
	1 農業費	912,713	69,393	982,106
	2 林業費	106,771	△121	106,650
	3 水産業費	61,048	△1,517	59,531
7 商工費		576,020	△40,798	535,222
	1 商工費	576,020	△40,798	535,222
8 観光費		658,472	△26,150	632,322
	1 観光費	658,472	△26,150	632,322
9 土木費		8,359,784	△213,887	8,145,897
	1 土木管理費	471,700	23,202	494,902
	2 道路橋梁費	2,595,961	△157,461	2,438,500

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 河川費	934,714	△14,595	920,119
	4 港湾海岸費	39,692	△22,507	17,185
	5 都市計画費	3,922,135	3,778	3,925,913
	6 住宅費	395,582	△46,304	349,278
10 消防費		2,806,195	△27,459	2,778,736
	1 消防費	2,806,195	△27,459	2,778,736
11 教育費		6,725,721	△50,506	6,675,215
	1 教育総務費	1,551,521	△3,019	1,548,502
	2 小学校費	1,196,215	59,001	1,255,216
	3 中学校費	735,606	△28,669	706,937
	4 幼稚園費	144,626	△2,289	142,337
	5 社会教育費	1,701,334	△70,383	1,630,951
	6 保健体育費	1,396,419	△5,147	1,391,272
12 災害復旧費		30,736	△879	29,857
	2 公共土木施設災害復旧費	30,715	△879	29,836
13 公債費		5,571,467	3,318	5,574,785
	1 公債費	5,571,467	3,318	5,574,785
歳出合計		62,947,752	△227,829	62,719,923

## 第 2 表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額(千円)
2 総務費	1 総務管理費	いせ市民活動センター 改修事業	2,600
	3 戸籍住民基本 台帳費	戸籍振り仮名対応経費	5,929
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業出資金	78,000
6 農林水産業費	1 農業費	県営事業負担金	31,122
		農業用排水路整備事業	50,442
		農地中間管理機構 関連農地整備事業	11,511
		農村地域防災減災事業	4,900
		新ごみ処理施設整備関連周辺 環境整備事業 (農業用施設整備事業)	19,250
		排水機維持管理経費 (機能更新)	78,300
9 土木費	1 土木管理費	地籍調査事業	31,104
	2 道路橋梁費	新ごみ処理施設整備関連周辺 環境整備事業 (道路新設改良費)	50,781
		道路整備事業	731,699

款	項	事業名	金額(千円)	
9 土木費	2 道路橋梁費	通学路整備事業	13,568	
	3 河川費	排水施設整備事業	5,000	
	5 都市計画費		市街地活性化事業	10,000
			街路整備事業	83,400
			公園整備事業	5,468
			公園維持事業	22,000
6 住宅費	住宅対策事業	13,220		
10 消防費	1 消防費	避難所等環境向上事業	13,550	
11 教育費	2 小学校費	小学校長寿命化改修事業	103,000	
		明野小学校給食室整備事業	510,395	
	3 中学校費	中学校長寿命化改修事業	340,237	
	5 社会教育費	郷土資料館整備事業	1,886	
12 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	河川災害復旧事業	17,200	

変 更

款	項	事業名	区分	金額(千円)
7 商工費	1 商工費	地域経済循環創造事業	補正前	35,000
			補正後	53,044
9 土木費	3 河川費	排水施設維持事業	補正前	188,770
			補正後	200,380

第 3 表 債務負担行為補正

追 加

事項	期 間	限 度 額(千円)
南勢地域医療学寄附研究部門設置事業 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和9年度	1,250
スライド制度に係る指定管理料	自 令和7年度 至 令和11年度	賃金・物価水準の変動に伴う増額分

変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額 (千円)	期 間	限 度 額 (千円)
いせファミリー・サポート・センター事業運営委託 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和10年度	33,321	自 令和7年度 至 令和10年度	32,256
子育て世帯訪問支援事業委託	自 令和7年度 至 令和10年度	10,863	自 令和7年度 至 令和10年度	8,559
一般廃棄物収集運搬業務委託 (その1) (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和10年度	193,783	自 令和7年度 至 令和10年度	177,100
地域経済循環創造事業補助金 (令和7年度債務負担行為)	自 令和7年度 至 令和9年度	100,000	自 令和7年度 至 令和9年度	50,000

## 第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

起 債 の 目 的	限度額 (千円)	起債の方法	利率	償還の方法
地 域 自 治 推 進 事 業 債	2,300	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れ る政府資金及び地 方公共団体金融機 構資金について、 利率の見直しを行 った後においては 当該見直し後の利 率)	政府資金・特定資金、地方 公共団体金融機構資金に ついてはその融通条件に より、銀行その他の場合 にはその債権者との協定 によるものとする。 ただし、市財政の都合に より据置期間及び償還期 限を短縮し、又は繰上償 還もしくは低利に借換え することができる。
デジタル化推 進 事 業 債	7,900			

変 更

起 債 の 目 的	限 度 額 (千円)	
	補 正 前	補 正 後
庁 舎 等 整 備 事 業 債	135,700	98,900
市民活動センター整備事業債	732,800	442,200
社会福祉施設整備事業債	66,200	53,000
児童福祉施設整備事業債	28,000	35,200
水道事業出資債	48,900	107,000
労働施設整備事業債	85,500	77,200
農地等整備事業債	101,500	158,000
湛水防除施設整備事業債	115,700	157,000

起債の目的	限度額 (千円)	
	補正前	補正後
道路等整備事業債	1,187,700	1,059,300
河川整備事業債	636,600	619,000
港湾海岸整備事業債	25,900	5,900
都市施設整備事業債	404,500	409,600
街路整備事業債	84,900	91,100
公園整備事業債	36,000	36,400
公営住宅整備事業債	64,400	54,800
消防施設等整備事業債	166,000	145,600
災害対策施設整備事業債	114,800	108,000
小学校教育施設等整備事業債	433,900	635,900
中学校教育施設等整備事業債	285,500	326,900
社会教育施設整備事業債	234,300	193,400
文化施設整備事業債	646,000	323,600
保健体育施設整備事業債	120,900	126,300
災害復旧事業債	11,600	10,700

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

### 1 総括 (歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 市税	16,880,000	570,000	17,450,000
2 地方譲与税	345,000	10,000	355,000
3 利子割交付金	10,000	20,000	30,000
4 配当割交付金	115,000	65,000	180,000
5 株式等譲渡所得割交付金	90,000	40,000	130,000
6 法人事業税交付金	340,000	40,000	380,000
7 地方消費税交付金	3,030,000	170,000	3,200,000
10 環境性能割交付金	60,000	△5,000	55,000
11 国有提供施設等所在市町村助 成交付金	85,700	557	86,257
12 地方特例交付金	90,001	22,054	112,055
13 地方交付税	11,760,000	630,323	12,390,323
14 交通安全対策特別交付金	12,000	△3,108	8,892
15 分担金及び負担金	689,334	△31,425	657,909
16 使用料及び手数料	325,608	△6,054	319,554
17 国庫支出金	11,158,082	740,858	11,898,940
18 県支出金	4,542,654	15,842	4,558,496
19 財産収入	76,286	23,430	99,716
21 繰入金	5,552,579	△2,159,249	3,393,330
23 諸収入	1,135,600	111,043	1,246,643
24 市債	5,773,600	△482,100	5,291,500
歳入合計	62,947,752	△227,829	62,719,923

## (歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費	304,635	△6,424	298,211
2 総務費	6,863,515	△134,242	6,729,273
3 民生費	24,617,267	57,618	24,674,885
4 衛生費	5,150,511	150,895	5,301,406
5 労働費	152,895	△7,070	145,825
6 農林水産業費	1,080,532	67,755	1,148,287
7 商工費	576,020	△40,798	535,222
8 観光費	658,472	△26,150	632,322
9 土木費	8,359,784	△213,887	8,145,897
10 消防費	2,806,195	△27,459	2,778,736
11 教育費	6,725,721	△50,506	6,675,215
12 災害復旧費	30,736	△879	29,857
13 公債費	5,571,467	3,318	5,574,785
歳 出 合 計	62,947,752	△227,829	62,719,923

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				△6,424
313,411	△42,793	△317,200	△11,825	△75,835
110,692	32,630	△6,000	△5,400	△74,304
101,129	304	58,100	△27,216	18,578
△250		△8,300	△367	1,847
△500	602	97,800	△21,435	△8,712
△12,633	361		△29,504	978
△1,400			△750	△24,000
△89,647	17,025	△163,900	△6,226	28,861
15,599	455	△27,200	△9,667	△6,646
303,237	△1,264	△114,500	△17,031	△220,948
		△900		21
				3,318
739,638	7,320	△482,100	△129,421	△363,266

## 2 歳 入

(款) 1 市税  
(項) 1 市民税

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1		市税	16,880,000	570,000	17,450,000
	1	市民税	7,444,000	488,000	7,932,000
		1 個人	6,232,000	419,000	6,651,000
		2 法人	1,212,000	69,000	1,281,000
	2	固定資産税	6,799,902	61,000	6,860,902
		1 固定資産税	6,792,000	61,000	6,853,000
	3	軽自動車税	457,500	12,900	470,400
		1 環境性能割	29,000	3,000	32,000
		2 種別割	428,500	9,900	438,400
	4	市たばこ税	776,598	4,500	781,098
		1 市たばこ税	776,598	4,500	781,098
	6	都市計画税	1,381,000	3,600	1,384,600
		1 都市計画税	1,381,000	3,600	1,384,600
2		地方譲与税	345,000	10,000	355,000
	2	自動車重量譲与税	230,000	10,000	240,000
		1 自動車重量譲与税	230,000	10,000	240,000
3		利子割交付金	10,000	20,000	30,000
	1	利子割交付金	10,000	20,000	30,000
		1 利子割交付金	10,000	20,000	30,000
4		配当割交付金	115,000	65,000	180,000
	1	配当割交付金	115,000	65,000	180,000
		1 配当割交付金	115,000	65,000	180,000
5		株式等譲渡所得割交付金	90,000	40,000	130,000
	1	株式等譲渡所得割交付金	90,000	40,000	130,000
		1 株式等譲渡所得割交付金	90,000	40,000	130,000
6		法人事業税交付金	340,000	40,000	380,000
	1	法人事業税交付金	340,000	40,000	380,000
		1 法人事業税交付金	340,000	40,000	380,000
7		地方消費税交付金	3,030,000	170,000	3,200,000
	1	地方消費税交付金	3,030,000	170,000	3,200,000
		1 地方消費税交付金	3,030,000	170,000	3,200,000
10		環境性能割交付金	60,000	△5,000	55,000
	1	環境性能割交付金	60,000	△5,000	55,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年課税分	419,000	1 均等割	4,000
		2 所得割	415,000
1 現年課税分	69,000	1 均等割	9,000
		2 法人税割	60,000
1 現年課税分	62,000	1 土地	4,000
		2 家屋	4,000
		3 償却資産	54,000
2 滞納繰越分	△1,000	1 滞納繰越分	
1 現年課税分	3,000	1 現年課税分	
1 現年課税分	9,300	1 原動機付自転車	308
		2 軽二輪	123
		3 軽四輪	8,482
		4 小型特殊	125
		5 小型二輪	262
2 滞納繰越分	600	1 滞納繰越分	
1 現年課税分	4,500	1 現年課税分	
1 現年課税分	4,000	1 土地	3,500
		2 家屋	500
2 滞納繰越分	△400	1 滞納繰越分	
1 自動車重量譲与税	10,000	1 自動車重量譲与税	
1 利子割交付金	20,000	1 利子割交付金	
1 配当割交付金	65,000	1 配当割交付金	
1 株式等譲渡所得割交付金	40,000	1 株式等譲渡所得割交付金	
1 法人事業税交付金	40,000	1 法人事業税交付金	
1 地方消費税交付金	170,000	1 地方消費税交付金 (一般財源)	80,000
		2 地方消費税交付金 (社会保障財源)	90,000

(款) 10 環境性能割交付金  
(項) 1 環境性能割交付金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
	1	環境性能割交付金	60,000	△5,000	55,000
11		国有提供施設等所在市町村助成交付金	85,700	557	86,257
	1	国有提供施設等所在市町村助成交付金	85,700	557	86,257
	1	国有提供施設等所在市町村助成交付金	85,700	557	86,257
12		地方特例交付金	90,001	22,054	112,055
	1	地方特例交付金	90,000	22,054	112,054
	1	地方特例交付金	90,000	22,054	112,054
13		地方交付税	11,760,000	630,323	12,390,323
	1	地方交付税	11,760,000	630,323	12,390,323
	1	地方交付税	11,760,000	630,323	12,390,323
14		交通安全対策特別交付金	12,000	△3,108	8,892
	1	交通安全対策特別交付金	12,000	△3,108	8,892
	1	交通安全対策特別交付金	12,000	△3,108	8,892
15		分担金及び負担金	689,334	△31,425	657,909
	1	負担金	689,334	△31,425	657,909
	1	民生費負担金	220,140	△11,253	208,887
	2	衛生費負担金	42,535	△17,027	25,508
	3	土木費負担金	638	△236	402
	4	消防費負担金	426,021	△2,909	423,112
16		使用料及び手数料	325,608	△6,054	319,554
	1	使用料	261,085	△1,729	259,356
	1	総務使用料	7,363	1,280	8,643
	2	民生使用料	3,592	△1,468	2,124
	3	衛生使用料	1,825	△79	1,746
	4	労働使用料	2,227	△367	1,860
	5	農林水産業使用料	2,177	69	2,246
	6	土木使用料	190,072	△1,107	188,965

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 環境性能割交付金	△5,000	1 環境性能割交付金	
1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	557	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	
1 地方特例交付金	22,054	1 減収補てん特例交付金	
1 地方交付税	630,323	1 普通交付税	
1 交通安全対策特別交付金	△3,108	1 交通安全対策特別交付金	
2 児童福祉費負担金	△11,253	1 保育所負担金	△8,153
		2 認定こども園負担金	△3,100
1 清掃費負担金	△17,027	1 新ごみ処理施設整備関連広域環境組合負担金	
1 都市計画費負担金	△236	1 電線共同溝整備建設負担金	
1 消防費負担金	△2,909	1 広域消防町負担金	4,869
		2 三重南消防通信指令事務協議会負担金	△7,778
1 総務管理使用料	1,280	1 吹上駐車場使用料	1,259
		2 庁舎使用料	21
1 社会福祉使用料	△32	1 老人福祉センター使用料	△14
		2 合同会館使用料	△14
		3 合同会館土地使用料	△4
2 老人福祉使用料	△1,391	1 みなとふれあいセンター使用料	
3 児童福祉使用料	△45	1 おおぞら児童園使用料	
2 清掃使用料	△79	1 投棄場使用料	
1 労働使用料	△367	1 労働福祉会館使用料	
1 農業使用料	69	1 法定外公共物（水路等）占用料	
1 道路橋梁使用料	124	1 道路占用料	
2 河川使用料	1,178	1 法定外公共物（水路等）占用料	
3 都市計画使用料	△30	1 公園等使用料	

(款) 16 使用料及び手数料  
(項) 1 使用料

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
		7 消防使用料	380	△70	310
		8 教育使用料	53,449	13	53,462
	2	手数料	64,523	△4,325	60,198
	1	総務手数料	44,222	△3,244	40,978
	2	衛生手数料	19,494	△1,331	18,163
	4	消防手数料	779	250	1,029
17		国庫支出金	11,158,082	740,858	11,898,940
	1	国庫負担金	7,156,973	147,986	7,304,959
	1	民生費国庫負担金	7,135,291	147,986	7,283,277
	2	国庫補助金	3,933,193	602,032	4,535,225
	1	総務費国庫補助金	936,812	752,104	1,688,916
	2	民生費国庫補助金	851,583	△44,641	806,942

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 住宅使用料	△2,379	1 住宅使用料	△2,042
		2 市営住宅駐車場使用料	△337
1 消防使用料	△70	1 コミュニティ消防センター使用料	
1 幼稚園使用料	137	1 幼稚園保育料	
2 社会教育使用料	△124	1 公民館使用料	△110
		2 四郷小学校（特別教室棟）使用料	△14
1 総務管理手数料	△23	1 諸証明手数料	9
		2 放置自転車撤去等手数料	△22
		3 情報公開・個人情報手数料	△10
3 戸籍住民基本台帳手数料	△3,221	1 戸籍等証明手数料	
2 清掃手数料	△1,331	1 じん芥収集手数料	△1,245
		2 一般廃棄物収集運搬業許可手数料	△86
1 消防手数料	250	1 危険物施設許認可その他手数料	
1 社会福祉費負担金	2,426	1 保険基盤安定国負担金	4,575
		2 生活困窮者自立相談支援事業費等国負担金	△1,178
		3 未就学児均等割保険料国負担金	△528
		4 産前産後保険料国負担金	△443
2 老人福祉費負担金	817	1 介護保険料低所得者国負担金	
3 児童福祉費負担金	144,743	1 特定教育・保育施設型給付費国負担金	147,671
		2 子育てのための施設等利用費国負担金	△2,928
1 総務管理費補助金	721,137	1 地域公共交通確保維持改善事業費国補助金	△12,319
		2 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	70,168
		3 新しい地方経済・生活環境創生交付金	626,916
		4 地域少子化対策重点推進交付金	△635
		5 特定防衛施設周辺整備調整交付金	37,007
2 戸籍住民基本台帳費補助金	30,967	1 マイナンバーカード交付事務費国補助金	23,058
		2 社会保障・税番号制度システム整備費国補助金	7,909
1 社会福祉費補助金	△44,912	1 地域生活支援事業費国補助金	△32,744
		2 重層的支援体制整備事業交付金	△12,168
2 児童福祉費補助金	342	1 高等職業訓練給付金等事業費国補助金	△900
		2 子ども・子育て支援体制整備総合推進事業費国補助金	△49
		3 保育所等整備交付金	△13,920
		4 児童虐待防止対策等総合支援事業費国補助金	△1,771
		5 子ども・子育て支援交付金	16,686
		6 保育対策総合支援事業費国補助金	△5
		7 高卒認定試験合格支援事業費国補助金	△187
		8 母子・父子自立支援プログラム策定事業費国補助金	80
		9 子ども・子育て支援事業費国補助金	408

(款) 17 国庫支出金  
(項) 2 国庫補助金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	
	3	衛生費国庫補助金	91,007	△209	90,798
	4	労働費国庫補助金	250	△250	0
	5	農林水産業費国庫補助金	500	△500	0
	6	商工費国庫補助金	50,000	△11,303	38,697
	7	観光費国庫補助金	8,355	△1,400	6,955
	8	土木費国庫補助金	1,689,867	△80,738	1,609,129
	10	教育費国庫補助金	229,659	△11,031	218,628
	3	委託金	67,916	△9,160	58,756
	3	土木費委託金	25,642	△10,239	15,403
	4	消防費委託金	0	1,079	1,079
18		県支出金	4,542,654	15,842	4,558,496
	1	県負担金	2,701,273	43,531	2,744,804
	1	総務費県負担金	2,300	286	2,586
	2	民生費県負担金	2,697,637	39,714	2,737,351
	4	土木費県負担金	0	3,531	3,531
	2	県補助金	1,311,675	15,493	1,327,168
	1	総務費県補助金	6,188	1,134	7,322
	2	民生費県補助金	818,132	35	818,167

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
4 防音事業費補助金	△71	1 防音事業関連維持事業費国補助金	
1 保健衛生費補助金	△209	1 母子保健衛生費国補助金	
1 労働諸費補助金	△250	1 地域女性活躍推進交付金	
1 農業費補助金	△500	1 経営継承・発展等支援事業費国補助金	
1 商工費補助金	△11,303	1 地域経済循環創造事業交付金	
1 観光費補助金	△1,400	1 自然環境整備交付金	
1 土木管理費補助金	△78,607	1 社会資本整備総合交付金	△23,275
		2 社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)	△13,040
		3 道路交通安全対策事業費国補助金	△36,487
		4 都市再生・地域再生整備事業費国補助金	△2,330
		5 道路環境改善事業費国補助金	△4,400
		6 国際観光旅客税財源観光振興費国補助金	925
2 住宅費補助金	△2,131	1 空き家対策総合支援事業費国補助金	
1 教育総務費補助金	355	1 へき地児童生徒援助費等国補助金	193
		2 教育支援体制整備事業費国補助金	162
2 小学校費補助金	△4,006	1 特別支援教育就学奨励費国補助金	208
		2 学校施設環境改善交付金	△4,214
3 中学校費補助金	△7,380	1 特別支援教育就学奨励費国補助金	△205
		2 学校施設環境改善交付金	△7,175
1 河川費委託金	△10,239	1 大湊排水樋門外操作業務国委託金	
1 消防費委託金	1,079	1 消防団の力向上モデル事業国委託金	
1 総務管理費負担金	286	1 特例処理事務負担金	
1 社会福祉費負担金	△2,150	1 保険基盤安定負担金	△1,664
		2 未就学児均等割保険料負担金	△264
		3 産前産後保険料負担金	△222
2 老人福祉費負担金	△14,510	1 保険基盤安定負担金	△14,919
		2 介護保険料低所得者負担金	409
3 児童福祉費負担金	56,374	1 特定教育・保育施設型給付費負担金	57,838
		2 子育てのための施設等利用費負担金	△1,464
1 土木管理費負担金	3,531	1 地籍調査費負担金	
1 総務管理費補助金	1,134	1 防犯カメラ設置事業費補助金	
1 社会福祉費補助金	△22,458	1 障害者自立支援給付費等補助金	△16,421
		2 重層的支援体制整備事業費交付金	△6,084
		3 民生委員推薦会事業費補助金	47

(款) 18 県支出金  
(項) 2 県補助金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	
	3	衛生費県補助金	43,167	△293	42,874
	4	農林水産業費県補助金	243,526	602	244,128
	5	商工費県補助金	1,999	361	2,360
	6	土木費県補助金	63,234	16,526	79,760
	7	消防費県補助金	18,819	△3,274	15,545
	8	教育費県補助金	116,610	402	117,012
3		委託金	529,706	△43,182	486,524
	1	総務費委託金	516,764	△44,103	472,661
	2	民生費委託金	663	△66	597
	4	土木費委託金	6,997	337	7,334

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
2 老人福祉費補助金	△587	1 老人クラブ補助金 2 ホームヘルプ等利用者負担軽減事業費補助金	△113 △474
3 児童福祉費補助金	23,080	1 低年齢児保育充実事業費補助金 2 特定教育・保育施設型給付費補助金 3 地域子ども・子育て支援事業費補助金 4 放課後児童クラブ活動事業費補助金 5 保育対策総合支援事業費補助金 6 保育環境等改善事業費補助金 7 幼児教育ICT化支援事業費補助金	△562 5,558 16,609 △509 3,302 △2,068 750
1 保健衛生費補助金	△293	1 出産・子育て応援交付金	
1 農業費補助金	2,602	1 農業委員会交付金 2 多面的機能支払推進交付金 3 多面的機能支払交付金 4 経営所得安定対策等推進事業費補助金 5 農用地利用集積特別対策事業費補助金 6 水利施設等保全高度化事業費補助金 7 新規就農者育成総合対策事業費補助金	△25 226 △414 △2,251 △1,000 12,420 △6,354
3 水産業費補助金	△2,000	1 海岸漂着物等対策事業費補助金	
1 商工費補助金	361	1 地方消費者行政強化交付金	
1 土木管理費補助金	16,575	1 社会資本整備円滑化地籍整備交付金 2 社会資本整備円滑化地籍整備事業費補助金	10,125 6,450
2 都市計画費補助金	△3	1 土地取引規制等市町事務費交付金	
3 住宅費補助金	△46	1 木造住宅耐震補強等事業費補助金 2 空き家対策支援事業費補助金	79 △125
1 消防費補助金	△3,274	1 緊急地震対策促進事業費補助金	
1 教育総務費補助金	402	1 教育支援体制整備事業費補助金	
1 徴税費委託金	5,700	1 県民税賦課徴収事務委託金	
3 選挙費委託金	△46,112	1 参議院議員選挙委託金 2 知事選挙委託金	△22,364 △23,748
4 統計調査費委託金	△3,691	1 統計調査員確保対策事業交付金 2 人口推計調査交付金 3 学校基本調査交付金 4 経済センサス調査区設定交付金 5 農林業センサス交付金 6 経済センサス活動調査交付金 7 国勢調査交付金	△2 △20 △1 △5 △4 25 △3,684
2 人権政策費委託金	△66	1 人権啓発活動委託金	
1 河川費委託金	147	1 排水施設操作業務委託金	

(款) 18 県支出金  
(項) 3 委託金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
		5 教育費委託金	5,052	400	5,452
		6 消防費委託金	0	250	250
19		財産収入	76,286	23,430	99,716
	1	財産運用収入	57,934	17,979	75,913
		1 財産貸付収入	13,920	100	14,020
		2 利子及び配当金	44,014	17,879	61,893
	2	財産売払収入	18,352	5,451	23,803
		1 不動産売払収入	18,351	3,914	22,265
2 物品売払収入		1	1,537	1,538	
21		繰入金	5,552,579	△2,159,249	3,393,330
	1	基金繰入金	5,475,882	△2,151,161	3,324,721
		1 財政調整基金繰入金	4,114,838	△2,081,838	2,033,000
		3 国際交流基金繰入金	212	53	265
		4 地域福祉基金繰入金	31,246	△4,598	26,648
		5 育英基金繰入金	10,482	△1,554	8,928
		6 文化振興基金繰入金	3,113	57,276	60,389
		7 景観形成基金繰入金	11,430	△3,032	8,398
		8 ふるさと創生基金繰入金	140,089	△34,092	105,997
		9 地域振興基金繰入金	639,176	△83,376	555,800
	2	特別会計繰入金	76,697	△8,088	68,609
1 介護保険特別会計繰入金		76,697	△8,088	68,609	
23		諸収入	1,135,600	111,043	1,246,643
	1	延滞金、加算金及び過料	8,000	3,000	11,000
		1 延滞金	8,000	3,000	11,000
	2	市預金利子	100	2,800	2,900
		1 市預金利子	100	2,800	2,900
	5	雑入	1,079,483	105,243	1,184,726
		1 弁償金	2	376	378
	3 総務費収入	350,405	18,302	368,707	

(一般会計)

(単位：千円)

節		金額	説明	
区分				
2	港湾海岸費委託金	191	1	港湾海岸水防施設操作業務委託金
3	都市計画費委託金	△1	1	近畿自然歩道維持管理委託金 9
			2	建築基準法施行事務取扱交付金 △10
1	教育総務費委託金	400	1	読書活動推進事業委託金
1	消防費委託金	250	1	消防団入団促進・退団抑制事業委託金
1	土地貸付収入	100	1	普通財産貸付収入
1	利子及び配当金	17,879	1	基金一括運用利子
1	土地売払収入	3,914	1	普通財産売払収入
1	物品売払収入	1,537	1	不用品売払収入
1	財政調整基金繰入金	△2,081,838	1	財政調整基金繰入金
1	国際交流基金繰入金	53	1	国際交流基金繰入金
1	地域福祉基金繰入金	△4,598	1	地域福祉基金繰入金
1	育英基金繰入金	△1,554	1	育英基金繰入金
1	文化振興基金繰入金	57,276	1	文化振興基金繰入金
1	景観形成基金繰入金	△3,032	1	景観形成基金繰入金
1	ふるさと創生基金繰入金	△34,092	1	ふるさと創生基金繰入金
1	地域振興基金繰入金	△83,376	1	地域振興基金繰入金
1	介護保険特別会計繰入金	△8,088	1	介護保険特別会計繰入金
1	延滞金	3,000	1	延滞金
1	預金利子	2,800	1	預金利子
1	弁償金	376	1	水道料金弁償金
1	総務管理費収入	17,681	1	自動車損害共済災害共済金 731
			2	建物総合損害共済災害共済金 582
			3	コピー使用料 △8
			4	市町村職員中央研修所受講助成金 △26
			5	他会計等電算機器負担金 △138

(款) 23 諸収入  
(項) 5 雑入

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
4	民生費収入	258,978	143,905	402,883
5	衛生費収入	148,276	△26,036	122,240
7	農林水産業費収入	55,958	△5,163	50,795

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明			
区分	金額				
2 徴税費収入	621	6 デジタル基盤改革支援補助金	5,816		
		7 市有地使用料	34		
		8 退職手当他会計分担金	7,507		
		9 三重県市町村振興協会市町交付金	855		
		10 朝熊ふれあい会館修繕地元負担金	△50		
		11 日本財団法人件費収入	620		
		12 いせ出会い支援センター負担金	765		
		13 コミュニティセンター修繕地元負担金	△521		
		14 地域公共交通確保維持改善事業費収入	709		
		15 伊勢地域公共交通会議返還金	805		
		1 三重地方税管理回収機構人件費収入	490		
		2 滞納処分費	131		
		1 社会福祉費収入	△161	1 合同会館電気代等収入	△100
				2 伊勢市地域福祉計画・地域福祉活動計画分担金	△61
		2 老人福祉費収入	132,666	1 後期高齢者医療広域連合人件費収入	3,747
2 広域連合一体的実施事業推進交付金	953				
3 後期高齢者医療特別会計繰出金精算による返納金	127,966				
3 児童福祉費収入	11,400	1 保育所延長保育保護者負担金	31		
		2 病児・病後児保育事業利用者負担金	△577		
		3 一時保育負担金	△712		
		4 保育所職員給食代負担金	△158		
		5 病児・病後児保育事業町負担金	864		
		6 保育所休日保育保護者負担金	△18		
		7 認定こども園短時間部給食費	△81		
		8 認定こども園短時間部教材費	△3		
		9 認定こども園預り保育料	△54		
		10 認定こども園職員給食代負担金	△412		
		11 認定こども園延長保育保護者負担金	23		
		12 公立保育所給食費	△2,764		
		13 認定こども園長時間部給食費	193		
		14 おおぞら児童園支援費収入	14,671		
		15 放課後児童クラブ施設維持管理負担金	67		
		16 親子3人乗り自転車利用者負担金	△57		
		17 チャイルドシート利用者負担金	20		
		18 旧さくらぎ保育所使用料	212		
		19 子育て支援ショートステイ事業保険料	△1		
		20 放課後児童クラブ施設使用料	156		
1 保健衛生費収入	△25,146	1 教室受講料	△16		
		2 離宮の湯指定管理者維持管理分担金	△230		
		3 新型コロナワクチン定期接種助成金	△24,900		
2 清掃費収入	△890	1 清掃事業所運営経費負担金	△27		
		2 資源ごみ売払収入	△863		
1 農業費収入	△5,083	1 汁谷川排水機場維持管理負担金	62		
		2 土地改良施設維持管理適正化事業収入	△4,000		
		3 宮川用水施設管理事業負担金	△1,520		
		4 宮川用水施設使用料	22		
		5 農業用施設修繕等負担金	80		
		6 経営発展支援事業費補助金返還金	273		
2 水産業費収入	△80	1 三重県水産物消費拡大促進協議会事業助成金			

(款) 23 諸収入  
(項) 5 雑入

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
	8 商工費収入	7,572	△212	7,360
	10 土木費収入	128,404	△466	127,938
	11 消防費収入	24,502	△4,064	20,438
	12 教育費収入	70,649	△20,008	50,641
	13 雑入	29,474	△1,391	28,083
24	市債	5,773,600	△482,100	5,291,500
	1 市債	5,773,600	△482,100	5,291,500
	1 総務債	868,500	△317,200	551,300
	2 民生債	94,200	△6,000	88,200
	3 衛生債	51,000	58,100	109,100
	4 労働債	85,500	△8,300	77,200
	5 農林水産業債	221,400	97,800	319,200
	6 土木債	2,440,000	△163,900	2,276,100

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 商工費収入	△212	1 消費生活センター市町負担金
1 河川費収入	△70	1 準用河川大堀川支川改修事業等地元負担金
3 住宅費収入	△396	1 市営住宅共益費 △59 2 合併浄化槽維持管理負担金 △337
1 消防費収入	△4,064	1 防災ヘリコプター隊員派遣人件費収入 248 2 消防団員退職報償金収入 △4,382 3 消防団員等遺族補償年金交付金 49 4 消防団員等遺族補償年金特別交付金 49 5 高速自動車道救急隊支弁金 △240 6 自動車損害共済金収入 174 7 消防団員指導員研修補助金 10 8 女性消防団員活性化大会補助金 28
1 教育総務費収入	19	1 電力売払収入 △163 2 学童クラブ光熱水費収入 146 3 学校敷地占用料 △19 4 傷害保険解約返戻金 10 5 敷金精算金 42 6 下水道使用料還付金 3
2 社会教育費収入	△13,974	1 亡失（損壊）図書賠償料 △66 2 学習等供用施設補修費地元負担金 △8,905 3 公民館施設補修費地元負担金 △5,007 4 市有地占用料 4
3 保健体育費収入	△6,053	1 電力売払収入 △60 2 製氷機収入 7 3 スポーツ振興くじ助成金 △6,000
1 雑入	△1,391	1 図面売払収入 △37 2 出版物販売収入 △12 3 郵便料金負担金 △50 4 雇用保険料被保険者負担分 773 5 自動販売機電気代 △47 6 自動販売機設置料 △420 7 自動販売機収入 △79 8 電気自動車急速充電器収入 97 9 コミュニティ助成事業助成金 △3,500 10 職員手当等返戻金 338 11 旧学校目的外使用料 302 12 放置自転車売払収入 △15 13 指定管理料精算に伴う収入 1,259
1 総務管理債	△317,200	1 庁舎等整備事業債 △36,800 2 市民活動センター整備事業債 △290,600 3 地域自治推進事業債 2,300 4 デジタル化推進事業債 7,900
1 社会福祉債	△13,200	1 社会福祉施設整備事業債
2 児童福祉債	7,200	1 児童福祉施設整備事業債
1 保健衛生債	58,100	1 水道事業出資債
1 労働債	△8,300	1 労働施設整備事業債
1 農業債	97,800	1 農地等整備事業債 56,500 2 湛水防除施設整備事業債 41,300
1 道路橋梁債	△128,400	1 道路等整備事業債

(款) 24 市債  
(項) 1 市債

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計
7	消防債	280,800	△27,200	253,600
8	教育債	1,720,600	△114,500	1,606,100
9	災害復旧債	11,600	△900	10,700

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 河川債	△17,600	1 河川整備事業債	
3 港湾海岸債	△20,000	1 港湾海岸整備事業債	
4 都市計画債	11,700	1 都市施設整備事業債	5,100
		2 街路整備事業債	6,200
		3 公園整備事業債	400
5 公営住宅債	△9,600	1 公営住宅整備事業債	
1 消防債	△27,200	1 消防施設等整備事業債	△20,400
		2 災害対策施設整備事業債	△6,800
1 小学校債	202,000	1 小学校教育施設等整備事業債	
2 中学校債	41,400	1 中学校教育施設等整備事業債	
3 社会教育債	△363,300	1 社会教育施設整備事業債	△40,900
		2 文化施設整備事業債	△322,400
4 保健体育債	5,400	1 保健体育施設整備事業債	
2 公共土木施設災害復旧債	△900	1 河川災害復旧事業債	

### 3 歳 出

(款) 1 議会費  
(項) 1 議会費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		議会費	304,635	△6,424	298,211		△6,424
	1	議会費	304,635	△6,424	298,211		△6,424
	1	議会費	304,635	△6,424	298,211		△6,424

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	△331	1 議員活動事業	△4,880
		(1) 議員報酬等経費	(△331)
8 旅費	△1,612	(2) 議員活動費	(△1,234)
		(3) 政務活動費	(△3,315)
9 交際費	△50	2 議会運営事業	△1,544
10 需用費	△1,116	(1) 議会広報経費	(△961)
		(2) 議会及び議長交際費	(△50)
18 負担金、補助及び交付金	△3,315	(3) 議会運営一般経費	(△533)

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2	1	総務費	6,863,515	△134,242	6,729,273	△58,407	△75,835
		総務管理費	5,252,376	△17,210	5,235,166	△42,627	25,417
		1 一般管理費	1,703,912	74,559	1,778,471	県支出金 286 その他 9,386	64,887
	2	秘書管理費	7,712	△913	6,799		△913
	3	人事管理費	38,888	△690	38,198		△690
	4	人材育成推進費	40,500	△9,341	31,159	その他 △26	△9,315
6	デジタル化推進費	917,972	△116,230	801,742	国庫支出金 △1,402 市債 7,900 その他 △6,184	△116,544	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△1,460	1 人件費支給事業	72,546
2 給料	△1,136	(1) 一般職員人件費 (一般管理費)	(76,523)
3 職員手当等	76,942	(2) 会計年度任用職員人件費 (一般管理費)	(△3,977)
4 共済費	△1,800	2 総務管理事業	△147
8 旅費	△16	(1) 総務管理経費	(△147)
10 需用費	△130	3 退職手当他会計負担金	2,160
18 負担金、補助及び交付金	2,159	(1) 退職手当他会計負担金	(2,160)
7 報償費	△51	1 市政功労者表彰事業	△187
8 旅費	△431	(1) 市政功労者表彰事業	(△187)
10 需用費	△174	2 秘書管理事業	△726
11 役務費	△5	(1) 秘書管理一般経費	(△726)
12 委託料	△100		
13 使用料及び賃借料	△40		
18 負担金、補助及び交付金	△112		
12 委託料	△490	1 労務管理事業	△140
13 使用料及び賃借料	△200	(1) 労務管理一般経費	(△140)
		2 職員採用試験事業	△550
		(1) 職員採用試験経費	(△550)
12 委託料	△9,341	1 人材育成推進事業	△9,341
8 旅費	△60	(1) 外部人材活用事業	(△9,341)
10 需用費	△500	1 デジタル活用推進事業	△14,332
11 役務費	△13	(1) デジタル活用推進事業	(△12,060)
12 委託料	△57,183	(2) 公開型GIS導入事業	(△2,272)
13 使用料及び賃借料	△46,355	2 情報システム管理事業	△73,363
17 備品購入費	△12,119	(1) 住民情報システム管理経費	(△45,184)
		(2) システム標準化対応経費	(△28,179)
		3 ITセキュリティ対策事業	△28,475
		(1) ITセキュリティ対策事業	(△11,635)
		(2) 行政情報パソコン等更新事業	(△16,840)
		4 行政事務デジタル化一般事業	△60
		(1) 行政事務デジタル化一般経費	(△60)

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	7	企画費	418,995	0	418,995	国庫支出金 △588 その他 △135	723
	8	男女共同参画推進費	2,090	0	2,090	国庫支出金 △47	47
	9	文書管理費	18,847	△433	18,414		△433
	10	情報管理費	379	△167	212	その他 △10	△157
	11	公平委員会費	374	△198	176		△198
	13	基金管理費	44,016	129,126	173,142	その他 17,879	111,247
	15	財産管理費	359,714	△21,339	338,375	市債 △36,800 その他 △550	16,011
	16	車両管理費	37,863	△400	37,463	国庫支出金 21	△421
	17	市民交流推進費	919,085	△45,484	873,601	国庫支出金 296,779 市債 △290,600 その他 △20,900	△30,763
	18	地域自治推進費	274,131	△7,253	266,878	市債 2,300 その他 △7,300	△2,253

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
		財源更正	
		財源更正	
12 委託料	△433	1 庁内文書管理事業 (1) 文書管理一般経費	△433 (△433)
1 報酬	△150	1 情報公開制度整備事業 (1) 情報公開制度推進経費	△167 (△167)
8 旅費	△17		
1 報酬	△42	1 公平委員会事業 (1) 公平委員会経費	△198 (△198)
8 旅費	△129		
18 負担金、補助及び交付金	△27		
24 積立金	129,126	1 基金積立事業 (1) 地域福祉基金 (2) 育英基金 (3) 減債基金  2 基金利子積立事業 (1) 財政調整基金利子 (2) 減債基金利子 (3) 特定目的基金利子	111,247 (98) (149) (111,000)  17,879 (12,812) (1,947) (3,120)
10 需用費	△3,624	1 庁舎等管理事業 (1) 庁舎等管理経費	△16,739 (△16,739)
11 役務費	△400		
12 委託料	△5,697	2 市有財産管理事業 (1) 市有財産管理一般経費	△4,600 (△4,600)
14 工事請負費	△11,584		
17 備品購入費	△26		
18 負担金、補助及び交付金	△8		
10 需用費	△400	1 庁用自動車管理事業 (1) 車両管理経費	△400 (△400)
1 報酬	△120	1 市民交流推進事業 (1) 市民活動促進事業	△120 (△120)
14 工事請負費	△45,364	2 いせ市民活動センター改修事業 (1) いせ市民活動センター改修事業	△45,364 (△45,364)
12 委託料	△300	1 地域自治推進事業 (1) 地域自治推進事業	△3,453 (△3,453)
18 負担金、補助及び交付金	△6,953	2 自治区振興事業 (1) コミュニティ助成事業補助金 (2) 地域活動デジタル化推進事業	△3,800 (△3,500) (△300)

(款) 2 総務費  
(項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	19	国際交流事業費	2,294	△265	2,029	県支出金 △110 その他 53	△208
	20	防犯活動推進費	35,230	△4,181	31,049	県支出金 1,134 その他 △1,200	△4,115
	21	交通対策費	274,113	△14,001	260,112	国庫支出金 △12,319 その他 △194	△1,488
2		徴税費	619,859	△4,581	615,278	6,277	△10,858
	1	税務総務費	451,096	△3,671	447,425	県支出金 5,700 その他 490	△9,861
	2	賦課徴収費	168,763	△910	167,853	その他 87	△997
3		戸籍住民基本台帳費	417,143	△8,297	408,846	27,746	△36,043
	1	戸籍住民基本台帳費	417,143	△8,297	408,846	国庫支出金 30,967 その他 △3,221	△36,043

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	△265	1 国際交流推進事業 (1) 国際交流推進事業	△265 (△265)
1 報酬	△3,025	1 防犯活動推進事業 (1) 防犯活動推進事業	△4,181 (△4,181)
3 職員手当等	△576		
4 共済費	△580		
10 需用費	△13	1 交通安全推進事業 (1) 交通安全活動団体推進事業	△70 (△70)
12 委託料	△13,300		
18 負担金、補助及び交付金	△688	2 交通対策推進事業 (1) 地域公共交通促進事業	△13,931 (△13,931)
1 報酬	△562	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (税務総務費)	△3,618 (△2,949)
2 給料	△865	(2) 会計年度任用職員人件費 (税務総務費)	(△669)
3 職員手当等	△1,773	2 課税一般事業 (1) 課税一般経費	△53 (△53)
4 共済費	△418		
18 負担金、補助及び交付金	△53		
10 需用費	△16	1 賦課事業 (1) 賦課事業一般経費	△290 (△290)
11 役務費	△113		
12 委託料	△46	2 徴収管理事業 (1) 徴収管理一般経費	△310 (△310)
13 使用料及び賃借料	△26	3 電子申告運用事業 (1) 電子申告運用事業	△310 (△310)
17 備品購入費	△109		
18 負担金、補助及び交付金	△600		
2 給料	△207	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (戸籍住民基本台帳費)	△803 (△715)
3 職員手当等	△520	(2) 会計年度任用職員人件費 (戸籍住民基本台帳費)	(△88)
4 共済費	△76	2 戸籍住民基本台帳管理事業 (1) 戸籍住民基本台帳事務一般経費	△7,494 (△272)
8 旅費	△50	(2) 戸籍振り仮名対応経費	(△7,222)
10 需用費	△320		
11 役務費	△2,356		

## (款) 2 総務費

## (項) 3 戸籍住民基本台帳費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4		選挙費	436,924	△99,683	337,241	△46,112	△53,571
	1	選挙管理委員会 費	39,255	△1,161	38,094		△1,161
	2	選挙啓発費	849	△196	653		△196
	3	市長及び市議会 議員選挙費	143,555	△48,407	95,148		△48,407
	4	参議院議員選挙 費	86,342	△23,682	62,660	県支出金 △22,364	△1,318

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
12 委託料	△4,136		
13 使用料及び賃借料	△610		
18 負担金、補助及び交付金	△22		
1 報酬	△300	1 人件費支給事業	△1,152
2 給料	△777	(1) 一般職員人件費 (選挙管理委員会費)	(△852)
3 職員手当等	△30	(2) 会計年度任用職員人件費 (選挙管理委員会費)	(△300)
4 共済費	△45	2 選挙管理委員会運営事業	△9
8 旅費	△9	(1) 選挙管理委員会活動経費	(△9)
7 報償費	△107	1 選挙啓発事業	△196
13 使用料及び賃借料	△89	(1) 選挙啓発活動経費	(△196)
1 報酬	△646	1 市長及び市議会議員選挙経費	△48,407
3 職員手当等	△7,639	(1) 市長及び市議会議員選挙経費	(△48,407)
7 報償費	△15		
8 旅費	△4		
10 需用費	△6,066		
11 役務費	△1,475		
12 委託料	△15,663		
13 使用料及び賃借料	△1,655		
18 負担金、補助及び交付金	△15,244		
1 報酬	△2,112	1 参議院議員選挙経費	△23,682
3 職員手当等	△10,333	(1) 参議院議員選挙経費	(△23,682)
7 報償費	△17		
8 旅費	△8		
10 需用費	△924		
11 役務費	△776		
12 委託料	△7,511		

(款) 2 総務費  
(項) 4 選挙費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	5	知事選挙費	74,089	△26,237	47,852	県支出金 △23,748	△2,489
	5	統計調査費	98,731	△3,718	95,013	△3,691	△27
	1	統計調査総務費	27,685	△33	27,652	県支出金 △2	△31
	2	諸統計調査費	71,046	△3,685	67,361	県支出金 △3,689	4
	6	監査委員費	38,482	△753	37,729		△753
	1	監査委員費	38,482	△753	37,729		△753

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
13 使用料及び 賃借料	△1,220		
17 備品購入費	△781		
1 報酬	△3,780	1 知事選挙経費	△26,237
3 職員手当等	△8,140	(1) 知事選挙経費	(△26,237)
7 報償費	△17		
8 旅費	△43		
10 需用費	△2,318		
11 役務費	△841		
12 委託料	△9,506		
13 使用料及び 賃借料	△1,592		
8 旅費	△24	1 統計調査事業	△33
13 使用料及び 賃借料	△1	(1) 統計調査一般経費	(△33)
18 負担金、補 助及び交付 金	△8		
1 報酬	△19	1 諸統計調査事業	△3,685
10 需用費	△4	(1) 諸統計調査事業	(△3,685)
11 役務費	△531		
12 委託料	△3,131		
1 報酬	△23	1 監査委員活動運営事業	△753
4 共済費	△257	(1) 監査委員活動経費	(△280)
8 旅費	△433	(2) 事務局運営経費	(△433)
12 委託料	△40	(3) 工事等技術調査委託経費	(△40)

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3	1	民生費	24,617,267	57,618	24,674,885	131,922	△74,304
		社会福祉費	8,137,064	△61,203	8,075,861	△113,834	52,631
		1 社会福祉総務費	2,135,216	△34,328	2,100,888	国庫支出金 △29,226 県支出金 △3,399 市債 △13,200 その他 1,254	10,243
	2	障害者福祉費	4,570,946	△1,284	4,569,662	国庫支出金 △30,493 県支出金 △15,463	44,672
	5	地域福祉推進費	455,011	△25,591	429,420	国庫支出金 △13,483 県支出金 △6,152 その他 △3,672	△2,284

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
1 報酬	△2,013	1 人件費支給事業	△1,892
3 職員手当等	△1,449	(1) 一般職員人件費 (社会福祉総務費)	(△671)
4 共済費	△511	(2) 会計年度任用職員人件費 (社会福祉総務費)	(△1,221)
7 報償費	△294	2 社会福祉関係団体育成事業	△615
8 旅費	△111	(1) 民生委員児童委員活動経費	(△615)
10 需用費	△627	3 老人福祉センター等管理事業	△1,000
11 役務費	△891	(1) 老人福祉センター等管理事業	(△1,000)
12 委託料	△283	4 ハートプラザみその等管理事業	1,240
13 使用料及び賃借料	△76	(1) ハートプラザみその等管理事業	(1,240)
14 工事請負費	△1,000	5 社会福祉一般事業	△290
18 負担金、補助及び交付金	△27,141	(1) 福祉有償運送運営支援事業	(△290)
27 繰出金	68	6 再犯防止推進事業	△238
		(1) 再犯防止推進事業	(△238)
		7 国民健康保険特別会計繰出金	68
		(1) 保険基盤安定繰出金	(3,882)
		(2) 特定健康診査等事業繰出金	(△1,873)
		(3) 未就学児均等割保険料繰出金	(△1,057)
		(4) 産前産後保険料繰出金	(△884)
		8 健康福祉ステーション運営経費	△1,361
		(1) 健康福祉ステーション運営経費	(△1,361)
		9 原油価格・物価高騰等緊急対策事業	△30,240
		(1) 定額減税補足給付金事業	(△30,240)
12 委託料	613	1 障害者地域生活支援事業	281
18 負担金、補助及び交付金	△1,897	(1) 障害者地域生活支援事業	(281)
		2 障害者福祉対策事業	△1,565
		(1) 障害者福祉運営対策経費	(△1,565)
1 報酬	△3,718	1 いせライフセーフティネット事業	△25,591
3 職員手当等	△465	(1) 生活困窮者自立支援事業	(△1,569)
4 共済費	△427	(2) 地域介護予防活動支援事業	(△399)
8 旅費	△10	(3) 地域包括支援センター運営事業	(△19,000)
10 需用費	△3	(4) 地域福祉一般経費	(△97)
12 委託料	△19,000	(5) 孤独・孤立対策推進事業	(△4,526)
13 使用料及び賃借料	△10		
18 負担金、補助及び交付金	△389		

(款) 3 民生費  
(項) 1 社会福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
2		老人福祉費	4,917,315	38,970	4,956,285	△17,908	56,878
	1	老人福祉推進費	4,917,315	38,970	4,956,285	国庫支出金 817 県支出金 △15,097 その他 △3,628	56,878
3		児童福祉費	9,362,380	81,916	9,444,296	263,730	△181,814
	1	児童福祉総務費	1,667,877	△38,286	1,629,591	国庫支出金 △677 県支出金 7,405 市債 △9,100 その他 △1,684	△34,230
	2	児童措置費	5,182,859	140,005	5,322,864	国庫支出金 146,931 県支出金 63,027 その他 △887	△69,066
	3	父母子福祉費	463,381	△1,256	462,125	国庫支出金 △1,007	△249

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	明
区分	金額		
19 扶助費	△1,569		
12 委託料	276	1 高齢者等生活支援事業	999
18 負担金、補助及び交付金	△4,989	(1) 高齢者リフト付タクシー利用支援事業	(2,928)
		(2) 高齢者電動アシスト自転車購入補助事業	(△1,929)
19 扶助費	2,928	2 老人クラブ活動助成事業	△407
		(1) 老人クラブ補助金	(△407)
27 繰出金	40,755	3 高齢者福祉対策事業	△2,653
		(1) 高齢者福祉対策事業	(△2,653)
		4 みなとふれあいセンター管理事業	276
		(1) みなとふれあいセンター管理経費	(276)
		5 後期高齢者医療特別会計繰出金	△30,376
		(1) 保険基盤安定繰出金	(△19,892)
		(2) 事務費繰出金	(△7,233)
		(3) 保健事業繰出金	(△3,101)
		(4) 保健・介護予防一体的の実施事業繰出金	(△150)
		6 介護保険特別会計繰出金	71,131
		(1) 介護給付費繰出金	(66,782)
		(2) 事務費繰出金	(1,892)
		(3) 地域支援事業繰出金	(822)
		(4) 低所得者保険料軽減繰出金	(1,635)
1 報酬	△30	1 保育対策推進事業	△3,940
12 委託料	2,413	(1) 医療的ケア児童保育支援事業	(△3,920)
18 負担金、補助及び交付金	△50,855	(2) 保育所研修事業	(△20)
19 扶助費	10,186	2 子育て応援事業	△30
		(1) ファミリーサポートセンター事業	(△30)
		3 放課後児童対策事業	12,599
		(1) 放課後児童対策事業	(12,599)
		4 民間保育施設各種補助事業	△46,819
		(1) 民間保育施設特別保育事業	(△2,243)
		(2) 民間保育施設運営補助事業	(△18,295)
		(3) 民間保育所等施設整備事業	(△26,281)
		5 原油価格・物価高騰等緊急対策事業	△96
		(1) 子ども支援施設等安定運営支援事業	(△96)
19 扶助費	140,005	1 特定教育・保育施設型給付事業	140,005
		(1) 特定教育・保育施設型給付事業	(140,005)
1 報酬	△60	1 ひとり親家庭福祉事業	△1,256
3 職員手当等	△5	(1) ひとり親家庭支援事業	(△1,256)
4 共済費	△70		

## (款) 3 民生費

## (項) 3 児童福祉費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	4	児童福祉施設費	1,760,309	△14,951	1,745,358	国庫支出金 37,852 県支出金 2,375 市債 16,300 その他 △11,409	△60,069
	5	児童館費	26,665	△759	25,906		△759
	6	こども発達支援費	261,289	△2,837	258,452	国庫支出金 △22 その他 14,626	△17,441
	5	人権政策費	82,659	△2,065	80,594	△66	△1,999
	1	人権施策管理費	77,583	△1,482	76,101		△1,482

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	△1,121		
2 給料	△2,187	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (児童福祉施設費)	△4,436 (△4,436)
3 職員手当等	△1,521		
4 共済費	△728	2 市立保育所各種保育事業 (1) 入所児童処遇経費	△4,590 (△4,119)
7 報償費	△164	(2) 市立保育所特別保育事業 (3) 地域子育て支援センター事業	(△198) (△273)
8 旅費	△67	3 市立保育所管理運営事業 (1) 市立保育所維持管理経費	△4,099 (△3,789)
10 需用費	△8,011	(2) 市立保育所運営経費	(△310)
11 役務費	△193	4 市立認定こども園管理運営事業 (1) 市立認定こども園運営経費	△1,826 (△1,187)
12 委託料	△984	(2) 市立認定こども園維持管理経費	(△639)
13 使用料及び賃借料	△1,021		
15 原材料費	△36		
18 負担金、補助及び交付金	△39		
11 役務費	△33	1 児童館管理運営事業 (1) 児童館管理運営事業	△759 (△759)
12 委託料	△69		
13 使用料及び賃借料	△7		
14 工事請負費	△650		
1 報酬	△531	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (こども発達支援費)	△232 (△232)
2 給料	△73		
3 職員手当等	△159	2 児童発達支援センター管理運営事業 (1) おおぞら児童園運営事業 (2) 障害児相談支援事業	△1,084 (△497) (△587)
7 報償費	△1,424		
8 旅費	△219	3 こども発達支援事業 (1) こども発達支援事業	△1,521 (△1,521)
10 需用費	△30		
11 役務費	△8		
12 委託料	△246		
13 使用料及び賃借料	△147		
2 給料	△238	1 人件費支給事業	△1,182

(款) 3 民生費  
 (項) 5 人権政策費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	人権啓発推進費	5,076	△583	4,493	県支出金 △66	△517

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	△793	(1) 一般職員人件費 (人権施策管理費)	(△1,182)
4 共済費	△151	2 人権施策推進事業	△300
12 委託料	△300	(1) 人権施策一般事業	(△300)
10 需用費	△165	1 人権啓発推進事業	△415
12 委託料	△418	(1) 人権啓発推進事業	(△415)
		2 人権教育推進事業	△168
		(1) 講演会開催事業	(△168)

(款) 4 衛生費  
(項) 1 保健衛生費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
4	1	衛生費	5,150,511	150,895	5,301,406	132,317	18,578
		保健衛生費	2,966,621	171,475	3,138,096	134,617	36,858
		1 保健衛生総務費	596,709	41,756	638,465	市債 58,100	△16,344
		2 保健センター費	1,304,236	106,523	1,410,759	国庫支出金 100,000 その他 △16	6,539
		3 予防費	421,427	19,720	441,147	その他 △24,900	44,620
	5 母子保健推進費	235,109	3,476	238,585	国庫支出金 1,129 県支出金 304	2,043	
	2	清掃費	2,183,890	△20,580	2,163,310	△2,300	△18,280
		1 清掃総務費	1,202,062	△18,491	1,183,571	その他 △86	△18,405
		3 じん芥処理費	967,701	△2,089	965,612	その他 △2,214	125

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	395	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (保健衛生総務費)	△92 (△92)
3 職員手当等	△499		
4 共済費	12	2 伊勢広域環境組合運営事業 (1) 伊勢広域環境組合負担金 (斎場) (2) 伊勢広域環境組合負担金 (し尿)	△13,400 (△1,000) (△12,400)
18 負担金、補助及び交付金	△16,252	3 污水处理施設整備事業 (1) 合併処理浄化槽整備事業補助金	△2,852 (△2,852)
23 投資及び出資金	58,100	4 水道事業出資金 (1) 水道事業出資金	58,100 (58,100)
1 報酬	△300	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (保健センター費)	△1,418 (△800)
3 職員手当等	△994	(2) 会計年度任用職員人件費 (保健センター費)	(△618)
4 共済費	△73	2 病院事業会計繰出金 (1) 病院事業会計繰出金	107,941 (107,941)
8 旅費	△51		
27 繰出金	107,941		
12 委託料	33,720	1 予防接種事業 (1) 予防接種事業	19,720 (19,720)
18 負担金、補助及び交付金	△14,000		
1 報酬	△1,199	1 子育て世代包括支援事業 (1) 妊娠出産支援事業 (2) 出産・子育て応援事業	2,229 (△1,026) (3,255)
2 給料	△67		
3 職員手当等	△1,132	2 健康診査事業 (1) 妊産婦・乳児健康診査事業	1,624 (1,624)
4 共済費	△112		
8 旅費	64	3 子育て支援事業 (1) 乳幼児保健指導事業 (2) 新生児等訪問指導事業	△377 (△120) (△257)
12 委託料	△120		
22 償還金、利子及び割引料	6,042		
2 給料	△231	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (清掃総務費)	△1,112 (△1,112)
3 職員手当等	△551		
4 共済費	△330	2 伊勢広域環境組合負担金 (1) 伊勢広域環境組合負担金 (ごみ)	△16,379 (△16,379)
18 負担金、補助及び交付金	△17,379	3 きれいなまちづくり推進事業 (1) 廃棄物集積所設置補助金	△1,000 (△1,000)
2 給料	△695	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (じん芥処理費)	△1,089 (△1,089)



(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
3 職員手当等	△247	2 じん芥収集事業	△1,000
4 共済費	△147	(1) じん芥収集一般事業	(△1,000)
12 委託料	△1,000		

(款) 5 労働費  
(項) 1 労働諸費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
5	1	労働費	152,895	△7,070	145,825	△8,917	1,847
		労働諸費	152,895	△7,070	145,825	△8,917	1,847
		1 労働諸費	152,895	△7,070	145,825	国庫支出金 △250 市債 △8,300 その他 △367	1,847

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
7 報償費	△338	1 雇用対策事業	△1,330
		(1) 雇用就労支援事業	(△1,330)
12 委託料	△302	2 高齢者労働対策事業	△1,245
13 使用料及び 賃借料	△50	(1) 高齢者労働能力活用事業費補助金	(△1,245)
14 工事請負費	△4,495	3 勤労者福祉施設管理運営事業	△4,495
18 負担金、補 助及び交付 金	△1,885	(1) サンライフ管理経費	(△4,495)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 1 農業費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
6	1	農林水産業費	1,080,532	67,755	1,148,287	76,467	△8,712
		農業費	912,713	69,393	982,106	78,547	△9,154
		1 農業委員会費	56,421	△25	56,396	県支出金 △25	
		2 農業総務費	101,139	△1,648	99,491		△1,648
		3 農業振興費	72,189	△11,442	60,747	国庫支出金 △500 県支出金 △9,605 その他 273	△1,610
		4 農業用施設管理費	178,594	△552	178,042	県支出金 △188 その他 80	△444
		6 農地費	238,756	55,370	294,126	県支出金 12,420 市債 56,500 その他 △17,770	4,220
		7 湛水防除事業費	260,077	27,690	287,767	市債 41,300 その他 △3,938	△9,672
	2	林業費	106,771	△121	106,650		△121

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 使用料及び賃借料	△25	1 農業委員会管理運営事業 (1) 農業委員会運営経費	△25 (△25)
2 給料	△263	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (農業総務費)	△720 (△720)
3 職員手当等	△317		
4 共済費	△140	2 農政一般事業 (1) 農業一般経費	△928 (△928)
18 負担金、補助及び交付金	△920		
26 公課費	△8		
7 報償費	△40	1 担い手対策事業 (1) 担い手支援事業	△8,349 (△8,349)
10 需用費	△91		
11 役務費	△33	2 農業振興事業 (1) 農業振興事業	△2,883 (△250)
12 委託料	△167	(2) 農地中間管理事業 (3) 競争力強化チャレンジ応援事業	(△1,000) (△1,633)
13 使用料及び賃借料	△187	3 食育推進事業 (1) 農業体験学習事業	△210 (△210)
18 負担金、補助及び交付金	△10,924		
18 負担金、補助及び交付金	△552	1 農業生産基盤保全管理事業 (1) 多面的機能支払交付金事業	△552 (△552)
12 委託料	△4,000	1 土地改良事業負担金 (1) 県営事業負担金	15,995 (15,995)
14 工事請負費	21,825		
18 負担金、補助及び交付金	37,545	2 土地改良事業 (1) 農業用排水路整備事業 (2) 農地中間管理機構関連農地整備事業	30,475 (21,495) (8,980)
		3 農業水利施設整備事業 (1) 農村地域防災減災事業	△1,600 (△1,600)
		4 新ごみ処理施設整備関連周辺環境整備事業 (1) 農業用施設整備事業	10,500 (10,500)
10 需用費	△284	1 土地改良施設維持管理適正化事業 (1) 排水機等補修事業	△543 (△543)
12 委託料	△662		
14 工事請負費	△1,105	2 土地改良施設維持管理事業 (1) 排水機維持管理経費	28,233 (△1,555)
18 負担金、補助及び交付金	29,741	(2) 排水機維持管理経費 (機能更新)	(29,788)

(款) 6 農林水産業費  
(項) 2 林業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	林業振興費	89,817	△121	89,696		△121
	3	水産業費	61,048	△1,517	59,531	△2,080	563
	1	水産総務費	25,445	△445	25,000		△445
	2	水産振興費	4,115	△1,072	3,043	その他 △80	△992
	3	漁港管理費	31,488	0	31,488	県支出金 △2,000	2,000

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
27 繰出金	△121	1 森林経営管理事業 (1) 森林経営管理事業	△121 (△121)
8 旅費	△115	1 水産業一般事業 (1) 水産業一般事業	△445 (△445)
12 委託料	△330		
10 需用費	△35	1 水産振興事業 (1) 水産振興補助金	△937 (△937)
12 委託料	△80		
13 使用料及び 賃借料	△20	2 担い手対策事業 (1) 水産教室実施事業	△135 (△135)
18 負担金、補 助及び交付 金	△937		
		財源更正	

(款) 7 商工費  
(項) 1 商工費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
7	1	商工費	576,020	△40,798	535,222	△41,776	978
		商工費	576,020	△40,798	535,222	△41,776	978
	1	商工総務費	104,393	△1,428	102,965	県支出金 361 その他 △212	△1,577
	2	商工業振興費	434,438	△37,320	397,118	国庫支出金 △12,633 その他 △15,003	△9,684
3	産業支援推進費	37,189	△2,050	35,139	その他 △14,289	12,239	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	△509	1 人件費支給事業	△1,042
2 給料	38	(1) 一般職員人件費 (商工総務費)	(△789)
3 職員手当等	△493	(2) 会計年度任用職員人件費 (商工総務費)	(△253)
4 共済費	△203	2 消費生活関連事業	△386
8 旅費	△127	(1) 消費生活センター運営事業	(△386)
13 使用料及び賃借料	△20		
17 備品購入費	△89		
18 負担金、補助及び交付金	△25		
1 報酬	△12	1 中小企業振興対策事業	△30,458
8 旅費	△3	(1) 地域商業活性化事業	(△5,147)
12 委託料	△8,602	(2) 創業・スタートアップ支援事業	(△2,705)
18 負担金、補助及び交付金	△28,703	(3) 地域経済循環創造事業	(△22,606)
		2 地域産業振興事業	△6,862
		(1) 外部活力導入事業	(△6,862)
1 報酬	△30	1 産業支援推進事業	△2,050
8 旅費	△16	(1) ものづくり推進事業	(△2,050)
10 需用費	△1		
18 負担金、補助及び交付金	△2,003		

(款) 8 観光費  
(項) 1 観光費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
8	1	観光費	658,472	△26,150	632,322	△2,150	△24,000
		観光費	658,472	△26,150	632,322	△2,150	△24,000
		1 観光総務費	204,364	△4,790	199,574	その他 △50	△4,740
	2	観光振興費	107,073	△12,849	94,224	国庫支出金 △1,400	△11,449
	3	旅客誘致費	213,421	△8,511	204,910	その他 △700	△7,811

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
2 給料	△3,386	1 人件費支給事業	△4,640
3 職員手当等	△903	(1) 一般職員人件費 (観光総務費)	(△3,818)
4 共済費	△351	(2) 会計年度任用職員人件費 (観光総務費)	(△822)
8 旅費	△100	2 観光一般事業	△150
9 交際費	△50	(1) 観光一般経費	(△150)
8 旅費	△188	1 観光客受入基盤整備事業	△1,752
10 需用費	△14	(1) 観光客受入基盤整備事業	(△1,752)
12 委託料	△9,695	2 選ばれる観光地づくり推進事業	△11,097
14 工事請負費	△2,952	(1) 選ばれる観光地づくり推進事業	(△4,599)
10 需用費	△2,530	(2) 外部活力導入事業	(△6,498)
11 役務費	△1,670	1 旅客誘致宣伝事業	△970
12 委託料	△3,736	(1) ターゲット戦略推進事業	(△700)
13 使用料及び賃借料	△100	(2) 旅客誘致推進事業	(△270)
14 工事請負費	△475	2 観光客受入推進事業	△2,391
		(1) 観光客受入環境創出事業	(△1,711)
		(2) 二見ビーチ活性化事業	(△680)
		3 御遷宮旅客誘致推進事業	△5,150
		(1) 御遷宮誘客宣伝事業	(△5,150)

(款) 9 土木費  
(項) 1 土木管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
9	1	土木費	8,359,784	△213,887	8,145,897	△242,748	28,861
		土木管理費	471,700	23,202	494,902	20,106	3,096
		1 土木総務費	471,700	23,202	494,902	県支出金 20,106	3,096
	2	道路橋梁費	2,595,961	△157,461	2,438,500	△185,552	28,091
		1 道路橋梁総務費	169,852	△1,998	167,854	国庫支出金 △557 市債 △7,400	5,959
		2 道路維持費	259,530	△23,600	235,930	国庫支出金 △11,000 市債 △600 その他 5,424	△17,424
		3 道路新設改良費	359,853	△24,165	335,688	国庫支出金 683 市債 △49,300 その他 2,353	22,099
		4 橋梁維持費	218,087	0	218,087	国庫支出金 △3,978 市債 6,400	△2,422
		6 道路整備事業費	1,535,894	△107,698	1,428,196	国庫支出金 △46,947 市債 △77,500 その他 △3,130	19,879

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	354	1 人件費支給事業	△5,083
2 給料	△2,212	(1) 一般職員人件費 (土木総務費)	(△5,083)
3 職員手当等	△2,493	2 土木関係一般事業	△245
4 共済費	△378	(1) 各種協議会等負担金	(△20)
7 報償費	△81	(2) 土木関係一般管理経費	(△225)
10 需用費	30	3 地籍調査事業	28,530
11 役務費	177	(1) 地籍調査推進事業	(28,530)
12 委託料	27,839		
13 使用料及び 賃借料	△14		
18 負担金、補 助及び交付 金	△20		
2 給料	△119	1 人件費支給事業	△1,136
3 職員手当等	△936	(1) 一般職員人件費 (道路橋梁総務費)	(△1,136)
4 共済費	△81	2 道路橋梁管理事業	△862
14 工事請負費	△862	(1) 道路管理経費	(△862)
18 負担金、補 助及び交付 金	△23,600	1 道路維持事業	△23,600
12 委託料	△4,395	(1) 道路維持補修経費	(△23,600)
14 工事請負費	△18,570	1 道路新設改良事業	△24,165
21 補償、補填 及び賠償金	△1,200	(1) 道路改良事業	(△7,895)
		(2) 道路側溝等改良事業	(△16,270)
		財源更正	
11 役務費	△312	1 道路整備事業	△107,698
12 委託料	△108,486	(1) 一之木5丁目16号線整備事業	(△536)
13 使用料及び 賃借料	△134	(2) 高向小俣線ほか1線整備事業	(△108,396)
		(3) 本町2号線無電柱化事業	(1,234)

(款) 9 土木費  
(項) 2 道路橋梁費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
3		河川費	934,714	△14,595	920,119	△27,692	13,097
	1	河川総務費	62,446	△748	61,698	市債 11,500	△12,248
	2	河川維持費	95,051	△13,847	81,204	国庫支出金 △10,239 県支出金 147	△3,755
	3	河川改良費	257,900	0	257,900	市債 600	△600
	4	排水路維持費	431,117	0	431,117	市債 △29,700	29,700
4		港湾海岸費	39,692	△22,507	17,185	△19,809	△2,698
	1	港湾海岸費	39,692	△22,507	17,185	県支出金 191 市債 △20,000	△2,698
5		都市計画費	3,922,135	3,778	3,925,913	11,998	△8,220
	1	都市計画総務費	2,193,495	△3,705	2,189,790	県支出金 △13 市債 △500 その他 △3,032	△160
	2	まちづくり推進費	1,173,267	9,982	1,183,249	国庫支出金 2,800 市債 12,000 その他 △4,800	△18
	3	都市施設管理費	223,186	△300	222,886	県支出金 9 市債 △6,900 その他 △30	6,621
	5	街路事業費	149,934	△11,599	138,335	国庫支出金 △4,400 市債 6,700 その他 △236	△13,663

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	1,234		
2 給料	△748	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (河川総務費)	△748 (△748)
2 給料	1,243	1 河川管理事業 (1) 国所管排水施設維持管理経費	△13,847 (△13,877)
10 需用費	△3,269	(2) 県所管排水施設維持管理経費	(30)
11 役務費	△18		
12 委託料	△11,803		
		財源更正	
		財源更正	
12 委託料	△307	1 港湾海岸事業 (1) 県営事業地元負担金	△22,507 (△22,200)
18 負担金、補助及び交付金	△22,200	(2) 宇治山田港湾整備促進事業	(△307)
2 給料	△125	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (都市計画総務費)	△673 (△673)
3 職員手当等	△542		
4 共済費	△6	2 景観形成推進事業 (1) 景観形成推進事業	△3,032 (△3,032)
18 負担金、補助及び交付金	△3,032		
12 委託料	10,000	1 市街地活性化事業 (1) 中心市街地都市機能再生促進事業	9,982 (△18)
18 負担金、補助及び交付金	△18	(2) まちなかウォークアブル推進事業	(10,000)
10 需用費	△300	1 都市施設管理事業 (1) 都市施設維持管理経費	△300 (△300)
12 委託料	△1,100	1 街路整備事業 (1) 県営事業地元負担金	△11,599 (△5,500)
14 工事請負費	△6,292	(2) 岡本吹上線改良事業	(△6,099)
18 負担金、補助及び交付金	△5,500		
21 補償、補填及び賠償金	1,293		

(款) 9 土木費  
(項) 5 都市計画費

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	6	公園費	66,180	9,400	75,580	国庫支出金 10,000 市債 400	△1,000
	6	住宅費	395,582	△46,304	349,278	△41,799	△4,505
	1	住宅管理費	261,953	△21,721	240,232	国庫支出金 △12,140 市債 △9,600 その他 △2,775	2,794
	2	住宅対策費	133,629	△24,583	109,046	国庫支出金 △13,869 県支出金 △3,415	△7,299

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	△1,780	1 公園整備事業	△12,440
14 工事請負費	21,840	(1) 県営事業地元負担金	(△10,660)
		(2) 宮川河川敷公園整備事業	(△1,780)
18 負担金、補助及び交付金	△10,660	2 公園維持事業	21,840
		(1) 公園長寿命化事業	(21,840)
14 工事請負費	△21,721	1 公営住宅整備事業	△21,721
		(1) 住宅等整備事業	(△21,721)
10 需用費	△99	1 住宅対策事業	△24,583
11 役務費	△161	(1) 住宅・建築物耐震改修等促進事業	(△14,839)
12 委託料	△15,310	(2) 空家等対策事業	(△8,968)
18 負担金、補助及び交付金	△9,013	(3) 住宅・空家リフォーム等促進事業	(△776)

(款) 10 消防費  
(項) 1 消防費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
10	1	消防費	2,806,195	△27,459	2,778,736	△20,813	△6,646
		消防費	2,806,195	△27,459	2,778,736	△20,813	△6,646
		1 常備消防費	2,345,486	△19,309	2,326,177	市債 △9,800 その他 △2,651	△6,858
		2 非常備消防費	114,936	△17,252	97,684	国庫支出金 1,079 県支出金 250 市債 △8,500 その他 △4,246	△5,835
		3 消防施設費	46,072	△162	45,910	市債 △2,100 その他 △70	2,008
		4 水防費	14,213	△1,760	12,453	県支出金 △876	△884
		5 災害対策費	285,488	11,024	296,512	国庫支出金 14,520 県支出金 1,081 市債 △6,800 その他 △2,700	4,923

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
2 給料	△1,165	1 人件費支給事業	△2,655
3 職員手当等	△736	(1) 消防職員人件費	(△2,655)
4 共済費	△754	2 常備消防管理事業	△3,440
8 旅費	△304	(1) 庁舎等管理経費	(△20)
10 需用費	△200	(2) 車両管理経費	(△30)
11 役務費	△642	(3) 機械等管理経費	(△1,365)
12 委託料	△11,448	(4) 貸与被服購入経費	(△200)
13 使用料及び賃借料	△492	(5) 職員健康診断委託経費	(△600)
17 備品購入費	△2,868	(6) 常備消防一般経費	(△1,225)
18 負担金、補助及び交付金	△700	3 常備消防整備推進事業	△2,872
7 報償費	△4,648	(1) 消防自動車購入事業	(△2,872)
11 役務費	△10	4 広域消防連携・協力推進事業	△10,342
17 備品購入費	△12,594	(1) 三重南消防通信指令事務協議会運営経費	(△359)
		(2) 三重南消防指令センター整備事業	(△9,983)
7 報償費	△4,648	1 非常備消防管理事業	△4,648
11 役務費	△10	(1) 消防団員報酬等経費	(△4,648)
17 備品購入費	△12,594	2 非常備消防整備推進事業	△12,604
		(1) 小型動力ポンプ付積載車購入事業	(△12,604)
18 負担金、補助及び交付金	△162	1 消防施設維持管理事業	△162
12 委託料	△1,760	(1) 施設維持管理経費	(△162)
1 報酬	△317	1 水害予防事業	△1,760
3 職員手当等	△227	(1) 水害予防経費	(△1,760)
7 報償費	△34	1 防災対策事業	11,024
10 需用費	△2,076	(1) 防災行政無線管理運用経費	(2,646)
11 役務費	△2,367	(2) 地域防災力向上支援事業	(△227)
12 委託料	△151	(3) 避難行動要支援者対策事業	(△3,828)
17 備品購入費	13,550	(4) 防災対策一般経費	(△800)
18 負担金、補助及び交付金	2,646	(5) 防災センター維持管理経費	(△317)
		(6) 避難所等環境向上事業	(13,550)

(款) 11 教育費  
(項) 1 教育総務費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
11	1	教育費	6,725,721	△50,506	6,675,215	170,442	△220,948
		教育総務費	1,551,521	△3,019	1,548,502	83,978	△86,997
		1 教育委員会費	4,660	△163	4,497		△163
		2 事務局費	467,032	12,647	479,679	市債 △12,500	25,147
		3 教育振興費	581,804	△7,818	573,986	国庫支出金 △3,397 県支出金 △1,666 市債 7,000 その他 △1,554	△8,201
	4 教育研究所費	462,785	△7,468	455,317	国庫支出金 593 県支出金 402 市債 95,100	△103,563	
	5 人権教育費	33,896	△217	33,679		△217	
	2	小学校費	1,196,215	59,001	1,255,216	141,726	△82,725
		1 小学校管理費	618,222	15,123	633,345	国庫支出金 △4,510 市債 30,100 その他 132	△10,599
		2 小学校教育振興費	89,142	△1,452	87,690	国庫支出金 208	△1,660

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
8 旅費	△163	1 教育委員会運営事業 (1) 教育委員活動経費	△163 (△163)
3 職員手当等	13,374	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費(事務局費)	13,247 (13,247)
4 共済費	△127		
12 委託料	△600	2 事務局管理事業 (1) 職員等健康診断委託経費	△600 (△600)
1 報酬	△2,685	1 教育振興事業 (1) 学校教育支援事業	△264 (△264)
18 負担金、補助及び交付金	△2,841	2 私立学校等助成事業 (1) 私立学校等振興助成事業	△731 (△731)
19 扶助費	△2,292	3 奨学金育英事業 (1) 奨学金育英事業	△1,554 (△1,554)
		4 小中学校適正規模化・適正配置推進事業 (1) 小中学校適正規模化・適正配置推進事業	△320 (△320)
		5 伊勢の英語力向上推進事業 (1) エンジョイイングリッシュ事業 (2) A L T活動事業	△2,397 (△435) (△1,962)
		6 読書活動推進事業 (1) 子ども読書推進事業	△260 (△260)
		7 子育てのための施設等利用給付事業 (1) 幼稚園等利用給付事業	△2,292 (△2,292)
1 報酬	△1,913	1 教育研究所運営事業 (1) 教育研究研修推進経費	△768 (△100)
3 職員手当等	△726	(2) カウンセリングルーム総合推進事業 (3) 子どもの学び場づくりサポート総合推進事業	(△293) (△375)
4 共済費	△362		
8 旅費	△422	2 次世代ICT教育総合推進事業 (1) 小学校教育用コンピュータ管理経費 (2) 中学校教育用コンピュータ管理経費	△6,700 (△4,215) (△2,485)
12 委託料	△831		
13 使用料及び賃借料	△1,597		
17 備品購入費	△1,617		
13 使用料及び賃借料	△217	1 人権教育推進事業 (1) 人権教育子ども輝きプラン総合推進事業	△217 (△217)
14 工事請負費	15,123	1 小学校整備事業 (1) 小学校長寿命化改修事業	15,123 (15,123)
13 使用料及び賃借料	△1,452	1 教育設備充実事業 (1) 教科書等購入経費	△1,452 (△1,452)

(款) 11 教育費  
(項) 2 小学校費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	3	小学校建設費	488,851	45,330	534,181	国庫支出金 296 市債 115,500	△70,466
	3	中学校費	735,606	△28,669	706,937	7,820	△36,489
	1	中学校管理費	649,363	△28,669	620,694	国庫支出金 △7,175 市債 15,200	△36,694
	2	中学校教育振興費	86,243	0	86,243	国庫支出金 △205	205
	4	幼稚園費	144,626	△2,289	142,337	137	△2,426
	1	幼稚園費	144,626	△2,289	142,337	その他 137	△2,426
	5	社会教育費	1,701,334	△70,383	1,630,951	△63,027	△7,356
	1	社会教育総務費	158,461	△500	157,961	市債 3,400	△3,900
	2	社会教育推進費	226,844	△22,915	203,929	市債 △12,000 その他 △14,022	3,107
	3	文化振興費	867,509	△19,416	848,093	国庫支出金 317,019 市債 △326,800 その他 4,276	△13,911
	5	図書館費	444,061	△27,552	416,509	市債 △34,900	7,348
	6	保健体育費	1,396,419	△5,147	1,391,272	△192	△4,955

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	58	1 小学校建設事業	45,330
12 委託料	△5,047	(1) 小俣小学校給食室整備事業	(△7,117)
14 工事請負費	40,319	(2) 明野小学校給食室整備事業	(52,447)
17 備品購入費	10,000		
3 職員手当等	53	1 教育職員人件費支給事業	53
12 委託料	△2,388	(1) 教育職員人件費(中学校管理費)	(53)
13 使用料及び賃借料	17	2 中学校整備事業	△28,722
14 工事請負費	△26,351	(1) 中学校長寿命化改修事業	(△28,722)
		財源更正	
1 報酬	△1,000	1 教育職員人件費支給事業	△1,610
2 給料	△115	(1) 教育職員人件費(幼稚園費)	(△280)
3 職員手当等	△332	(2) 会計年度任用職員人件費(幼稚園費)	(△1,330)
4 共済費	△163	2 原油価格・物価高騰等緊急対策事業	△679
18 負担金、補助及び交付金	△679	(1) 幼稚園食材費負担軽減事業	(△679)
1 報酬	△500	1 人件費支給事業	△500
13 使用料及び賃借料	△216	(1) 会計年度任用職員人件費(社会教育総務費)	(△500)
14 工事請負費	△22,699	1 公民館・学習等供用施設管理運営事業	△22,915
1 報酬	△222	(1) 公民館管理運営経費	(△5,782)
8 旅費	△273	(2) 学習等供用施設維持管理経費	(△17,133)
10 需用費	△200	1 文化振興事業	△842
11 役務費	△10	(1) 文化芸術鑑賞事業	(△97)
12 委託料	△18,074	(2) 次世代のための文化芸術推進事業	(△460)
13 使用料及び賃借料	△637	(3) アクティブ・アート推進事業	(△285)
14 工事請負費	△27,352	2 文化財保護事業	△374
18 負担金、補助及び交付金	△200	(1) 文化財保護審議会運営経費	(△84)
		(2) 文化財案内板設置事業	(△40)
		(3) 二見浦保存活用事業	(△250)
		3 郷土資料館整備事業	△18,200
		(1) 郷土資料館整備事業	(△18,200)
		1 図書館運営事業	△27,552
		(1) 図書館運営経費	(△27,552)

(款) 11 教育費  
(項) 6 保健体育費

款 項 目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
					特定財源	一般財源	
	1	保健体育総務費	166,007	△1,258	164,749		△1,258
	3	学校給食費	764,228	△3,847	760,381	国庫支出金 408	△4,255
	4	体育振興費	75,962	△1,162	74,800		△1,162
	5	体育施設費	307,442	1,120	308,562	市債 5,400 その他 △6,000	1,720

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 報酬	△530	1 人件費支給事業	△1,258
3 職員手当等	△470	(1) 会計年度任用職員人件費 (保健体育総務費)	(△1,258)
4 共済費	△128		
8 旅費	△130		
1 報酬	△1,000	1 教育職員人件費支給事業	△3,847
2 給料	△520	(1) 教育職員人件費 (学校給食費)	(△1,065)
3 職員手当等	△1,599	(2) 会計年度任用職員人件費 (学校給食費)	(△2,782)
4 共済費	△228		
8 旅費	△500		
1 報酬	△600	1 生涯スポーツ推進事業	△1,162
11 役務費	△111	(1) スポーツ推進委員事業	(△600)
13 使用料及び 賃借料	△323	(2) 生涯スポーツ推進事業	(△434)
18 負担金、補 助及び交付 金	△128	(3) スポーツ少年団育成事業	(△128)
12 委託料	1,120	1 体育施設管理運営事業	1,120
		(1) 体育施設管理運営経費	(1,120)

(款) 12 災害復旧費  
 (項) 2 公共土木施設災害復旧費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
12	2	災害復旧費	30,736	△879	29,857	△900	21
		公共土木施設災害復旧費	30,715	△879	29,836	△900	21
	2	河川災害復旧費	27,206	△879	26,327	市債 △900	21

(一般会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
12 委託料	△879	1 河川災害復旧事業 (1) 河川災害復旧事業	△879 (△879)

(款) 13 公債費  
(項) 1 公債費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
13		公債費	5,571,467	3,318	5,574,785		3,318
	1	公債費	5,571,467	3,318	5,574,785		3,318
		1 元金	5,369,523	△4,611	5,364,912		△4,611
		2 利子	201,944	7,929	209,873		7,929

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区 分	金 額		
22 償還金、利 子及び割引 料	△4,611	1 市債償還元金 (1) 市債償還元金	△4,611 (△4,611)
22 償還金、利 子及び割引 料	7,929	1 市債利子 (1) 市債利子  2 一時借入金等利子 (1) 一時借入金等利子	4,834 (4,834)  3,095 (3,095)

## 補正予算給与費明細書

### 1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費						共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考	
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	期 末 手 当 (千円) + 加 算 率 (%)	退 職 手 当 (千円)	計 (千円)				
補正後	長 等	4		38,928	30	16,793 (4.65)	26,844	82,595	9,565	92,160	
	議 員	24	127,257			44,694 (3.50)		171,951	33,410	205,361	
	その他の 特別職	3,237	194,397					194,397	196	194,593	
	計	3,265	321,654	38,928	30	61,487	26,844	448,943	43,171	492,114	
補正前	長 等	4		38,928	30	16,793 (4.65)	26,844	82,595	9,565	92,160	
	議 員	24	127,588			44,694 (3.50)		172,282	33,410	205,692	
	その他の 特別職	3,305	196,920					196,920	453	197,373	
	計	3,333	324,508	38,928	30	61,487	26,844	451,797	43,428	495,225	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	0	0	
	議 員	0	△ 331			0		△ 331	0	△ 331	
	その他の 特別職	△ 68	△ 2,523					△ 2,523	△ 257	△ 2,780	
	計	△ 68	△ 2,854	0	0	0	0	△ 2,854	△ 257	△ 3,111	

2 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,058) 1,044	1,886,781	4,113,290	3,116,306	9,116,377	1,672,609	10,788,986	
補 正 前	(1,078) 1,043	1,913,312	4,126,743	3,072,537	9,112,592	1,680,986	10,793,578	
比 較	(△20) 1	△26,531	△13,453	43,769	3,785	△8,377	△4,592	

( )は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

職員手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
		補正後	88,474	116,998	64,734	47,813	2,020,716	374,064
	補正前	88,792	117,157	65,084	48,042	2,037,793	409,632	14,617
	比較	△318	△159	△350	△229	△17,077	△35,568	△787
職員手当の内訳	区 分	退職手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)					
	補正後	96,212	89,714					
	補正前	12,102	75,567					
	比較	84,110	14,147					

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(46) 1,024		4,080,344	2,813,605	6,893,949	1,336,316	8,230,265	
補 正 前	(46) 1,024		4,092,729	2,763,538	6,856,267	1,342,030	8,198,297	
比 較	(0) 0		△12,385	50,067	37,682	△5,714	31,968	

( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

職員手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	管理職員 特別勤務手当 (千円)
		補正後	87,803	116,998	63,693	47,813	1,722,197	372,025
	補正前	88,100	117,157	63,890	48,042	1,734,271	407,283	14,617
	比較	△297	△159	△197	△229	△12,074	△35,258	△787
職員手当の内訳	区 分	退職手当 (千円)	退職手当負担金 (千円)					
	補正後	95,791	89,714					
	補正前	10,870	75,567					
	比較	84,921	14,147					

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1,012) 20	1,886,781	32,946	302,701	2,222,428	336,293	2,558,721	
補 正 前	(1,032) 19	1,913,312	34,014	308,999	2,256,325	338,956	2,595,281	
比 較	(△20) 1	△26,531	△1,068	△6,298	△33,897	△2,663	△36,560	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区 分	地域手当 (千円)	通勤手当 (千円)	期末及び勤勉手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	退職手当 (千円)
		補正後	671	1,041	298,519	2,039
	補正前	692	1,194	303,522	2,349	1,232
	比較	△21	△153	△5,003	△310	△811

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	△12,385	その他の増減分	△12,385	職員の変動等に伴う増減分
職 員 手 当	50,067	その他の増減分	50,067	職員の変動等に伴う増減分

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
又は、支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位 千円)

事 項	限度額	前年度末までの 支出 (見込み)額		当該年度以降の 支出予定額		左の財源内訳			一般財源
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			
						国県支出金	地方債	その他	
成年後見サポートセンター運営業務委託	12,078			自 R 7 至 R 8	12,078	562			11,516
いせファミリー・サポート・センター 事業運営委託(令和7年度債務負担行為)	32,256			自 R 7 至 R 10	32,256	20,400			11,856
子育て世帯訪問支援事業委託	8,559			自 R 7 至 R 10	8,559	5,706			2,853
南勢地域医療学術附研究部門設置事業 (令和7年度債務負担行為)	1,250			自 R 7 至 R 9	1,250				1,250
一般廃棄物収集運搬業務委託(その1) (令和7年度債務負担行為)	177,100			自 R 7 至 R 10	177,100				177,100
地域経済循環創造事業補助金 (令和7年度債務負担行為)	50,000			自 R 7 至 R 9	50,000	25,000			25,000
スライド制度に係る指定管理料	賃金・物価 水準の変動 に伴う増額 分			自 R 7 至 R 11	限度額と 同じ				全額

補正予算地方債の前々年度末及び前年度末における現在高  
並びに当該年度末における現在高の見込みに関する調査

(単位 千円)

区	分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中増減見込み		当該年度末 現在高 見込額
				当該年度中 起債見込額	当該年度中 元金償還 見込額	
1 普通債	補正前の額	35,789,258	35,017,958	6,650,000	3,332,272	38,335,686
	補正額			△ 481,200		△ 481,200
	計	35,789,258	35,017,958	6,168,800	3,332,272	37,854,486
(1) 総務債	補正前の額	1,250,943	1,172,513	868,500	118,720	1,922,293
	補正額			△ 317,200		△ 317,200
	計	1,250,943	1,172,513	551,300	118,720	1,605,093
(2) 民生債	補正前の額	1,708,551	1,641,934	110,800	135,716	1,617,018
	補正額			△ 6,000		△ 6,000
	計	1,708,551	1,641,934	104,800	135,716	1,611,018
(3) 衛生債	補正前の額	4,726,972	4,514,134	61,000	282,566	4,292,568
	補正額			58,100		58,100
	計	4,726,972	4,514,134	119,100	282,566	4,350,668
(4) 労働債	補正前の額			85,500		85,500
	補正額			△ 8,300		△ 8,300
	計			77,200		77,200
(5) 農林水産業債	補正前の額	2,352,402	2,303,514	303,600	274,934	2,332,180
	補正額			97,800		97,800
	計	2,352,402	2,303,514	401,400	274,934	2,429,980
(6) 土木債	補正前の額	10,520,358	11,340,364	3,219,200	1,040,771	13,518,793
	補正額			△ 163,900		△ 163,900
	計	10,520,358	11,340,364	3,055,300	1,040,771	13,354,893
(7) 消防債	補正前の額	1,712,034	1,354,601	280,800	447,752	1,187,649
	補正額			△ 27,200		△ 27,200
	計	1,712,034	1,354,601	253,600	447,752	1,160,449
(8) 教育債	補正前の額	13,517,998	12,690,898	1,720,600	1,031,813	13,379,685
	補正額			△ 114,500		△ 114,500
	計	13,517,998	12,690,898	1,606,100	1,031,813	13,265,185
2 災害復旧債	補正前の額	201,013	176,937	11,600	24,088	164,449
	補正額			△ 900		△ 900
	計	201,013	176,937	10,700	24,088	163,549
4 臨時財政対策債	補正前の額	20,953,505	19,110,723		1,982,701	17,128,022
	補正額				△ 4,611	4,611
	計	20,953,505	19,110,723		1,978,090	17,132,633
計	補正前の額	57,140,951	54,459,985	6,661,600	5,369,523	55,752,062
	補正額			△ 482,100	△ 4,611	△ 477,489
	計	57,140,951	54,459,985	6,179,500	5,364,912	55,274,573

\* 当該年度中起債見込額には、前年度繰越額を含む。



議案第13号

## 令和7年度 伊勢市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

令和7年度 伊勢市の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、50,614千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、12,431,732千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料		2,134,829	56,594	2,191,423
	1 国民健康保険料	2,134,829	56,594	2,191,423
3 県支出金		9,025,225	△47,107	8,978,118
	1 県補助金	9,025,225	△47,107	8,978,118
4 財産収入		1,317	900	2,217
	1 財産運用収入	1,317	900	2,217
5 繰入金		1,237,919	△61,370	1,176,549
	1 他会計繰入金	903,855	68	903,923
	2 基金繰入金	334,064	△61,438	272,626
7 諸収入		24,332	320	24,652
	2 預金利子	80	320	400
8 国庫支出金		0	49	49
	1 国庫補助金	0	49	49
歳入合計		12,482,346	△50,614	12,431,732

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		195,757	1,569	197,326
	1 総務管理費	184,254	1,569	185,823
2 保険給付費		8,818,602	△41,000	8,777,602
	2 高額療養費	1,237,900	△40,000	1,197,900
	5 葬祭諸費	9,600	△1,000	8,600
3 国民健康保険事業 費納付金		3,214,721	△6,289	3,208,432
	3 介護納付金分	265,740	△6,289	259,451
4 保健事業費		178,051	△5,794	172,257
	1 特定健康診査等事 業費	154,005	△5,000	149,005
	2 保健事業費	24,046	△794	23,252
6 諸支出金		65,148	900	66,048
	2 基金積立金	1,317	900	2,217
歳 出 合 計		12,482,346	△50,614	12,431,732



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 国民健康保険料	2,134,829	56,594	2,191,423
3 県支出金	9,025,225	△47,107	8,978,118
4 財産収入	1,317	900	2,217
5 繰入金	1,237,919	△61,370	1,176,549
7 諸収入	24,332	320	24,652
8 国庫支出金	0	49	49
歳入合計	12,482,346	△50,614	12,431,732

## (歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	195,757	1,569	197,326
2 保険給付費	8,818,602	△41,000	8,777,602
3 国民健康保険事業費納付金	3,214,721	△6,289	3,208,432
4 保健事業費	178,051	△5,794	172,257
6 諸支出金	65,148	900	66,048
歳 出 合 計	12,482,346	△50,614	12,431,732

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
49				1,520
	△41,000			
				△6,289
	△6,107			313
			900	
49	△47,107		900	△4,456

## 2 歳 入

(款) 1 国民健康保険料  
(項) 1 国民健康保険料

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1		国民健康保険料	2,134,829	56,594	2,191,423
	1	国民健康保険料	2,134,829	56,594	2,191,423
	1	一般被保険者国民健康保険料	2,134,793	56,594	2,191,387
3		県支出金	9,025,225	△47,107	8,978,118
	1	県補助金	9,025,225	△47,107	8,978,118
	1	保険給付費等交付金	9,021,225	△47,107	8,974,118
4		財産収入	1,317	900	2,217
	1	財産運用収入	1,317	900	2,217
	1	利子及び配当金	1,317	900	2,217
5		繰入金	1,237,919	△61,370	1,176,549
	1	他会計繰入金	903,855	68	903,923
	1	一般会計繰入金	903,855	68	903,923
	2	基金繰入金	334,064	△61,438	272,626
	1	財政調整基金繰入金	334,064	△61,438	272,626
7		諸収入	24,332	320	24,652
	2	預金利子	80	320	400
	1	預金利子	80	320	400

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 医療給付費分現年賦課分	30,951	1 医療給付費分現年賦課分
2 後期高齢者支援金分現年賦課分	16,065	1 後期高齢者支援金分現年賦課分
3 介護納付金分現年賦課分	2,665	1 介護納付金分現年賦課分
4 医療給付費分滞納繰越分	3,003	1 医療給付費分滞納繰越分
5 後期高齢者支援金分滞納繰越分	3,760	1 後期高齢者支援金分滞納繰越分
6 介護納付金分滞納繰越分	150	1 介護納付金分滞納繰越分
1 普通交付金	△41,000	1 普通交付金
2 特別交付金	△6,107	1 特定健診等負担金
1 利子及び配当金	900	1 財政調整基金積立金利子
1 保険基盤安定繰入金	3,882	1 保険基盤安定繰入金 (保険料軽減分) △5,269 2 保険基盤安定繰入金 (保険者支援分) 9,151
5 特定健康診査等事業繰入金	△1,873	1 特定健康診査等事業繰入金
6 未就学児均等割保険料繰入金	△1,057	1 未就学児均等割保険料繰入金
7 産前産後保険料繰入金	△884	1 産前産後保険料繰入金
1 財政調整基金繰入金	△61,438	1 財政調整基金繰入金
1 預金利子	320	1 預金利子

(款) 8 国庫支出金  
 (項) 1 国庫補助金

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
8		国庫支出金	0	49	49
	1	国庫補助金	0	49	49
		1 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	0	49	49

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 国民健康保険制度関係業務事業費補助金	49	1 国民健康保険制度関係業務事業費国補助金

### 3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1	1	総務費	195,757	1,569	197,326	49	1,520
		総務管理費	184,254	1,569	185,823	49	1,520
		1 一般管理費	152,013	△3,300	148,713	国庫支出金 49	△3,349
		2 情報システム管理費	29,841	4,869	34,710		4,869
2	2	保険給付費	8,818,602	△41,000	8,777,602	△41,000	
		高額療養費	1,237,900	△40,000	1,197,900	△40,000	
	1 一般被保険者高額療養費	1,236,000	△40,000	1,196,000	県支出金 △40,000		
	5	葬祭諸費	9,600	△1,000	8,600	△1,000	
	1 葬祭費	9,600	△1,000	8,600	県支出金 △1,000		
3		国民健康保険事業費納付金	3,214,721	△6,289	3,208,432		△6,289
	3	介護納付金分	265,740	△6,289	259,451		△6,289
	1 介護納付金分	265,740	△6,289	259,451		△6,289	
4		保健事業費	178,051	△5,794	172,257	△6,107	313
	1	特定健康診査等事業費	154,005	△5,000	149,005	△6,107	1,107
		1 特定健康診査等事業費	154,005	△5,000	149,005	県支出金 △6,107	1,107
	2	保健事業費	24,046	△794	23,252		△794
	1 保健衛生普及費	24,046	△794	23,252		△794	
6		諸支出金	65,148	900	66,048	900	
	2	基金積立金	1,317	900	2,217	900	
	1 財政調整基金積立金	1,317	900	2,217	その他 900		

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
3 職員手当等	△500	1 人件費支給事業	△500
11 役務費	△2,800	(1) 一般職員人件費 (一般管理費)	(△500)
		2 国民健康保険一般経費	△2,800
		(1) 給付事務経費	(△2,800)
12 委託料	4,869	1 国民健康保険システム管理経費	4,869
		(1) システム管理経費	(4,869)
18 負担金、補助及び交付金	△40,000	1 一般被保険者高額療養費	△40,000
		(1) 一般被保険者高額療養費	(△40,000)
18 負担金、補助及び交付金	△1,000	1 葬祭費	△1,000
		(1) 葬祭費	(△1,000)
18 負担金、補助及び交付金	△6,289	1 介護納付金分	△6,289
		(1) 介護納付金分	(△6,289)
12 委託料	△5,000	1 特定健康診査事業費	△5,000
		(1) 特定健康診査事業費	(△5,000)
1 報酬	△28	1 健康増進・保健指導事業	△794
10 需用費	△98	(1) 健康増進・保健指導事業	(△794)
11 役務費	△550		
12 委託料	△118		
24 積立金	900	1 財政調整基金積立金	900
		(1) 財政調整基金積立金	(900)

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(16) 14	27,044	53,732	37,882	118,658	22,001	140,659	
補 正 前	(17) 14	27,072	53,732	38,382	119,186	22,001	141,187	
比 較	(△1) 0	△28	0	△500	△528	0	△528	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	4,958
	補 正 前	5,458
	比 較	△500

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	14		53,732	32,773	86,505	17,353	103,858	
補 正 前	14		53,732	33,273	87,005	17,353	104,358	
比 較	0		0	△500	△500	0	△500	

職員手当 の内訳	区 分	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	4,958
	補 正 前	5,458
	比 較	△500

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(16) 14	27,044	0	5,109	32,153	4,648	36,801	
補 正 前	(17) 14	27,072	0	5,109	32,181	4,648	36,829	
比 較	(△1) 0	△28	0	0	△28	0	△28	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
職員手当	△500	その他の増減分	△500	職員の変動等に伴う増減分

議案第14号

## 令和7年度 伊勢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

令和7年度 伊勢市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、192,476千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4,074,234千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料		1,673,788	22,241	1,696,029
	1 後期高齢者医療保険料	1,673,788	22,241	1,696,029
2 繰入金		2,205,599	△30,376	2,175,223
	1 一般会計繰入金	2,205,599	△30,376	2,175,223
3 繰越金		10	76,737	76,747
	1 繰越金	10	76,737	76,747
4 諸収入		2,361	123,874	126,235
	1 延滞金、加算金及び過料	1	94	95
	2 預金利子	50	22	72
	3 雑入	2,310	123,758	126,068
歳入合計		3,881,758	192,476	4,074,234

## 2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費		77,952	2,475	80,427
	1 総務管理費	71,050	2,475	73,525
2 後期高齢者医療広 域連合納付金		3,800,483	62,055	3,862,538
	1 後期高齢者医療広 域連合納付金	3,800,483	62,055	3,862,538
4 諸支出金		2,320	127,946	130,266
	1 償還金及び還付加 算金	2,320	127,946	130,266
歳 出 合 計		3,881,758	192,476	4,074,234



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 後期高齢者医療保険料	1,673,788	22,241	1,696,029
2 繰入金	2,205,599	△30,376	2,175,223
3 繰越金	10	76,737	76,747
4 諸収入	2,361	123,874	126,235
歳入合計	3,881,758	192,476	4,074,234

## (歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	77,952	2,475	80,427
2 後期高齢者医療広域連合納付 金	3,800,483	62,055	3,862,538
4 諸支出金	2,320	127,946	130,266
歳 出 合 計	3,881,758	192,476	4,074,234



## 2 歳 入

(款) 1 後期高齢者医療保険料  
(項) 1 後期高齢者医療保険料

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1		後期高齢者医療保険料	1,673,788	22,241	1,696,029
	1	後期高齢者医療保険料	1,673,788	22,241	1,696,029
		1	後期高齢者医療保険料	1,673,788	22,241
2		繰入金	2,205,599	△30,376	2,175,223
	1	一般会計繰入金	2,205,599	△30,376	2,175,223
		1	一般会計繰入金	2,205,599	△30,376
3		繰越金	10	76,737	76,747
	1	繰越金	10	76,737	76,747
		1	繰越金	10	76,737
4		諸収入	2,361	123,874	126,235
	1	延滞金、加算金及び過料	1	94	95
		1	延滞金	1	94
	2	預金利子	50	22	72
		1	預金利子	50	22
	3	雑入	2,310	123,758	126,068
		1	雑入	2,310	123,758

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1 特別徴収保険料	33,691	1 現年賦課分	
2 普通徴収保険料	△11,450	1 現年賦課分	
1 一般会計繰入金	△30,376	1 保険基盤安定繰入金 2 保健事業繰入金 3 広域連合事務費繰入金 4 市事務費繰入金 5 保健・介護予防一体の実施事業繰入金	△19,892 △3,101 △9,836 2,603 △150
1 前年度繰越金	76,737	1 前年度繰越金	
1 延滞金	94	1 延滞金	
1 預金利子	22	1 預金利子	
1 雑入	123,758	1 療養給付費負担金返還金	

### 3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1	1	総務費	77,952	2,475	80,427		2,475
		総務管理費	71,050	2,475	73,525		2,475
		1 一般管理費	71,050	2,475	73,525		2,475
2	1	後期高齢者医療 広域連合納付金	3,800,483	62,055	3,862,538		62,055
		後期高齢者医療 広域連合納付金	3,800,483	62,055	3,862,538		62,055
		1 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,800,483	62,055	3,862,538		62,055
4	1	諸支出金	2,320	127,946	130,266		127,946
		償還金及び還付 加算金	2,320	127,946	130,266		127,946
		2 償還金	20	127,946	127,966		127,946

(後期高齢者医療特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 報酬	△150	1 人件費支給事業 (1) 一般職員人件費 (一般管理費)	△218 (△218)
2 給料	△214		
3 職員手当等	△4	2 後期高齢者医療事務費 (1) システム管理経費	2,843 (2,843)
12 委託料	2,843	3 保健・介護予防一体的実施事業 (1) 保健・介護予防一体的実施事業	△150 (△150)
18 負担金、補助及び交付金	62,055	1 後期高齢者医療広域連合負担金 (1) 後期高齢者医療広域連合負担金	62,055 (62,055)
22 償還金、利子及び割引料	127,946	1 償還金 (1) 償還金	127,946 (127,946)

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 6	7,490	20,881	13,549	41,920	8,155	50,075	
補正前	(3) 6	7,640	21,095	13,553	42,288	8,155	50,443	
比較	(0) 0	△150	△214	△4	△368	0	△368	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)
	補正後	419
	補正前	423
	比較	△4

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	5		18,353	11,352	29,705	6,116	35,821	
補正前	5		18,567	11,356	29,923	6,116	36,039	
比較	0		△214	△4	△218	0	△218	

職員手当の内訳	区分	地域手当 (千円)
	補正後	368
	補正前	372
	比較	△4

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(3) 1	7,490	2,528	2,197	12,215	2,039	14,254	
補正前	(3) 1	7,640	2,528	2,197	12,365	2,039	14,404	
比較	(0) 0	△150	0	0	△150	0	△150	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

(2) 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
給料	△214	その他の増減分	△214	職員の変動等に伴う増減分
職員手当	△4	その他の増減分	△4	職員の変動等に伴う増減分

議案第15号

## 令和7年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第4号）

令和7年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、537,194千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、16,157,655千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 保険料		3,028,388	52,715	3,081,103
	1 介護保険料	3,028,388	52,715	3,081,103
2 国庫支出金		3,817,522	△118,026	3,699,496
	1 国庫負担金	2,952,552	△196,432	2,756,120
	2 国庫補助金	864,970	78,406	943,376
3 支払基金交付金		4,065,195	△10,111	4,055,084
	1 支払基金交付金	4,065,195	△10,111	4,055,084
4 県支出金		1,946,044	227,237	2,173,281
	1 県負担金	1,901,126	230,539	2,131,665
	2 県補助金	44,918	△3,302	41,616
5 財産収入		500	1,619	2,119
	1 財産運用収入	500	1,619	2,119
6 繰入金		2,737,069	92,319	2,829,388
	1 一般会計繰入金	2,395,525	71,131	2,466,656
	2 基金繰入金	341,544	21,188	362,732
7 繰越金		25,614	289,064	314,678
	1 繰越金	25,614	289,064	314,678
8 諸収入		129	2,377	2,506
	1 延滞金、加算金及び過料	1	255	256
	2 預金利子	1	355	356
	3 雑入	127	1,767	1,894
歳入合計		15,620,461	537,194	16,157,655

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		326,275	1,892	328,167
	1 総務管理費	240,532	867	241,399
	2 徴収費	19,712	1,949	21,661
	3 介護認定諸費	66,031	△924	65,107
2 保険給付費		14,762,762	534,258	15,297,020
	1 介護サービス等諸費	14,762,762	534,258	15,297,020
3 地域支援事業費		359,438	7,742	367,180
	1 地域支援事業費	359,438	7,742	367,180
4 基金積立金		700	1,419	2,119
	1 基金積立金	700	1,419	2,119
5 公債費		500	△29	471
	1 公債費	500	△29	471
6 諸支出金		169,786	△8,088	161,698
	2 繰出金	76,697	△8,088	68,609
歳 出 合 計		15,620,461	537,194	16,157,655



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 保険料	3,028,388	52,715	3,081,103
2 国庫支出金	3,817,522	△118,026	3,699,496
3 支払基金交付金	4,065,195	△10,111	4,055,084
4 県支出金	1,946,044	227,237	2,173,281
5 財産収入	500	1,619	2,119
6 繰入金	2,737,069	92,319	2,829,388
7 繰越金	25,614	289,064	314,678
8 諸収入	129	2,377	2,506
歳入合計	15,620,461	537,194	16,157,655

## (歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総務費	326,275	1,892	328,167
2 保険給付費	14,762,762	534,258	15,297,020
3 地域支援事業費	359,438	7,742	367,180
4 基金積立金	700	1,419	2,119
5 公債費	500	△29	471
6 諸支出金	169,786	△8,088	161,698
歳 出 合 計	15,620,461	537,194	16,157,655

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
				1,892
△108,531	230,539		△12,636	424,886
△5,747	△3,302		2,678	14,113
			1,619	△200
				△29
△3,748			△153	△4,187
△118,026	227,237		△8,492	436,475

## 2 歳 入

(款) 1 保険料  
(項) 1 介護保険料

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1		保険料	3,028,388	52,715	3,081,103
	1	介護保険料	3,028,388	52,715	3,081,103
		1	第1号被保険者保険料	3,028,388	52,715
2		国庫支出金	3,817,522	△118,026	3,699,496
	1	国庫負担金	2,952,552	△196,432	2,756,120
		1	介護給付費負担金	2,952,552	△196,432
	2	国庫補助金	864,970	78,406	943,376
		1	調整交付金	738,138	87,901
	2	地域支援事業交付金	89,366	△5,902	83,464
		3	保険者機能強化推進交付金	15,000	△3,748
	4	介護保険保険者努力支援交付金	20,000	155	20,155
	3		支払基金交付金	4,065,195	△10,111
1		支払基金交付金	4,065,195	△10,111	4,055,084
		1	介護給付費交付金	3,992,015	△12,636
2		地域支援事業支援交付金	73,180	2,525	75,705
4		県支出金	1,946,044	227,237	2,173,281
	1	県負担金	1,901,126	230,539	2,131,665
		1	介護給付費県負担金	1,901,126	230,539
	2	県補助金	44,918	△3,302	41,616
		1	地域支援事業交付金	44,918	△3,302
5		財産収入	500	1,619	2,119
	1	財産運用収入	500	1,619	2,119
		1	利子及び配当金	500	1,619
6		繰入金	2,737,069	92,319	2,829,388
	1	一般会計繰入金	2,395,525	71,131	2,466,656

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 特別徴収保険料	51,439	1 現年度分特別徴収保険料	
2 普通徴収保険料	1,276	1 現年度分普通徴収保険料	2,033
		2 滞納繰越分普通徴収保険料	△757
1 現年度分介護給付費負担金	△196,432	1 現年度分介護給付費負担金	
1 現年度分調整交付金	87,901	1 現年度分調整交付金	
1 現年度分地域支援事業交付金	△5,606	1 現年度分地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△3,993
		2 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	△1,613
2 現年度分地域支援事業調整交付金	△296	1 現年度分地域支援事業調整交付金	
1 保険者機能強化推進交付金	△3,748	1 保険者機能強化推進交付金	
1 介護保険保険者努力支援交付金	155	1 介護保険保険者努力支援交付金	
1 現年度分介護給付費交付金	△12,636	1 現年度分介護給付費交付金	
1 現年度分地域支援事業支援交付金	2,525	1 現年度分地域支援事業支援交付金	
1 現年度分介護給付費負担金	230,539	1 現年度分介護給付費負担金	
1 現年度分地域支援事業交付金	△3,302	1 現年度分地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）	△2,496
		2 現年度分地域支援事業交付金（包括の支援事業・任意事業）	△806
1 利子及び配当金	1,619	1 介護給付費準備基金積立利子	

(款) 6 繰入金  
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目		補 正 前 の 額	補 正 額	計	
	1	介護給付費繰入金	1,845,346	66,782	1,912,128
	2	その他一般会計繰入金	324,809	1,892	326,701
	3	地域支援事業繰入金	77,800	822	78,622
	4	低所得者保険料軽減繰入金	147,570	1,635	149,205
	2	基金繰入金	341,544	21,188	362,732
	1	介護給付費準備基金繰入金	341,544	21,188	362,732
7		繰越金	25,614	289,064	314,678
	1	繰越金	25,614	289,064	314,678
	1	繰越金	25,614	289,064	314,678
8		諸収入	129	2,377	2,506
	1	延滞金、加算金及び過料	1	255	256
	1	第1号被保険者延滞金	1	255	256
	2	預金利子	1	355	356
	1	預金利子	1	355	356
	3	雑入	127	1,767	1,894
	1	返納金	1	1,450	1,451
	2	雑入	126	317	443

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 現年度分介護給付費繰入金	66,782	1 現年度分介護給付費繰入金	
2 事務費繰入金	1,892	1 事務費繰入金	
1 現年度分地域支援事業繰入金	822	1 現年度分地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	1,240
		2 現年度分地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）	△418
1 現年度分低所得者保険料軽減繰入金	1,635	1 現年度分低所得者保険料軽減繰入金	
1 介護給付費準備基金繰入金	21,188	1 介護給付費準備基金繰入金	
1 前年度繰越金	289,064	1 前年度繰越金	
1 第1号被保険者延滞金	255	1 第1号被保険者延滞金	
1 預金利子	355	1 預金利子	
1 返納金	1,450	1 返納金	
1 雑入	317	1 雑入	

### 3 歳 出

(款) 1 総務費  
(項) 1 総務管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳		
						特定財源	一般財源	
1	1	総務費	326,275	1,892	328,167		1,892	
		総務管理費	240,532	867	241,399		867	
		1 一般管理費	234,515	1,333	235,848		1,333	
		2 介護保険推進費	6,017	△466	5,551		△466	
	2	徴収費	19,712	1,949	21,661		1,949	
		1 賦課徴収費	19,712	1,949	21,661		1,949	
	3	介護認定諸費	66,031	△924	65,107		△924	
		1 介護認定事務費	66,031	△924	65,107		△924	
	2		保険給付費	14,762,762	534,258	15,297,020	109,372	424,886
		1	介護サービス等諸費	14,762,762	534,258	15,297,020	109,372	424,886
1 介護サービス等給付費			14,748,542	533,560	15,282,102	国庫支出金 △108,470 県支出金 230,293 その他 △12,672	424,409	
2		審査支払手数料	14,220	698	14,918	国庫支出金 △61 県支出金 246 その他 36	477	
3		地域支援事業費	359,438	7,742	367,180	△6,371	14,113	
	1	地域支援事業費	359,438	7,742	367,180	△6,371	14,113	
		1 介護予防・日常生活支援総合事業費	270,038	9,915	279,953	国庫支出金 △4,134 県支出金 △2,496 その他 2,678	13,867	

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
11 役務費	262	1 介護保険一般事業 (1) 給付事務経費	1,333 (1,333)
12 委託料	1,071		
1 報酬	△120	1 介護保険推進事業 (1) 地域包括ケア推進協議会運営事業	△466 (△158)
12 委託料	△308	(2) 介護保険事業計画策定事業	(△308)
13 使用料及び 賃借料	△38		
12 委託料	1,949	1 介護保険料賦課事業 (1) 保険料賦課事務経費	1,949 (1,949)
1 報酬	△424	1 要介護等認定事業 (1) 介護認定審査事業	△924 (△924)
11 役務費	△500		
18 負担金、補助及び交付 金	533,560	1 介護サービス等給付事業 (1) 居宅介護サービス給付費負担金 (2) 地域密着型介護サービス給付費負担金 (3) 施設介護サービス給付費負担金 (4) 居宅介護福祉用具購入費負担金 (5) 居宅介護住宅改修費負担金 (6) 居宅介護サービス計画給付費負担金  2 介護予防サービス等給付事業 (1) 介護予防サービス給付費負担金 (2) 地域密着型介護予防サービス給付費負担金 (3) 介護予防福祉用具購入費負担金 (4) 介護予防住宅改修費負担金 (5) 介護予防サービス計画費負担金  3 高額介護サービス等給付事業 (1) 高額介護サービス費負担金	505,424 (199,289) (55,819) (234,642) (1,743) (2,297) (11,634)  25,336 (19,777) (1,400) (650) (888) (2,621)  2,800 (2,800)
11 役務費	698	1 審査支払手数料 (1) 審査支払手数料	698 (698)
1 報酬	△1,594	1 一般介護予防事業 (1) 普及啓発事業	△2,224 (△2,224)
3 職員手当等	△431		
4 共済費	△140	2 介護予防・日常生活支援総合事業 (1) 介護予防・生活支援サービス事業	12,139 (12,139)
8 旅費	△59		

(款) 3 地域支援事業費  
(項) 1 地域支援事業費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
	2	包括的支援事業 ・任意事業費	89,400	△2,173	87,227	国庫支出金 △1,613 県支出金 △806	246
4		基金積立金	700	1,419	2,119	1,619	△200
	1	基金積立金	700	1,419	2,119	1,619	△200
	1	介護給付費準備 基金積立金	700	1,419	2,119	その他 1,619	△200
5		公債費	500	△29	471		△29
	1	公債費	500	△29	471		△29
	1	利子	500	△29	471		△29
6		諸支出金	169,786	△8,088	161,698	△3,901	△4,187
	2	繰出金	76,697	△8,088	68,609	△3,901	△4,187
	1	他会計繰出金	76,697	△8,088	68,609	国庫支出金 △3,748 その他 △153	△4,187

(介護保険特別会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
18 負担金、補助及び交付金	12,139		
1 報酬	△222	1 包括的支援事業	△168
8 旅費	△163	(1) 地域ケア会議推進事業	(△168)
13 使用料及び賃借料	△51	2 任意事業	△2,005
18 負担金、補助及び交付金	△216	(1) 食の自立支援事業	(△874)
		(2) 家族介護慰労事業	(△400)
		(3) 介護相談員派遣事業	(△360)
		(4) 成年後見制度利用支援事業	(△247)
		(5) 介護給付費等費用適正化事業	(△124)
19 扶助費	△1,521		
24 積立金	1,419	1 介護給付費準備基金積立金	1,419
		(1) 介護給付費準備基金利子積立金	(1,419)
22 償還金、利子及び割引料	△29	1 一時借入金利子	△29
		(1) 一時借入金利子	(△29)
27 繰出金	△8,088	1 一般会計繰出金	△8,088
		(1) 一般会計繰出金	(△8,088)

補正予算給与費明細書

1 特別職

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	96	16,817			16,817		16,817	
補 正 前	96	17,583			17,583		17,583	
比 較	0	△766			△766		△766	

2 一般職

(1)総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(37) 14	81,410	50,895	48,502	180,807	32,100	212,907	
補 正 前	(38) 14	83,004	50,895	48,933	182,832	32,240	215,072	
比 較	(△1) 0	△1,594	0	△431	△2,025	△140	△2,165	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)
	補 正 後	38,675
	補 正 前	39,106
	比 較	△431

ア 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(37)	81,410	0	16,228	97,638	15,450	113,088	
補 正 前	(38)	83,004	0	16,659	99,663	15,590	115,253	
比 較	(△1)	△1,594	0	△431	△2,025	△140	△2,165	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)
	補 正 後	16,228
	補 正 前	16,659
	比 較	△431

議案第16号

## 令和7年度 伊勢市観光交通対策特別会計補正予算(第3号)

令和7年度 伊勢市の観光交通対策特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、13,922千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、589,366千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

伊勢市長 鈴木 健一







歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 事業収入	573,857	△19,000	554,857
2 財産収入	670	592	1,262
3 繰越金	916	32,290	33,206
4 諸収入	1	40	41
歳入合計	575,444	13,922	589,366

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 観光交通対策事業費	575,381	13,922	589,303
歳出合計	575,444	13,922	589,366

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△14,558	28,480
			△14,558	28,480

## 2 歳 入

(款) 1 事業収入  
(項) 1 事業収入

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1		事業収入	573,857	△19,000	554,857
	1	事業収入	573,857	△19,000	554,857
		1	駐車場使用料	573,857	△19,000
2		財産収入	670	592	1,262
	1	財産運用収入	670	592	1,262
		1	利子及び配当金	670	592
3		繰越金	916	32,290	33,206
	1	繰越金	916	32,290	33,206
		1	繰越金	916	32,290
4		諸収入	1	40	41
	1	雑入	1	40	41
		1	雑入	1	40

(観光交通対策特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 伊勢市宮宇治ほか駐車場使用料	△19,000	1 伊勢市宮宇治ほか駐車場使用料
1 利子及び配当金	592	1 利子及び配当金
1 前年度繰越金	32,290	1 前年度繰越金
1 雑入	40	1 市有地使用料

### 3 歳 出

(款) 1 観光交通対策事業費  
(項) 1 管理費

款 項 目			補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1		観光交通対策事業費	575,381	13,922	589,303	△14,558	28,480
	1	管理費	575,381	13,922	589,303	△14,558	28,480
		1 管理費	575,381	13,922	589,303	その他 △14,558	28,480

(観光交通対策特別会計)

(単位：千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3 職員手当等	△170	1 人件費支給事業	△170
		(1) 会計年度任用職員人件費 (管理費)	(△170)
12 委託料	△14,026	2 観光交通対策管理事業	△14,980
24 積立金	29,072	(1) 駐車場管理運営経費	(△14,980)
26 公課費	△954	3 観光交通対策基金積立金	29,072
		(1) 基金積立金	(28,480)
		(2) 観光交通対策基金利子積立	(592)

補正予算給与費明細書

1 一般職

(1)総括

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1) 3	2,579	13,045	8,995	24,619	4,635	29,254	
補 正 前	(1) 3	2,579	13,045	9,165	24,789	4,635	29,424	
比 較	(0) 0	0	0	△170	△170	0	△170	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)
	補 正 後	5,674
	補 正 前	5,844
	比 較	△170

ア 会計年度任用職員

区 分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	(1)	2,579	0	306	2,885	452	3,337	
補 正 前	(1)	2,579	0	476	3,055	452	3,507	
比 較	(0)	0	0	△170	△170	0	△170	

( )は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

職員手当 の内訳	区 分	期末及び勤勉手当 (千円)
	補 正 後	306
	補 正 前	476
	比 較	△170

議案第17号

## 令和7年度 伊勢市土地取得特別会計補正予算（第1号）

令和7年度 伊勢市の土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、270,150千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、298,819千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和8年2月24日 提出

伊勢市長 鈴木 健 一

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

## 1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 財産収入		199,410	△68,018	131,392
	1 財産運用収入	4,161	333	4,494
	2 財産売却収入	195,249	△68,351	126,898
2 繰入金		369,557	△202,195	167,362
	1 基金繰入金	369,557	△202,195	167,362
3 繰越金		1	63	64
	1 繰越金	1	63	64
歳入合計		568,969	△270,150	298,819

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 用地取得事業費		568,969	△270,150	298,819
	1 管理費	199,412	△67,955	131,457
	2 事業費	369,557	△202,195	167,362
合 計		568,969	△270,150	298,819



歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括  
(歳入)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1 財産収入	199,410	△68,018	131,392
2 繰入金	369,557	△202,195	167,362
3 繰越金	1	63	64
歳入合計	568,969	△270,150	298,819

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1 用地取得事業費	568,969	△270,150	298,819
歳出合計	568,969	△270,150	298,819

(単位：千円)

補 正 の 財 源				内 訳
特 定 財 源				一 般 財 源
国 庫 支 出 金	県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			△67,641	△202,509
			△67,641	△202,509

## 2 歳 入

(款) 1 財産収入

(項) 1 財産運用収入

款 項 目			補 正 前 の 額	補 正 額	計
1		財産収入	199,410	△68,018	131,392
	1	財産運用収入	4,161	333	4,494
		1	利子及び配当金	1,804	710
	2	財産貸付収入	2,357	△377	1,980
	2	財産売払収入	195,249	△68,351	126,898
		1	不動産売払収入	195,249	△68,351
2		繰入金	369,557	△202,195	167,362
	1	基金繰入金	369,557	△202,195	167,362
		1	土地開発基金繰入金	369,557	△202,195
3		繰越金	1	63	64
	1	繰越金	1	63	64
		1	繰越金	1	63

(土地取得特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 利子及び配当金	710	1 利子及び配当金
1 土地貸付収入	△377	1 土地貸付収入
1 土地売払収入	△68,351	1 土地売払収入
1 土地開発基金繰入金	△202,195	1 土地開発基金繰入金
1 前年度繰越金	63	1 前年度繰越金

### 3 歳 出

(款) 1 用地取得事業費  
(項) 1 管理費

款	項	目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
						特定財源	一般財源
1	1	用地取得事業費	568,969	△270,150	298,819	△67,641	△202,509
		管理費	199,412	△67,955	131,457	△67,641	△314
		管理費	199,412	△67,955	131,457	その他 △67,641	△314
	2	事業費	369,557	△202,195	167,362		△202,195
		1 事業費	369,557	△202,195	167,362		△202,195

(土地取得特別会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
11 役務費	△691	1 土地開発基金償還金 (1) 土地開発基金償還金
12 委託料	△100	
22 償還金、利 子及び割引 料	△68,351	2 土地開発基金積立金利子積立 (1) 土地開発基金積立金利子積立
24 積立金	1,187	3 公共用地・代替地管理経費 (1) 公共用地・代替地管理経費
		4 土地開発基金積立金 (1) 基金積立金
11 役務費	△7,871	1 公共用地・代替地取得事業 (1) 公共用地・代替地取得事業
12 委託料	△7,700	
16 公有財産購 入費	△91,885	
21 補償、補填 及び賠償金	△94,739	



議案第18号

令和7年度伊勢市病院事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和7年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 予算第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項	目	既決予定量	補正予定量	計
(2) 年間患者数	入院	89,425人	△ 3,933人	85,492人
	外来	125,840人	△ 2,291人	123,549人
	健診・ドック	14,093人	365人	14,458人
(3) 1日平均患者数	入院	245人	△ 11人	234人
	外来	520人	△ 9人	511人
	健診・ドック	51人	1人	52人

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（単位：千円）

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業収益	8,519,990	△ 76,743	8,443,247
第1項	医療収益	7,129,734	△ 351,193	6,778,541
第2項	健診収益	396,024	16,846	412,870
第3項	医療外収益	964,634	257,764	1,222,398
第4項	特別利益	29,598	△ 160	29,438

（単位：千円）

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	病院事業費用	9,060,801	△ 83,443	8,977,358
第1項	医療費用	8,631,532	△ 84,358	8,547,174
第2項	健診費用	253,275	△ 2,622	250,653
第3項	医療外費用	174,894	3,537	178,431

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 298,297千円は、当年度分損益勘定留保資金等 298,297千円で補填するものとする。)(単位:千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	697,335	24,881	722,216
第3項	寄附金	3,000	4,941	7,941
第4項	基金繰入金	24,960	8,350	33,310
第5項	投資償還金	864	3,780	4,644
第7項	県補助金	0	7,810	7,810

(単位:千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	1,011,792	8,721	1,020,513
第4項	基金積立金	28,824	8,721	37,545

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。(単位:千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(1)	職員給与費	4,926,521	△ 15,829	4,910,692

(他会計からの補助金)

第6条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。(単位:千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
(3)	原油価格・物価高騰等緊急対策支援金	4,443	100,000	104,443

(たな卸資産購入限度額)

第7条 予算第11条に定めたたな卸資産購入限度額を次のとおり補正する。(単位:千円)

項	目	既決予定額	補正予定額	計
	たな卸資産購入限度額	1,664,300	△ 42,900	1,621,400

令和8年2月24日 提出

伊勢市長 鈴木健一

令和 7 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 3 号）実施計画

収益的収入及び支出

(単位：千円)

収			入			
款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 病院事業 収 益			8,519,990	△ 76,743	8,443,247	
	1. 医業収益		7,129,734	△ 351,193	6,778,541	
		1. 入院収益	5,039,007	△ 244,541	4,794,466	
		2. 外来収益	1,856,140	△ 94,225	1,761,915	
		4. その他 医業収益	177,929	△ 12,427	165,502	室料差額収益 △ 12,472 医療相談収益 349 その他医業収益 △ 304
	2. 健診収益		396,024	16,846	412,870	
		1. 健診収益	396,024	16,846	412,870	公衆衛生 活動収益 15,001 その他健診収益 1,845
	3. 医業外収益		964,634	257,764	1,222,398	
		1. 他 会 計 補 助 金	146,689	100,000	246,689	一般会計繰入金
		3. 県補助金	4,312	12,349	16,661	生産性向上・職場環境整備等支援 事業補助金他
		4. 国庫補助金	3,500	148,500	152,000	医療分野における賃上げ・物価上 昇に対する支援金
		5. その他 医業外収益	31,410	1,419	32,829	駐車場使用料他
		6. 長期前受金 戻 入	298,233	△ 5,282	292,951	長期前受金戻入
		7. 受取利息 及び配当金	0	778	778	有価証券利息他
	4. 特別利益		29,598	△ 160	29,438	
		1. 固定資産 売 却 益	29,498	△ 160	29,338	土地売却益

(単位：千円)

支			出			
款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 病院事業 費 用			9,060,801	△ 83,443	8,977,358	
	1. 医業費用		8,631,532	△ 84,358	8,547,174	
		1. 給 与 費	4,795,188	△ 17,403	4,777,785	給 料 △ 42,324 手 当 等 △ 58,472 報 酬 57,675 法定福利費 5,208 退職給付費 20,510
		2. 材 料 費	1,526,062	△ 46,186	1,479,876	薬 品 費
		3. 経 費	1,616,177	△ 7,953	1,608,224	光熱水費
		4. 減価償却費	640,161	△ 6,523	633,638	器械備品減価償却費

款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
		6. 研究研修費	49,944	△ 6,293	43,651	研究材料費 △ 159 図 書 費 △ 258 旅 費 △ 4,972 研究雑費 △ 119 負 担 金 △ 785
	2. 健診費用		253,275	△ 2,622	250,653	
		1. 給 与 費	167,293	1,779	169,072	給 料 △ 4,061 手 当 等 △ 656 報 酬 7,514 法定福利費 △ 1,018
		3. 経 費	66,866	△ 3,362	63,504	光熱水費 △ 261 委 託 費 △ 576 その他の経費 △ 2,525
		4. 減価償却費	11,436	△ 1,039	10,397	器械備品減価償却費
	3. 医業外費用		174,894	3,537	178,431	
		1. 支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	59,173	△ 542	58,631	企業債利息
		4. 医業外雑費	23,393	2,219	25,612	医師確保経費 2,625 医業外雑費 △ 406
		5. 負 担 金	2,606	45	2,651	行政端末設置負担金
		6. 消 費 税	35,531	1,815	37,346	消 費 税

資本的收入及び支出

(単位：千円)

収			入			
款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 資本的 収 入			697,335	24,881	722,216	
	3. 寄 附 金		3,000	4,941	7,941	
		1. 寄 附 金	3,000	4,941	7,941	医師及び看護師奨学基金 病院事業会計分 △3,000 一般会計分 7,941
	4. 基金繰入金		24,960	8,350	33,310	
		1. 基金繰入金	24,960	8,350	33,310	
	5. 投資償還金		864	3,780	4,644	
		1. 投資償還金	864	3,780	4,644	看護師奨学金返還金
	7. 県補助金		0	7,810	7,810	
		1. 県補助金	0	7,810	7,810	新興感染症対応力強化事業補助金

(単位：千円)

支			出			
款	項	目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計	備 考
1. 資本的 支 出			1,011,792	8,721	1,020,513	
	4. 基金積立金		28,824	8,721	37,545	
		1. 基金積立金	28,824	8,721	37,545	医師及び看護師奨学基金

令和7年度 伊勢市病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書  
(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位：千円)

**1 業務活動によるキャッシュ・フロー**

当年度純利益	△681,392
減価償却費	644,035
長期貸付金免除額	25,206
退職給付引当金の増加額	66,182
賞与引当金の増加額	13,016
法定福利費引当金の増加額	1,689
貸倒引当金の増加額	87
長期前受金戻入額	△294,888
受取利息	△778
支払利息	58,631
固定資産除却費	3,000
未収金の減少額	147,393
未払金の増加額	101,458
たな卸資産の減少額	241
その他流動負債の減少額	△2,631
小計	81,249
利息の受取額	778
利息の支払額	△58,631
業務活動によるキャッシュ・フロー	23,396

**2 投資活動によるキャッシュ・フロー**

有形固定資産の取得による支出	△561,886
土地の売却による収入	3,562
長期貸付金による支出	△24,960
長期貸付金の返還による収入	4,644
基金繰入金による収入	33,310
基金積立金による減少額	△37,545
県補助金による収入	7,810
一般会計からの繰入金による収入	264,949
寄附金による収入	7,941
投資活動によるキャッシュ・フロー	△302,175

**3 財務活動によるキャッシュ・フロー**

一時借入による収入	1,000,000
一時借入の償還による支出	△1,000,000
建設改良企業債による収入	400,000
建設改良企業債の償還による支出	△508,008
財務活動によるキャッシュ・フロー	△108,008

**資金減少額** △386,787

**資金期首残高** 1,326,338

**資金期末残高** 939,551

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総 括

区 分	職 員 数 ( 人 )		給 与 費				法定福利費 (千円)	災害補償費 (千円)	合計 (千円)
	特別職	一 般 職	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1	(205) 435	753,654	1,691,451	1,800,595	4,245,700	663,992	1,000	4,910,692
補 正 前	1	(186) 439	688,465	1,737,836	1,839,418	4,265,719	659,802	1,000	4,926,521
比 較	0	(19) △4	65,189	△46,385	△38,823	△20,019	4,190	0	△15,829

( )は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手当の 内 訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	81,025	40,499	26,494	29,669	786,635	193,265
	補 正 前	83,491	39,717	26,598	31,578	818,405	205,646
	比 較	△2,466	782	△104	△1,909	△31,770	△12,381
内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補 正 後	37,439	19,880	340	15,333	385,471	184,545
	補 正 前	36,769	20,168	434	13,783	398,794	164,035
	比 較	670	△288	△94	1,550	△13,323	20,510

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 ( 人 )		給 与 費			法定福利費 (千円)	災害補償費 (千円)	合計 (千円)
	特別職	一 般 職	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	1	(1) 418	1,645,234	1,720,553	3,365,787	580,075	1,000	3,946,862
補 正 前	1	(2) 425	1,695,406	1,768,674	3,464,080	578,197	1,000	4,043,277
比 較	0	(△1) △7	△50,172	△48,121	△98,293	1,878	0	△96,415

( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手当の 内 訳	区 分	地域手当 (千円)	扶養手当 (千円)	通勤手当 (千円)	住居手当 (千円)	期 末 及 び 勤 勉 手 当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補 正 後	79,969	40,499	25,365	29,669	721,717	192,070
	補 正 前	82,641	39,717	25,488	31,578	761,505	204,582
	比 較	△2,672	782	△123	△1,909	△39,788	△12,512
内 訳	区 分	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)	宿日直手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	退職給付費 (千円)
	補 正 後	35,066	19,880	340	15,333	379,892	180,753
	補 正 前	34,717	20,168	434	13,783	393,509	160,552
	比 較	349	△288	△94	1,550	△13,617	20,201

イ 会計年度任用職員

区 分	職員数（人）		給 与 費				法定福利費 （千円）	合計 （千円）
	特別職	一般職	報 酬 （千円）	給 料 （千円）	手 当 （千円）	計 （千円）		
補 正 後	0	(204) 17	753,654	46,217	80,042	879,913	83,917	963,830
補 正 前	0	(184) 14	688,465	42,430	70,744	801,639	81,605	883,244
比 較	0	(20) 3	65,189	3,787	9,298	78,274	2,312	80,586

（ ）は、外書きでパートタイム会計年度任用職員を表す

手当の内訳	区 分	地域手当 （千円）	通勤手当 （千円）	期 末 及 び 勤 勉 手 当 （千円）	時間外勤務手当 （千円）	夜間勤務手当 （千円）	特殊勤務手当 （千円）	退職給付費 （千円）
	補 正 後		1,056	1,129	64,918	1,195	2,373	5,579
補 正 前		850	1,110	56,900	1,064	2,052	5,285	3,483
比 較		206	19	8,018	131	321	294	309

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 （千円）	増 減 事 由 別 内 訳 （千円）		説 明	備 考
給料	△50,172	その他の増減分	△50,172	職員の変動に伴う増減分	
手当	△48,121	その他の増減分	△48,121	職員の変動に伴う増減分	

3 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計（月分）	職務上の段階、職務の級等による加算措置
	6 月（月分）	12 月（月分）		
補 正 後	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有
補 正 前	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有
一般会計の制度	(1.2) 2.3	(1.25) 2.35	(2.45) 4.65	有

（ ）は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

令和7年度 伊勢市病院事業予定貸借対照表  
(令和8年3月31日)

(単位：千円)

資 産 の 部

1. 固定資産

(1) 有形固定資産

イ. 土地		1,567,398	
ロ. 建物	12,588,712		
減価償却累計額	<u>△ 2,410,344</u>	10,178,368	
ハ. 構築物	1,530,515		
減価償却累計額	<u>△ 390,822</u>	1,139,693	
ニ. 器械備品	6,106,380		
減価償却累計額	<u>△ 4,841,401</u>	1,264,979	
ホ. 車両	8,810		
減価償却累計額	<u>△ 7,829</u>	981	
有形固定資産合計			14,151,419

(2) 無形固定資産

イ. 電話加入権		<u>3,563</u>	
無形固定資産合計			3,563

(3) 投資その他の資産

イ. 長期貸付金		286,208	
ロ. 基金		<u>212,937</u>	
投資その他の資産合計			<u>499,145</u>

固定資産合計 14,654,127

2. 流動資産

(1) 現金預金		939,551	
(2) 未収金	1,112,684		
貸倒引当金	<u>△ 95,759</u>	1,016,925	
(3) 貯蔵品			<u>71,663</u>

流動資産合計 2,028,139

資産合計 16,682,266

## 負 債 の 部

3. 固定負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良等企業債	9,553,677		
企業債合計	9,553,677	9,553,677	
(2) 引当金			
イ. 退職給付引当金	1,981,832		
引当金合計	1,981,832	1,981,832	
固定負債合計			11,535,509
4. 流動負債			
(1) 企業債			
イ. 建設改良等企業債	539,656		
企業債合計	539,656	539,656	
(2) 未払金		663,484	
(3) 引当金			
イ. 賞与引当金	237,625		
ロ. 法定福利費引当金	46,352		
引当金合計	283,977	283,977	
流動負債合計			1,487,117
5. 繰延収益			
長期前受金		4,693,274	
収益化累計額		△ 3,431,594	
繰延収益合計			1,261,680
負債合計			14,284,306

## 資 本 の 部

6. 資本金		4,254,000
7. 剰余金		
(1) 資本剰余金		
イ. 受贈財産評価額	140,189	
ロ. 他会計補助金	89,846	
ハ. 工事負担金	53,395	
ニ. 寄附金	103,273	
ホ. 他会計負担金	649,651	
資本剰余金合計	1,036,354	1,036,354
(2) 欠損金		
イ. 当年度未処理欠損金	2,892,394	
欠損金合計	2,892,394	2,892,394
剰余金合計		△ 1,856,040
資本合計		2,397,960
負債資本合計		16,682,266

## 注記

### I 重要な会計方針

#### 1 たな卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品 先入先出法による原価法

#### 2 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

・減価償却の方法 定額法

・主な耐用年数

建物 8年～47年

構築物 15年～50年

器械備品 3年～15年

車両 6年

#### 3 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込み額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### 4 消費税の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### II 予定キャッシュフロー計算書に関する注記

当事業年度において重要な非資金取引は予定していない。

### III 予定貸借対照表等関連

企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は 4,037,333千円である。

#### IV その他

##### 1 退職給付引当金の取崩し

当事業年度において、退職手当として 118,362千円を支給するために、退職給付引当金 118,362千円を使用する。

##### 2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当事業年度において、職員の期末・勤勉手当として 773,619千円を支給するために、賞与引当金 224,609千円を使用し、これに伴う法定福利費として 134,401千円を支出するために、法定福利費引当金 44,663千円を使用する。

##### 3 貸倒引当金の取崩し

当事業年度において、診療報酬に係る債権 59千円の不納欠損による損失に充てるため、貸倒引当金 59千円を使用する。

議案第19号

令和7年度伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 令和7年度伊勢市水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度伊勢市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 給 水 戸 数	57,995 戸	△46 戸	57,949 戸
(2) 総 給 水 量	15,761 千m <sup>3</sup>	△72 千m <sup>3</sup>	15,689 千m <sup>3</sup>
(3) 一 日 平 均 給 水 量	43,181 m <sup>3</sup>	△197 m <sup>3</sup>	42,984 m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 水源地施設更新事業	145,000 千円	△800 千円	144,200 千円
イ 送配水管・施設新設及び更新事業	751,354 千円	168,488 千円	919,842 千円
ウ 老朽管更新事業	600,523 千円	14,200 千円	614,723 千円
オ 庁舎建設事業	426,605 千円	△13,524 千円	413,081 千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業収益	2,699,589	3,788	2,703,377	
第1項 営業収益	2,390,911	8,639	2,399,550	
第2項 営業外収益	308,678	△4,851	303,827	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定額	補正予定額	計	
第1款 水道事業費用	2,619,518	△42,871	2,576,647	
第1項 営業費用	2,497,773	△42,871	2,454,902	

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,494,746千円」を「1,510,695千円」に改める。

(単位 千円)

収		入		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的収入	856,860	148,796	1,005,656
第1項	企業債	597,200	32,300	629,500
第3項	他会計補助金	29,350	△66	29,284
第4項	出資金	48,900	58,100	107,000
第5項	補助金	0	58,462	58,462

(単位 千円)

支		出		
款	項	既決予定額	補正予定額	計
第1款	資本的支出	2,351,606	164,745	2,516,351
第1項	建設改良費	1,943,644	165,845	2,109,489
第2項	償還金	407,962	△1,100	406,862

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の限度額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
上水道事業	597,200	629,500

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	304,683	10,510	315,193

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項 目	既 決 予 定 額	補 正 予 定 額	計
一般会計から補助を受ける金額	32,026	△66	31,960

令和8年2月24日 提 出

伊勢市長 鈴木 健 一

令和7年度伊勢市水道事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益の収入及び支出

(単位 千円)

収		入		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業収益	2,699,589	3,788	2,703,377	
1 営業収益	2,390,911	8,639	2,399,550	
1 給水収益	2,360,610	8,639	2,369,249	水道料金(給水戸数 57,949戸)
2 営業外収益	308,678	△4,851	303,827	
1 受取利息及び 配当金	1,626	3,742	5,368	預金利息 3,103 有価証券利息 639
5 長期前受金戻入	256,278	△8,593	247,685	

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 水道事業費用	2,619,518	△42,871	2,576,647	
1 営業費用	2,497,773	△42,871	2,454,902	
2 配水及び給水費	395,586	△19,402	376,184	委託料 △15,734 メータ取替補修費 △3,668
4 総係費	241,830	△759	241,071	職員給与費 10,510 委託料 △10,916 貸倒引当金繰入額 △353
5 減価償却費	918,569	2,593	921,162	有形固定資産減価償却費 2,454 無形固定資産減価償却費 139
6 資産減耗費	57,727	△25,303	32,424	固定資産除却費

## 資本的收入及び支出

(単位 千円)

収		入		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的收入	856,860	148,796	1,005,656	
1 企業債	597,200	32,300	629,500	
1 企業債	597,200	32,300	629,500	基幹配水管敷設及び敷設替事業
3 他会計補助金	29,350	△66	29,284	
1 他会計補助金	29,350	△66	29,284	庁舎木質化事業
4 出資金	48,900	58,100	107,000	
1 他会計出資金	48,900	58,100	107,000	災害対策事業（原水施設費） 500 基幹配水管敷設及び敷設替事業 18,800 施設耐震化事業 △2,500 老朽管更新事業 41,300
5 補助金	0	58,462	58,462	
1 補助金	0	58,462	58,462	基幹配水管敷設及び敷設替事業 55,480 老朽管更新事業 2,982

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出	2,351,606	164,745	2,516,351	
1 建設改良費	1,943,644	165,845	2,109,489	
1 原水施設費	145,000	△800	144,200	工事請負費
2 配水及び給水施設費	751,354	168,488	919,842	委託料 △15,613 工事請負費 184,101
3 老朽管更新事業費	600,523	14,200	614,723	工事請負費
5 庁舎建設費	426,605	△13,524	413,081	備消耗品費 △417 委託料 △4,125 手数料 △365 工事請負費 △4,809 工具器具備品 △3,808
6 固定資産購入費	14,162	△2,519	11,643	機械及び装置
2 償還金	407,962	△1,100	406,862	
1 企業債償還金	407,962	△1,100	406,862	

令和7年度 伊勢市水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	51,070
	減価償却費	921,162
	退職給付引当金の増加額	3,863
	賞与引当金の増加額	1,566
	法定福利費引当金の増加額	331
	貸倒引当金の増加額	436
	特別修繕引当金の増加額	15,524
	長期前受金戻入額	△247,685
	受取利息	△5,368
	支払利息	69,903
	固定資産除却損	32,024
	未収金の減少額	44,623
	未払金の増加額	22,543
	たな卸資産の増加額	△15,550
	預り金の減少額	△5,072
	小計	889,370
	利息の受取額	5,368
	利息の支払額	△69,903
	業務活動によるキャッシュ・フロー	824,835
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△2,182,972
	県補助金による収入	2,760
	一般会計からの繰入金による収入	52,094
	工事負担金による収入	82,406
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,045,712
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	795,800
	建設改良企業債の償還による支出	△406,862
	一般会計からの出資による収入	117,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	505,938
	資金減少額	△714,939
	資金期首残高	2,467,802
	資金期末残高	1,752,863

給 与 費 明 細 書

1 総括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(8) 34	150,234	117,220	267,454	47,739	315,193
補正前	(8) 34	150,234	106,710	256,944	47,739	304,683
比較	(0) 0	0	10,510	10,510	0	10,510

( )は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費 (千円)
	補正後	24,100
	補正前	13,590
	比較	10,510

ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(4) 34	141,548	115,252	256,800	45,979	302,779
補正前	(4) 34	141,548	104,742	246,290	45,979	292,269
比較	(0) 0	0	10,510	10,510	0	10,510

( )は、外書きで再任用短時間勤務職員を表す

手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費 (千円)
	補正後	24,100
	補正前	13,590
	比較	10,510

2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備 考
手 当	10,510	その他の増減分	10,510	

# 令和7年度 伊勢市水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

## 資 産 の 部

### 1 固定資産

#### (1) 有形固定資産

イ 土地		1,416,434
ロ 建物	1,320,300	
減価償却累計額	<u>△ 594,999</u>	725,301
ハ 構築物	44,033,792	
減価償却累計額	<u>△ 19,562,071</u>	24,471,721
ニ 機械及び装置	3,701,062	
減価償却累計額	<u>△ 2,553,395</u>	1,147,667
ホ 車両運搬具	73,687	
減価償却累計額	<u>△ 57,818</u>	15,869
ヘ 工具、器具及び備品	136,258	
減価償却累計額	<u>△ 55,644</u>	80,614
ト 建設仮勘定		<u>205,746</u>

有形固定資産合計 28,063,352

#### (2) 無形固定資産

イ 施設利用権		30,672
ロ ソフトウェア		<u>1,519</u>

無形固定資産合計 32,191

#### (3) 投資その他の資産

イ 投資有価証券		<u>200,000</u>
----------	--	----------------

投資その他の資産合計 200,000

#### 固定資産合計

28,295,543

### 2 流動資産

(1) 現金預金 1,752,863

(2) 未収金 380,878  
貸倒引当金 △ 85,172 295,706

(3) 貯蔵品 51,662

#### 流動資産合計

2,100,231

## 資 産 合 計

30,395,774

## 負 債 の 部

### 3 固定負債

#### (1) 企業債

イ	建設改良等企業債	5,490,354	
	企業債合計		5,490,354

#### (2) 引当金

イ	退職給付引当金	182,869	
ロ	特別修繕引当金	202,948	
	引当金合計		385,817

#### 固定負債合計

5,876,171

### 4 流動負債

#### (1) 企業債

イ	建設改良等企業債	413,817	
	企業債合計		413,817

#### (2) 未払金

778,250

#### (3) 引当金

イ	賞与引当金	21,766	
ロ	法定福利費引当金	4,248	
	引当金合計		26,014

#### 流動負債合計

1,218,081

### 5 繰延収益

長期前受金 12,732,839

収益化累計額 △ 7,213,861

#### 繰延収益合計

5,518,978

#### 負債合計

12,613,230

## 資 本 の 部

6	資本金		17,492,837
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	23,129	
	資本剰余金合計		23,129
(2)	利益剰余金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	266,578	
	利益剰余金合計		266,578
	剰余金合計		289,707
	資本合計		17,782,544
	負債資本合計		<u>30,395,774</u>

## 注記

### I 重要な会計方針

- 1 有価証券の評価基準及び評価方法  
満期保有目的債券 原価法
- 2 たな卸資産の評価基準及び評価方法  
貯蔵品 先入先出法による原価法
- 3 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産
    - ・減価償却の方法  
機械及び装置（旧小俣町取得分）及び取替資産以外の全資産 定額法  
機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法  
取替資産 取替法
    - ・主な耐用年数

建物	7年～50年
構築物	10年～60年
機械及び装置	6年～20年
車両運搬具	4年～6年
工具、器具及び備品	2年～15年
    - (2) 無形固定資産
      - ・減価償却の方法 定額法
      - ・主な耐用年数

施設利用権	55年
ソフトウェア	5年
- 4 引当金の計上方法
  - (1) 退職給付引当金  
職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。
  - (2) 賞与引当金  
職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。
  - (3) 法定福利費引当金  
職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。
  - (4) 特別修繕引当金  
施設等に係る定期修繕費用の支出に備えるため、支出見込額のうち前回の定期修繕の日から当年度末までの期間に対応する額を計上している。

#### (5) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

#### 5 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

### II 予定貸借対照表等関連

#### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は192,981千円である。

### III その他

#### 1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、他会計退職手当負担金として18,330千円を支出するため、退職給付引当金18,330千円を使用する。

#### 2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として60,566千円を支給するため、賞与引当金18,771千円を使用し、これに伴う法定福利費として、11,431千円を支出するため、法定福利費引当金3,632千円を使用する。

#### 3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、水道料金に係る債権1,350千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金1,250千円を使用する。

#### 4 建設改良費の繰越し

当年度における建設改良費の繰越予定額は420,000千円である。

議案第20号

令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和7年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和7年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(1) 排水戸数	29,877戸	56戸	29,933戸
(2) 総排水量	7,324千m <sup>3</sup>	△56千m <sup>3</sup>	7,268千m <sup>3</sup>
(3) 一日平均排水量	20,066m <sup>3</sup>	△154m <sup>3</sup>	19,912m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業の概要			
ア 汚水管渠敷設事業	2,833,143千円	△154,550千円	2,678,593千円
イ 汚水管渠更新事業	102,000千円	△5,610千円	96,390千円
オ 雨水管渠更新事業	495,000千円	14,000千円	509,000千円
ク 庁舎建設事業	291,892千円	△11,648千円	280,244千円

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業収益	4,225,012	100,959	4,325,971
第1項 営業収益	1,574,917	△17,435	1,557,482
第2項 営業外収益	2,650,095	43,553	2,693,648
第3項 特別利益	0	74,841	74,841

（単位 千円）

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 下水道事業費用	3,957,326	25,760	3,983,086
第1項 営業費用	3,475,075	18,332	3,493,407
第2項 営業外費用	472,251	7,428	479,679

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。なお、同条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「1,493,839千円」を「1,526,195千円」に改める。

(単位 千円)

収		入	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	5,803,617	△392,745	5,410,872
第1項 企業債	3,668,300	△317,200	3,351,100
第2項 負担金	401,201	△12,440	388,761
第3項 他会計補助金	4,616	△55	4,561
第4項 国庫補助金	1,729,500	△63,050	1,666,450

(単位 千円)

支		出	
款 項	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	7,297,456	△360,389	6,937,067
第1項 建設改良費	5,385,459	△372,889	5,012,570
第2項 企業債償還金	1,910,908	12,500	1,923,408

(企業債)

第5条 予算第6条に定めた起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

追加

起債の目的	限度額 (単位 千円)	起債の 方法	利率	償還の方法
流域関連公共 下水道事業 (広域化分)	273,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見 直し方式で借り入 れる政府資金及び 地方公共団体金融 機構資金について 、利率の見直し を行った後におい ては、当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方公 共団体金融機構資金に ついては、その融通条件 により、銀行その他の場 合には、その債権者との 協定によるものとする。 ただし、財政の都合に より据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上 償還若しくは低利に借 換えすることができる。

変更

(単位 千円)

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
流域関連公共下水道事業	2,419,800	2,040,600
宇治・中村特環公共下水道事業	11,300	11,100
流域下水道事業	717,300	505,700

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
(1) 職員給与費	329,607	29,771	359,378

(他会計からの補助金)

第7条 予算第10条に定めた一般会計からこの会計へ補助を受ける金額を次のとおり補正する。

(単位 千円)

項目	既決予定額	補正予定額	計
一般会計から補助を受ける金額	296,360	△19,241	277,119

令和8年2月24日 提出

伊勢市長 鈴木 健一

令和7年度伊勢市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的收入及び支出

(単位 千円)

		収		入	
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 下水道事業収益	4,225,012	100,959	4,325,971		
1 営業収益	1,574,917	△17,435	1,557,482		
1 下水道使用料	1,218,704	△5,453	1,213,251	下水道使用料(排水戸数 29,933戸)	
2 他会計負担金	354,553	△11,982	342,571	雨水処理負担金	
2 営業外収益	2,650,095	43,553	2,693,648		
1 他会計負担金	1,139,565	52,461	1,192,026	企業債償還利子負担金 汚水事業 1,699 雨水事業 △308 脱炭素化推進事業 18 分流式下水道等に要する経費 22,643 高度処理に要する経費 8,557 その他他会計負担金 19,852	
2 他会計補助金	291,744	△19,186	272,558		
3 国庫補助金	500	△200	300		
6 長期前受金戻入	972,500	10,478	982,978	汚水事業 6,847 雨水事業 3,631	
3 特別利益	0	74,841	74,841		
1 過年度損益修正益	0	74,841	74,841		

(単位 千円)

		支		出	
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考	
1 下水道事業費用	3,957,326	25,760	3,983,086		
1 営業費用	3,475,075	18,332	3,493,407		
1 汚水管渠費	92,326	△5,050	87,276	委託料	
6 普及促進費	42,994	△2,212	40,782	印刷製本費 △212 補助交付金 △2,000	
7 業務費	119,482	△273	119,209	委託料	

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
8 総係費	96,388	26,527	122,915	職員給与費 29,771 委託料 △4,293 貸倒引当金繰入額 1,049
9 汚水減価償却費	1,549,918	3,284	1,553,202	有形固定資産減価償却費 2,769 無形固定資産減価償却費 515
10 雨水減価償却費	468,178	△9,198	458,980	有形固定資産減価償却費
11 資産減耗費	18,231	5,254	23,485	固定資産除却費 汚水事業 △980 雨水事業 6,234
2 営業外費用	472,251	7,428	479,679	
1 支払利息及び企業債取扱諸費	467,771	7,428	475,199	公共下水道事業債利息 汚水事業 3,420 雨水事業 △306 流域下水道事業債利息 2,879 資本費平準化債利息 1,417 脱炭素化推進事業債利息 18

資本の収入及び支出

(単位 千円)

収			入	
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の収入	5,803,617	△392,745	5,410,872	
1 企業債	3,668,300	△317,200	3,351,100	
1 公共下水道事業債	2,431,100	△105,600	2,325,500	流域関連公共下水道事業債 汚水事業 △391,300 雨水事業 12,100 宇治・中村特環公共下水道事業債 △200 流域関連公共下水道事業債(広域化分) 273,800
2 流域下水道事業債	717,300	△211,600	505,700	
2 負担金	401,201	△12,440	388,761	
1 他会計負担金	264,138	△1,441	262,697	雨水建設改良負担金
2 受益者負担金	100,063	3,001	103,064	流域関連公共下水道受益者負担金 3,064 宇治・中村特環公共下水道受益者負担金 △63
3 工事負担金	37,000	△14,000	23,000	

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
3 他会計補助金	4,616	△55	4,561	
1 他会計補助金	4,616	△55	4,561	庁舎木質化事業
4 国庫補助金	1,729,500	△63,050	1,666,450	
1 公共下水道事業費 国補助金	1,729,500	△63,050	1,666,450	流域関連公共下水道事業費 国補助金 汚水事業 △73,600 雨水事業 10,550

(単位 千円)

支		出		
款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本の支出	7,297,456	△360,389	6,937,067	
1 建設改良費	5,385,459	△372,889	5,012,570	
1 流域関連公共下水道補助事業費	2,140,000	△136,750	2,003,250	工事請負費 △126,750 補償費 △10,000
2 流域関連公共下水道単独事業費	687,543	△17,800	669,743	委託料 △3,000 工事請負費 △1,800 補償費 △13,000
3 流域関連公共下水道更新補助事業費	41,000	△1,350	39,650	委託料 8,000 工事請負費 △9,350
4 流域関連公共下水道更新単独事業費	40,500	△4,260	36,240	工事請負費
9 雨水管渠更新補助事業費	489,000	12,000	501,000	委託料
10 雨水管渠更新単独事業費	6,000	2,000	8,000	委託料
14 庁舎建設費	291,892	△11,648	280,244	備消耗品費 △261 委託料 △2,579 工事請負費 △3,951 固定資産購入費 △4,594 その他経費 △263
15 流域下水道建設負担金	723,403	△214,842	508,561	
16 汚水有形固定資産購入費	2,014	△239	1,775	車両運搬具購入費 △175 工具、器具及び備品購入費 △64
2 企業債償還金	1,910,908	12,500	1,923,408	
1 企業債償還金	1,910,908	12,500	1,923,408	資本費平準化償還金

令和7年度 伊勢市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	72,053
	減価償却費	2,012,182
	退職給付引当金の増加額	16,166
	賞与引当金の減少額	△ 164
	法定福利費引当金の減少額	△ 12
	貸倒引当金の減少額	△ 1,855
	長期前受金戻入額	△ 982,978
	支払利息	475,199
	固定資産除却損	23,485
	未収金の増加額	△ 134,505
	未払金の減少額	△ 8,456
	預り金の減少額	△ 7,576
	小計	1,463,539
	利息の支払額	△ 475,199
	業務活動によるキャッシュ・フロー	988,340
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 5,997,526
	無形固定資産の取得による支出	△ 293,114
	国庫補助金による収入	1,860,351
	一般会計からの繰入金による収入	267,258
	工事負担金による収入	24,050
	受益者負担金による収入	103,714
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 4,035,267
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良企業債による収入	3,984,600
	建設改良企業債の償還による支出	△ 1,923,408
	財務活動によるキャッシュ・フロー	2,061,192
	資金減少額	△ 985,735
	資金期首残高	1,989,570
	資金期末残高	1,003,835

## 給 与 費 明 細 書

### 1 総 括

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	(7) 36	161,839	146,455	308,294	51,084	359,378
補正前	(7) 36	161,839	116,684	278,523	51,084	329,607
比較	(0) 0	0	29,771	29,771	0	29,771

( )は、外書きで短時間勤務職員(再任用短時間勤務職員及びパートタイム会計年度任用職員)を表す

手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費 (千円)
	補正後	47,221
	補正前	17,450
	比較	29,771

### ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職員数	給 与 費			法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	一般職(人)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	36	147,124	142,392	289,516	48,041	337,557
補正前	36	147,124	112,621	259,745	48,041	307,786
比較	0	0	29,771	29,771	0	29,771

手 当 の 内 訳	区 分	退職給付費 (千円)
	補正後	47,221
	補正前	17,450
	比較	29,771

### 2 会計年度任用職員以外の職員に係る給料及び手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
手 当	29,771	その他の増減分	29,771	

# 令和7年度 伊勢市下水道事業予定貸借対照表

(令和8年3月31日)

(単位 千円)

## 資 産 の 部

### 1 固定資産

#### (1) 汚水有形固定資産

イ 土地		375,855
ロ 建物	954,840	
減価償却累計額	<u>△214,096</u>	740,744
ハ 構築物	73,165,207	
減価償却累計額	<u>△18,506,516</u>	54,658,691
ニ 機械及び装置	1,996,308	
減価償却累計額	<u>△1,091,327</u>	904,981
ホ 車両運搬具	12,640	
減価償却累計額	<u>△7,391</u>	5,249
ヘ 工具、器具及び備品	38,430	
減価償却累計額	<u>△18,356</u>	20,074
ト 建設仮勘定		<u>326,442</u>

汚水有形固定資産合計 57,032,036

#### (2) 雨水有形固定資産

イ 土地		1,026,092
ロ 建物	2,944,079	
減価償却累計額	<u>△1,085,384</u>	1,858,695
ハ 構築物	7,559,403	
減価償却累計額	<u>△2,653,167</u>	4,906,236
ニ 機械及び装置	7,406,012	
減価償却累計額	<u>△3,597,550</u>	3,808,462
ホ 工具、器具及び備品	4,466	
減価償却累計額	<u>△3,583</u>	883
ヘ 建設仮勘定		<u>1,156,120</u>

雨水有形固定資産合計 12,756,488

#### (3) 汚水無形固定資産

イ 流域下水道施設利用権		8,543,838
ロ 電話加入権		75
ハ ソフトウェア		<u>355</u>

汚水無形固定資産合計 8,544,268

### 固定資産合計

78,332,792

2	流動資産		
(1)	現金預金		1,003,835
(2)	未収金	529,676	
	貸倒引当金	<u>△6,728</u>	<u>522,948</u>
	流動資産合計		<u>1,526,783</u>
	資 産 合 計		<u><u>79,859,575</u></u>
		負 債 の 部	
3	固定負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良等企業債	<u>35,083,793</u>	
	企業債合計		35,083,793
(2)	引当金		
	イ 退職給付引当金	<u>204,161</u>	
	引当金合計		<u>204,161</u>
	固定負債合計		35,287,954
4	流動負債		
(1)	企業債		
	イ 建設改良等企業債	<u>2,005,260</u>	
	企業債合計		2,005,260
(2)	未払金		843,999
(3)	引当金		
	イ 賞与引当金	22,687	
	ロ 法定福利費引当金	<u>4,451</u>	
	引当金合計		<u>27,138</u>
	流動負債合計		2,876,397
5	繰延収益		
	長期前受金		47,404,395
	収益化累計額		<u>△15,309,207</u>
	繰延収益合計		<u>32,095,188</u>
	負 債 合 計		<u><u>70,259,539</u></u>

## 資 本 の 部

6	資本金		8,470,727
7	剰余金		
(1)	資本剰余金		
	イ 受贈財産評価額	146,474	
	ロ 他会計負担金	282,198	
	ハ 周辺環境整備事業負担金	53,565	
	ニ 補助金	216,649	
	ホ その他資本剰余金	<u>75,851</u>	
	資本剰余金合計		774,737
(2)	利益剰余金		
	イ 当年度未処分利益剰余金	<u>354,572</u>	
	利益剰余金合計		<u>354,572</u>
	剰余金合計		<u>1,129,309</u>
	資本合計		<u>9,600,036</u>
	負債資本合計		<u><u>79,859,575</u></u>

## 注記

### I 重要な会計方針

#### 1 固定資産の減価償却の方法

##### (1) 有形固定資産

###### ・減価償却の方法

機械及び装置（旧小俣町取得分）以外の全資産 定額法

機械及び装置（旧小俣町取得分） 定率法

###### ・主な耐用年数

建物 15年～50年

構築物 5年～50年

機械及び装置 5年～35年

車両運搬具 4年

工具、器具及び備品 4年～15年

##### (2) 無形固定資産

###### ・減価償却の方法 定額法

###### ・主な耐用年数

流域下水道施設利用権 50年

ソフトウェア 5年

#### 2 引当金の計上方法

##### (1) 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度末における退職手当の要支給額に相当する金額を計上している。

##### (2) 賞与引当金

職員の期末・勤勉手当の支給に備えるため、当年度末における支給見込額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

##### (3) 法定福利費引当金

職員の期末・勤勉手当に係る法定福利費の支出に備えるため、当年度末における支出見込額に基づき、当年度の負担に属する額を計上している。

##### (4) 貸倒引当金

債権の不納欠損の損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

#### 3 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっている。

## II 予定貸借対照表等関連

### 1 企業債の償還に係る他会計の負担

貸借対照表に計上されている企業債（当年度の末日の翌日から起算して1年以内に償還予定のものも含む）のうち、一般会計が負担すると見込まれる額は23,917,563千円である。

## III セグメント情報の開示

### 1 報告セグメントの概要

伊勢市下水道事業会計は、汚水事業及び雨水事業を運営しており、各事業で運営方針等を決定していることから、汚水事業及び雨水事業の2つを報告セグメントとしている。

なお、各報告セグメントに属する事業の内容及び財務情報の内訳は以下のとおりである。

事業区分	事業の内容
汚水事業	下水道認可区域内の汚水の処理
雨水事業	下水道認可区域内の雨水の排除

### 2 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（自 令和7年4月1日 至 令和8年3月31日）

（単位 千円）

	汚水事業	雨水事業	共通	合計
営業収益	1,104,503	342,571	0	1,447,074
営業費用	2,770,029	620,610	0	3,390,639
営業損益	△1,665,526	△278,039	0	△1,943,565
経常損益	4,016	0	0	4,016
セグメント資産	65,854,732	12,756,488	1,248,355	79,859,575
セグメント負債	58,687,080	11,572,459	0	70,259,539
その他の項目				
他会計繰入金	1,407,813	399,342	0	1,807,155
減価償却費	1,553,202	458,980	0	2,012,182
特別利益	68,037	0	0	68,037
特別損失	0	0	0	0
うち減損損失	0	0	0	0
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	4,320,000	1,970,640	0	6,290,640

#### IV その他

##### 1 退職給付引当金の取崩し

当年度において、退職手当として26,497千円を支給及び他会計退職手当負担金として636千円を支出するため、退職給付引当金7,281千円を使用する。

##### 2 賞与引当金及び法定福利費引当金の取崩し

当年度において、職員の期末・勤勉手当として67,426千円を支給するため、賞与引当金21,656千円を使用し、これに伴う法定福利費として13,240千円を支出するため、法定福利費引当金4,215千円を使用する。

##### 3 貸倒引当金の取崩し

当年度において、下水道使用料及び下水道受益者負担金に係る債権2,979千円の不納欠損を行うため、貸倒引当金2,904千円を使用する。

##### 4 建設改良費の繰越し

当年度における建設改良費の繰越予定額は1,970,000千円である。

議案第 21 号

伊勢市行政手続条例の一部改正について

伊勢市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

### 伊勢市行政手続条例の一部を改正する条例

伊勢市行政手続条例（平成17年伊勢市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

- 4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の伊勢市行政手続条例第15条第 3 項及び第 4 項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達、送達又は通知について適用し、同日前にした公示送達、送達又は通知については、なお従前の例による。

### (説 明)

これは、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律による行政手続法の一部改正に伴い、聴聞等の通知に係る公示の方法を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>第2章 申請に対する処分</p> <p>第5条～第11条 略</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則</p> <p>第12条～第14条 略</p> <p>第2節 聴聞</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法</u>によって行うことができる。</p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該</u></p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>第2章 申請に対する処分</p> <p>第5条～第11条 略</p> <p>第3章 不利益処分</p> <p>第1節 通則</p> <p>第12条～第14条 略</p> <p>第2節 聴聞</p> <p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>

通知がその者に到達したものとみなす。

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

第17条～第21条 略

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

第23条～第26条 略

第3節 弁明の機会の付与

第27条・第28条 略

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

第30条～第36条 略

第4章の2 処分等の求め

(代理人)

第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

第17条～第21条 略

(続行期日の指定)

第22条 主宰者は、聴聞の期日における審理の結果、なお聴聞を続行する必要があると認めるときは、更に新たな期日を定めることができる。

2 略

3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と、「揭示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「揭示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、揭示を始めた日の翌日)」と読み替えるものとする。

第23条～第26条 略

第3節 弁明の機会の付与

第27条・第28条 略

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号及び第4号」とあるのは「同条第3号」と、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第4章 行政指導

第30条～第36条 略

第4章の2 処分等の求め

第36条の2 略  
第5章 届出  
第37条 略  
第6章 雑則  
第38条・第39条 略

第36条の2 略  
第5章 届出  
第37条 略  
第6章 雑則  
第38条・第39条 略

議案第 22 号

伊勢市附属機関条例の一部改正について

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市附属機関条例の一部を改正する条例

伊勢市附属機関条例（平成 29 年伊勢市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の部名勝二見浦保存管理計画運営委員会の項中「名勝二見浦保存管理計画運営委員会」を「名勝二見浦保存活用計画運営委員会」に、「名勝二見浦の保存、管理及び活用」を「名勝二見浦保存活用計画」に改め、「(名勝二見浦保存活用計画策定委員会の所掌に属するものを除く。)」を削り、「7 人」を「10 人」に改め、同部名勝二見浦保存活用計画策定委員会の項、旧賓日館保存活用計画策定委員会の項及び伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会の項を削り、同部伊勢市創業・移転促進事業審査委員会の項の次に次のように加える。

伊勢市新商品開発等支援事業審査委員会	中小製造業者等が行う新商品の開発等に係る補助金の交付対象者の選定についての審査又は調査審議に関すること。	6 人以上	(1) 学識経験を有する者 (2) 前号に掲げる者のほか、知識経験を有する者 (3) その他市長が必要と認める者	2 年
伊勢市地域経済循環創	民間事業者が行う地域の資源を	6 人以上	(1) 学識経験を有する	2 年

造事業審査 委員会	活用した新たな 事業に係る補助 金の交付対象者 の選定について の審査又は調査 審議に関するこ と。		者  (2) 前号に 掲げる者の ほか、知識 経験を有す る者  (3) その他 市長が必要 と認める者	
--------------	--	--	--	--

別表第1 市長の部伊勢市農業次世代人材投資事業評価会の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において名勝二見浦保存管理計画運営委員会の委員等、臨時委員等又は専門委員等である者の任期は、この条例による改正前の伊勢市附属機関条例別表第1又は第6条第3項若しくは第4項の規定にかかわらず、その日に満了する。

(説 明)

これは、附属機関を新たに設置し、廃止し、並びに附属機関の名称、所掌事務及び定数を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等(市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。</p> <p>2 略 (所掌事務)</p> <p>第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)</p> <p>第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 附属機関に、特別の事項について審査又は調査審議をさせるため必要があるときは、臨時の委員等(以下「臨時委員等」という。)を置くことができる。</p> <p>3 附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門の委員等(以下「専門委員等」という。)を置くことができる。 (委員等の任命)</p> <p>第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2・3 略 (委員等の任期等)</p> <p>第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する審査又は調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。</p> <p>4 専門委員等は、その者の委嘱又は任命に係</p>	<p>第1条 略 (設置)</p> <p>第2条 別表第1の第1欄に掲げる執行機関等(市長(公営企業の管理者の職務を行う市長を含む。以下同じ。)、教育委員会又は公営企業の管理者をいう。以下同じ。)の附属機関として、同表の第2欄に掲げる附属機関を置く。</p> <p>2 略 (所掌事務)</p> <p>第3条 附属機関が所掌する事務は、別表第1の第3欄又は別表第2の第2欄に掲げるとおりとする。 (組織)</p> <p>第4条 附属機関の委員その他の構成員(以下「委員等」という。)の定数は、別表第1の第4欄又は別表第2の第3欄に掲げるとおりとする。</p> <p>2 附属機関に、特別の事項について審査又は調査審議をさせるため必要があるときは、臨時の委員等(以下「臨時委員等」という。)を置くことができる。</p> <p>3 附属機関に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門の委員等(以下「専門委員等」という。)を置くことができる。 (委員等の任命)</p> <p>第5条 委員等は、別表第1の第5欄又は別表第2の第4欄に掲げる者のうちから、執行機関等が委嘱し、又は任命する。</p> <p>2・3 略 (委員等の任期等)</p> <p>第6条 委員等の任期は、別表第1の第6欄又は別表第2の第5欄に掲げるとおりとする。ただし、補欠の委員等の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 臨時委員等は、その者の委嘱又は任命に係る当該特別の事項に関する審査又は調査審議が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。</p> <p>4 専門委員等は、その者の委嘱又は任命に係</p>

る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

第7条～第9条 略

別表第1(第2条―第6条関係)

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	スマートシティ伊勢推進構想策定委員会	略	略	略	略
	伊勢市行政改革推進委員会	略	略	略	略
	伊勢市まち・ひと・しごと創生会議	略	略	略	略
	伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会	略	略	略	略
	名勝二見浦保存活用計画運営委員会	名勝二見浦保存活用計画に関する重要事項についての調査審議に関すること。	10人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 地域住民	2年

る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解職され、又は解任されるものとする。

第7条～第9条 略

別表第1(第2条―第6条関係)

執行機関等	附属機関	所掌事務	定数	構成	任期
市長	スマートシティ伊勢推進構想策定委員会	略	略	略	略
	伊勢市行政改革推進委員会	略	略	略	略
	伊勢市まち・ひと・しごと創生会議	略	略	略	略
	伊勢志摩定住自立圏共生ビジョン懇談会	略	略	略	略
	名勝二見浦保存管理計画運営委員会	名勝二見浦の保存、管理及び活用に関する重要事項についての調査審議に関すること (名勝二見浦保存活用計画)	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 関係行政機関の職員 (3) 地域住民	2年

			(4) その他市長が要認める者	
旧賓日館保存整備委員会	略	略	略	略
伊勢うどん調査研究委員会	略	略	略	略

	策定委員会の所掌に属するものを除く。)		(4) その他市長が要認める者	
名勝二見浦保存活用計画策定委員会	名勝二見浦の保存活用計画の策定に関する事項についての調査審議に關すること。	15人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) 地域住民 (3) その他市長が要認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
旧賓日館保存整備委員会	略	略	略	略
旧賓日館保存活用計画策定委員会	旧賓日館の保存活用計画の策定に關する事項についての調査審議に關すること。	7人以内	(1) 学識経験を有する者 (2) その他市長が要認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
伊勢うどん調査研究委員会	略	略	略	略

伊勢市造船資料保存調査委員	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会運営委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会審査委員会	略	略	略	略
伊勢市市民公益活動促進委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭実行委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭選考委員会	略	略	略	略

伊勢市造船資料保存調査委員	略	略	略	略
伊勢市郷土資料館基本計画策定委員会	郷土資料館の設置に関する基本構想及び基本計画の策定に関する事項についての調査審議に関すること。	10人以内	(1) 学識経験者 (2) その他市長が必要と認める者	委嘱され、又は任命された日から調査審議が終了した日まで
伊勢市美術展覧会運営委員会	略	略	略	略
伊勢市美術展覧会審査委員会	略	略	略	略
伊勢市市民公益活動促進委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭実行委員会	略	略	略	略
伊勢市人権映画祭選考委員会	略	略	略	略

伊勢市 予防接 種健康 被害調 査委員 会	略	略	略	略
伊勢市 ケアプ ラン点 検委員 会	略	略	略	略
伊勢市 高齢者 虐待防 止対策 委員会	略	略	略	略
伊勢市 地域福 祉計画 推進委 員会	略	略	略	略
伊勢市 再犯防 止推進 計画策 定委員 会	略	略	略	略
伊勢市 災害義 援金配 分委員 会	略	略	略	略
伊勢市 老人ホ ーム入 所判定 委員会	略	略	略	略
伊勢市 避難行 動要支 援者避 難支援 対策会 議	略	略	略	略
伊勢市				

伊勢市 予防接 種健康 被害調 査委員 会	略	略	略	略
伊勢市 ケアプ ラン点 検委員 会	略	略	略	略
伊勢市 高齢者 虐待防 止対策 委員会	略	略	略	略
伊勢市 地域福 祉計画 推進委 員会	略	略	略	略
伊勢市 再犯防 止推進 計画策 定委員 会	略	略	略	略
伊勢市 災害義 援金配 分委員 会	略	略	略	略
伊勢市 老人ホ ーム入 所判定 委員会	略	略	略	略
伊勢市 避難行 動要支 援者避 難支援 対策会 議	略	略	略	略
伊勢市				

新産業 創出支 援事業 審査委 員会	略	略	略	略
伊勢市 創業・ 移転促 進事業 審査委 員会	略	略	略	略
伊勢市 新商品 開発等 支援事 業審査 委員会	中小製造 業者等が 行う新商 品の開発 等に係る 補助金の 交付対象 者の選定 についての 審査又は 調査審 議に關す ること。	6人 以 内	(1) 学 識 経 験 を 有 す る 者  (2) 前 号 に 掲 げ る 者 の ほ か、知 識 経 験 を 有 す る 者  (3) そ の 他 市 長 が 必 要 と 認 め る 者	2年
伊勢市 地域経 済循環 創造事 業審査 委員会	民間事業 者が行う 地域の資 源を活用 した新た な事業に 係る補助 金の交付 対象者の 選定につ いての審 査又は調	6人 以 内	(1) 学 識 経 験 を 有 す る 者  (2) 前 号 に 掲 げ る 者 の ほ か、知 識 経 験 を	2年

新産業 創出支 援事業 審査委 員会	略	略	略	略
伊勢市 創業・ 移転促 進事業 審査委 員会	略	略	略	略

	<u>査審議に 関すること。</u>		<u>験を 有する者</u> (3) <u>そ の他 市長 が必 要と 認め る者</u>	
伊勢市 農村振 興基本 計画策 定委員 会	略	略	略	略
伊勢市 農業振 興地域 整備促 進協議 会	略	略	略	略
伊勢市 地域計 画検討 委員会	略	略	略	略
伊勢市 農業次 世代人 材投資 事業評 価会	略	略	略	略
伊勢市 農村振 興基本 計画策 定委員 会	略	略	略	略
伊勢市 農業振 興地域 整備促 進協議 会	略	略	略	略
伊勢市 地域計 画検討 委員会	略	略	略	略
伊勢市 農業次 世代人 材投資 事業評 価会	農業次世 代人材投 資資金 (農業人 材力強化 総合支援 事業実施 要綱(平 成24年4 月6日付 け23経営 第3543号 農林水産 事務次官 依命通 知)に基 づき新規 就農者の 経営確立	15 人 以 内	(1) 伊 勢農 業協 同組 合の 代表 者 (2) 金 融に 関す る知 識経 験を 有す る者 (3) 関 係行 政機 関の	1年



事業 管 理 者	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
別表第2 略					

事業 管 理 者	略	略	略	略	略
	略	略	略	略	略
別表第2 略					

議案第 23 号

伊勢市職員給与条例等の一部改正について

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例

(伊勢市職員給与条例の一部改正)

第1条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号)の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第4条中「であって」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第9条の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当)

第9条の2 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条並びに第6条第4項及び第5項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から職員の勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(次項において「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条第2項第1号中「次項」を「第4項」に改め、同項第2号中「次に掲げる職員の区分に応じ、」を削り、「それぞれ次に」を「66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で」に改め、同号アからツまでを削り、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項中「自動車等」の次に「及び駐車場等」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月)」を加え、同項を同条第5項とし、同条第3項中「及び前項第2号」を「、第2項第2号」に改め、「定める額」の次に「及び前項第1号に定める額」を加え、「同項」を「前2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

第35条中「及びこれ」を「、これ」に改め、「地域手当の月額」の次に「及び第二種初任給調整手当の月額」を加える。

(伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成29年伊勢市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「第8条」の次に「、第9条の2」を加える。

(伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第6条の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当)

第6条の2 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当について準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第2項」とあるのは「伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例（令和元年伊勢市条例第17号）第4条第2項」と、「第5条並びに第6条第4項及び第5項」とあるのは「同条例第5条」と、「第11条の2」とあるのは「同条例第7条の規定によりその例によることとされる第11条の2」と読み替えるものとする。

第11条中「基本報酬」の次に「、第二種初任給調整手当に相当する報酬」を加える。

第13条の次に次の1条を加える。

(第二種初任給調整手当に相当する報酬)

第13条の2 基準月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額  
の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日か

ら職員の勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額（その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額）（以下この条において「特定額」という。）が給与条例第9条の2第1項に規定する基準額（以下この条において「基準額」という。）を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を第二種初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

- (1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額
- (2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額
- (3) 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第16条各号中「及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額」を「、これに対する地域手当に相当する報酬の額及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の額」に改める。

第18条第2項中「第6項」を「第7項」に改める。

（伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第4条 伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成18年伊勢市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項から第5項までの規定中「種類は」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

（伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第5条 伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第169号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職員特別勤務手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（第二種初任給調整手当）

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第24条中「第4条から第6条まで」を「第4条、第5条、第6条」に改める。

（伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第6条 伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年伊勢市条例第124号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「管理職手当」の次に「、第二種初任給調整手当」を加える。

第5条の次に次の1条を加える。

（第二種初任給調整手当）

第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であつて、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額

について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

- 2 前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。

第26条中「第5条、第6条」を「第5条から第6条まで」に改める。

第27条中「第4条から第6条まで」を「第4条、第5条、第6条」に改める。

（伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

第7条 伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号）の一部を次のように改正する。

附則第12条中「第3条の規定による改正後の」を削る。

附則第13条中「第5条の規定による改正後の」を削る。

附則第14条中「第6条の規定による改正後の」を削る。

附則第14条の2中「伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第28号）第2条の規定による改正後の」を削る。

附則第15条第1項中「第8条の規定による改正後の」及び「（以下「新給与条例」という。）」を削り、同条第2項中「が新給与条例」を「が伊勢市職員給与条例」に、「新給与条例第2条」を「同条例第2条」に、「、新給与条例」を「、同条例」に改め、同条第4項中「新給与条例第2条」を「伊勢市職員給与条例第2条」に、「、新給与条例」を「、同条例」に改め、同条第5項中「新給与条例」を「伊勢市職員給

与条例」に改め、同条第6項中「新給与条例」を「伊勢市職員給与条例第9条の2第1項及び」に改め、同条第7項及び第8項中「新給与条例」を「伊勢市職員給与条例」に改める。

附則第16条中「第9条の規定による改正後の」を削る。

附則第17条第1項中「第10条の規定による改正後の」及び「（以下「新退職手当条例」という。）」を削り、同条第2項中「新退職手当条例」を「伊勢市職員退職手当支給条例」に改める。

附則第18条第1項中「第11条の規定による改正後の」及び「（以下「新上下水道給与条例」という。）」を削り、同条第2項中「新上下水道給与条例第2条第1項に」を「伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に」に、「新上下水道給与条例第23条」を「同条例第23条」に、「新上下水道給与条例第2条第1項及び」を「同条例第2条第1項及び」に改める。

附則第19条第1項中「第12条の規定による改正後の」及び「（以下「新病院給与条例」という。）」を削り、同条第2項中「新病院給与条例第2条第1項に」を「伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に」に、「新病院給与条例第25条」を「同条例第25条」に、「新病院給与条例第2条第1項及び」を「同条例第2条第1項及び」に改める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
（第二種初任給調整手当に関する経過措置）
- 2 この条例の施行の日から令和10年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例第9条の2第1項又は第3条の規定による改正後の伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例第6

条の2の規定の適用については、これらの規定中「第11条の2」とあるのは、「第11条の2又は伊勢市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年伊勢市条例第11号）附則第5条第1項」とする。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

（説 明）

これは、人事院勧告に準じ、第二種初任給調整手当を新設するとともに、駐車場の利用に対する通勤手当を支給し、その他規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市職員給与条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 前項の給与とは、給料、<u>第二種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(給料の種類)</p> <p>第4条 給料は、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であって、<u>第二種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>第5条～第9条 略</p> <p>(第二種初任給調整手当)</p> <p>第9条の2 <u>新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第6条第2項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第5条並びに第6条第4項及び第5項の規定により当該職員が受ける号給に応じた額(定年前再任用短時間勤務職員その他の規則で定める職員にあつては、規則で定める額)並びにこれに第11条の2の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から職員の勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額(その額に50銭未満の</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるものを除くほか、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第24条第5項の規定に基づき一般職の職員の給与に関する事項を定めるものとする。</p> <p>2 前項の給与とは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいう。</p> <p>第2条・第3条 略</p> <p>(給料の種類)</p> <p>第4条 給料は、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号。以下「勤務時間条例」という。)第8条第1項に規定する正規の勤務時間(以下単に「正規の勤務時間」という。)による勤務に対する報酬であつて、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当を含まないものとする。</p> <p>第5条～第9条 略</p>

端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額(次項において「特定額という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して規則で定める額(次項において「基準額という。)を下回るものには、採用の日から規則で定める日までの間、第二種初任給調整手当を支給する。

- 2 第二種初任給調整手当の月額は、規則で定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。
- 3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるものには、規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、第二種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第10条～第12条 略

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)～(3) 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(第4項において「運賃等相当額」という。)
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

第10条～第12条 略

(通勤手当)

第13条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

(1)～(3) 略

- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(次項において「運賃等相当額」という。)
  - (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額(定年前再任用短時間勤務職員のうち、1箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額)

ア 自動車等の使用距離(以下この号に

- において「使用距離」という。)が片道3キロメートル未満である職員 2,500円
- イ 使用距離が片道3キロメートル以上4キロメートル未満である職員 3,500円
- ウ 使用距離が片道4キロメートル以上5キロメートル未満である職員 4,300円
- エ 使用距離が片道5キロメートル以上6キロメートル未満である職員 4,600円
- オ 使用距離が片道6キロメートル以上7キロメートル未満である職員 4,900円
- カ 使用距離が片道7キロメートル以上8キロメートル未満である職員 5,200円
- キ 使用距離が片道8キロメートル以上10キロメートル未満である職員 5,500円
- ク 使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,600円
- ケ 使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 9,000円
- コ 使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万400円
- サ 使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万1,800円
- シ 使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万3,200円
- ス 使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 1万4,600円
- セ 使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 1万5,900円
- ソ 使用距離が片道45キロメートル以上

<p>(3) 略</p>	<p><u>50キロメートル未満である職員 1万7,700円</u></p> <p><u>タ 使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 1万9,500円</u></p> <p><u>チ 使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 2万1,300円</u></p> <p><u>ツ 使用距離が片道60キロメートル以上である職員 2万3,100円</u></p>
<p>(3) 略</p> <p>3 <u>第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設(その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第7項において「駐車場等」という。)を利用し、その料金を負担することを常例とするもの(規則で定める職員を除く。)の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></p> <p><u>(1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額</u></p> <p>4 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)、第2項第2号に定める額及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>5 <u>通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月)の規則で定める日に支給する。</u></p> <p>6 <u>通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれら</u></p>	<p>(3) 略</p> <p>3 <u>運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p>4 <u>通勤手当は、支給単位期間(規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間)に係る最初の月の規則で定める日に支給する。</u></p> <p>5 <u>通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれら</u></p>

<p>の事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>7 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p> <p>8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第14条～第34条 略 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第35条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額、これに対する地域手当の月額及び<u>第二種初任給調整手当の月額</u>の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から職員の勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額とする。</p> <p>第36条～第40条 略</p>	<p>の事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。</p> <p>6 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として規則で定める期間(自動車等に係る通勤手当にあっては、1箇月)をいう。</p> <p>7 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。</p> <p>第14条～第34条 略 (勤務1時間当たりの給与額の算出)</p> <p>第35条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び<u>これに対する地域手当の月額</u>の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から職員の勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額とする。</p> <p>第36条～第40条 略</p>
---	---

伊勢市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第2条関係)

改正後	改正前
<p>第1条～第8条 略 (特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、<u>第9条の2</u>、第10条、第12条、第14条から第18条まで及び第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>第10条～第12条 略</p>	<p>第1条～第8条 略 (特定任期付職員の給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 伊勢市職員給与条例(平成17年伊勢市条例第42号。以下「給与条例」という。)第2条、第3条、第5条、第6条、第8条、第10条、第12条、第14条から第18条まで及び第22条の規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>第10条～第12条 略</p>

伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例(第3条関係)

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 略 (会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、<u>地</u></p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 略 (会計年度任用職員の給与)</p> <p>第2条 前条の給与とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員(以下「フルタイム会計年度任用職員」という。)にあっては給料、地</p>

二種初任給調整手当、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

第2章 フルタイム会計年度任用職員

第3条～第6条 略

(第二種初任給調整手当)

第6条の2 給与条例第9条の2の規定は、フルタイム会計年度任用職員の第二種初任給調整手当について準用する。この場合において、同条第1項中「第6条第2項」とあるのは「伊勢市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年伊勢市条例第17号)第4条第2項」と、「第5条並びに第6条第4項及び第5項」とあるのは「同条例第5条」と、「第11条の2」とあるのは「同条例第7条の規定によりその例によることとされる第11条の2」と読み替えるものとする。

第7条～第10条 略

第3章 パートタイム会計年度任用職員

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬、第二種初任給調整手当に相当する報酬、地域手当に相当する報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び特殊勤務に係る報酬とする。

第12条・第13条 略

(第二種初任給調整手当に相当する報酬)

第13条の2 基準月額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の月額の合計額に12を乗じその額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から職員の勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る勤務時間の総数で除して得た額(その額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げた額)(以下この条において「特定額」という。)が給与条例第9条の2第1項に規定する基準額(以下この条において

域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当をいい、同項第1号に掲げる職員(以下「パートタイム会計年度任用職員」という。)にあっては報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。

第2章 フルタイム会計年度任用職員

第3条～第6条 略

第7条～第10条 略

第3章 パートタイム会計年度任用職員

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第11条 パートタイム会計年度任用職員の報酬は、基本報酬、地域手当に相当する報酬、時間外勤務に係る報酬、休日勤務に係る報酬、夜間勤務に係る報酬及び特殊勤務に係る報酬とする。

第12条・第13条 略

「基準額」という。)を下回るパートタイム会計年度任用職員には、規則で定める期間、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額を第二種初任給調整手当に相当する報酬として支給する。

(1) 月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を月額に換算した額

(2) 日額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 規則で定めるところにより基準額と特定額の差額を日額に換算した額

(3) 時間額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員 基準額と特定額の差額を基準として規則で定める額

第14条～第15条の2 略

(勤務1時間当たりの報酬額)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額により基本報酬を定める場合第12条第1項の規定により計算して得た基本報酬の額、これに対する地域手当に相当する報酬の額及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の額の合計額に12を乗じて得た額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の総数で除して得た額

(2) 日額により基本報酬を定める場合第12条第2項の規定により計算して得た基本報酬の額、これに対する地域手当に相当する報酬の額及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額により基本報酬を定める場合第12条第3項の規定により計算して得た基本報酬の額、これに対する地域手当に

第14条～第15条の2 略

(勤務1時間当たりの報酬額)

第16条 パートタイム会計年度任用職員の勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額により基本報酬を定める場合第12条第1項の規定により計算して得た基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額に12を乗じて得た額を当該勤務日の属する年の所定の勤務日から勤務時間条例第9条に定める休日を除いた日数に係る当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間の総数で除して得た額

(2) 日額により基本報酬を定める場合第12条第2項の規定により計算して得た基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額を当該パートタイム会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額により基本報酬を定める場合第12条第3項の規定により計算して得た

<p style="text-align: center;"><u>相当する報酬の額及び第二種初任給調整手当に相当する報酬の額の合計額</u></p> <p>第17条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第18条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)及び支給方法については、給与条例第13条第2項から第7項までの規定の例による。</p> <p>第19条 略</p> <p style="text-align: center;">第4章 補則</p> <p>第20条～第25条 略</p>	<p style="text-align: center;"><u>基本報酬の額及びこれに対する地域手当に相当する報酬の額の合計額</u></p> <p>第17条 略</p> <p>(パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償)</p> <p>第18条 パートタイム会計年度任用職員が給与条例第13条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。</p> <p>2 通勤に係る費用弁償の額(その支給の単位となる一定の期間における通勤の回数が少ない者についての減額の措置を含む。)及び支給方法については、給与条例第13条第2項から第6項までの規定の例による。</p> <p>第19条 略</p> <p style="text-align: center;">第4章 補則</p> <p>第20条～第25条 略</p>
---	---

伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 (第4条関係)

改正後	改正前
<p>第1条 略</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員で常時勤務を要するもの(以下「常勤職員」という。)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤職員に支給する手当の種類は、<u>第二種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>4 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に支給する手当の種類は、<u>第二種初任給調整手当</u>、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、同項第1号に掲げる職員に支給する手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿</p>	<p>第1条 略</p> <p>(給与の種類)</p> <p>第2条 技能労務職員で常時勤務を要するもの(以下「常勤職員」という。)、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下「短時間勤務職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 常勤職員に支給する手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>4 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員に支給する手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とし、同項第1号に掲げる職員に支給する手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、</p>

<p>日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>5 短時間勤務職員に支給する手当の種類は、<u>第二種初任給調整手当</u>、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条・第4条 略</p>	<p>夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>5 短時間勤務職員に支給する手当の種類は、地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。</p> <p>第3条・第4条 略</p>
---	---

伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第5条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 伊勢市上下水道企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、管理職員特別勤務手当、<u>第二種初任給調整手当</u>、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条～第5条 略 <u>(第二種初任給調整手当)</u></p> <p>第5条の2 <u>第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p>	<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 伊勢市上下水道企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、管理職員特別勤務手当、扶養手当、地域手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条～第5条 略</p>

<p>第6条～第23条 略 (会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第24条 <del>第4条、第5条、第6条</del>、第8条及び第16条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p>	<p>第6条～第23条 略 (会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第24条 <del>第4条から第6条まで</del>、第8条及び第16条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p>
---	--

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（第6条関係）

改正後	改正前
<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 病院企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、<del>第二種初任給調整手当</del>、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条～第5条 略 (<u>第二種初任給調整手当</u>)</p> <p><u>第5条の2 第二種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額について管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法(昭和34年法律第137号)による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。</u></p> <p>2 <u>前項の規定による第二種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第二種初任給調整手当を支給する。</u></p> <p>第6条～第25条 略 (特定任期付職員についての適用除外)</p>	<p>第1条 略 (給与の種類)</p> <p>第2条 病院企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)及び同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員(以下これらを「職員」という。)の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日給、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。</p> <p>第3条～第5条 略</p> <p>第6条～第25条 略 (特定任期付職員についての適用除外)</p>

<p>第26条 <u>第5条から第6条まで</u>、第8条及び第11条から第14条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第27条 <u>第4条、第5条、第6条</u>、第8条、第15条及び第18条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p>	<p>第26条 <u>第5条、第6条</u>、第8条及び第11条から第14条までの規定は、特定任期付職員には適用しない。</p> <p>(会計年度任用職員についての適用除外)</p> <p>第27条 <u>第4条から第6条まで</u>、第8条、第15条及び第18条の規定は、会計年度任用職員には適用しない。</p>
---	---

伊勢市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年伊勢市条例第34号）（第7条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員(附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)を除く。)に対する伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定に適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。</p> <p>(伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。</p> <p>(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第3条、第</p>	<p>第1条～第14条 略</p> <p>附 則</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>(伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第12条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員(附則第5条第1項若しくは第2項又は附則第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)を除く。)に対する<u>第3条の規定による改正後の</u>伊勢市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例第2条第2項の規定に適用については、同項第1号中「任期を定めて任用される職員」とあるのは、「任期を定めて任用される職員(地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項又は附則第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員を除く。)」とする。</p> <p>(伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第13条 暫定再任用短時間勤務職員は、<u>第5条の規定による改正後の</u>伊勢市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同条の規定を適用する。</p> <p>(伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)</p> <p>第14条 暫定再任用短時間勤務職員は、<u>第6条の規定による改正後の</u>伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同項、同条例第3条、第4条第2項、第12</p>

4条第2項、第12条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第17条の規定を適用する。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条の2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員(新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)とみなして、伊勢市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定を適用する。

(伊勢市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 伊勢市職員給与条例附則第14項から第22項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が伊勢市職員給与条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される同条例第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 略

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される伊勢市職員給与条例第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、同条例第7条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用

条第1項(第1号に係る部分に限る。)及び第17条の規定を適用する。

(伊勢市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第14条の2 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員(新地方公務員法第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項の規定により採用された職員で同法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものをいう。)とみなして、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例(令和7年伊勢市条例第28号)第2条の規定による改正後の伊勢市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定を適用する。

(伊勢市職員給与条例の一部改正に伴う経過措置)

第15条 第8条の規定による改正後の伊勢市職員給与条例(以下「新給与条例」という。)附則第14項から第22項までの規定は、令和3年改正法附則第3条第5項又は第6項の規定により勤務している職員には適用しない。

2 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)の給料月額は、当該暫定再任用職員が新給与条例第7条に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)であるものとした場合に適用される新給与条例第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第7条の規定により当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。

3 略

4 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額は、当該暫定再任用短時間勤務職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用される新給与条例第2条に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額のうち、新給与条例第7条の規定により当該暫定再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、伊勢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年伊勢市条例第28号)第2条第3項の規定により定められた当該暫定再任用短

短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、伊勢市職員給与条例第13条第2項並びに第14条第2項及び第3項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、伊勢市職員給与条例第9条の2第1項及び第25条第3項の規定を適用する。

7 伊勢市職員給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）」とする。

8 伊勢市職員給与条例第6条第3項から第8項まで及び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 略

（伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同項、同条第5項及び同条例第3条第2項の規定を適用する。

（伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用職員に対する伊勢市職員退職手当支給条例第1条の規定の適用については、同条中「採用された者」とあるのは、「採用された者並びに地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則

短時間勤務職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

5 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第13条第2項並びに第14条第2項及び第3項の規定を適用する。

6 暫定再任用職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例第25条第3項の規定を適用する。

7 新給与条例第28条第1項の職員に暫定再任用職員が含まれる場合における勤勉手当の額の同条第2項各号に掲げる職員の区分ごとの総額の算定に係る同項の規定の適用については、同項第2号中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは、「定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）」とする。

8 新給与条例第6条第3項から第8項まで及び第10条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。

9 略

（伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

第16条 暫定再任用短時間勤務職員は、第9条の規定による改正後の伊勢市技能労務職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員とみなして、同項、同条第5項及び同条例第3条第2項の規定を適用する。

（伊勢市職員退職手当支給条例の一部改正に伴う経過措置）

第17条 暫定再任用職員に対する第10条の規定による改正後の伊勢市職員退職手当支給条例（以下「新退職手当条例」という。）第1条の規定の適用については、同条中「採用された者」とあるのは、「採用された者並びに

第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

- 2 伊勢市職員退職手当支給条例第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第23条に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同条例第23条に規定する職員とみなして、同条例第2条第1項及び第23条の規定を適用する。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第25条に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同条例第25条に規定する職員とみなして、同条例第2条第1項及び第25条の規定を適用する。

地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、附則第5条第1項若しくは第3項、附則第6条第1項若しくは第2項又は附則第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員」とする。

- 2 新退職手当条例第9条第2項の規定は、この条例の施行の日以後の期間における退職手当の支給の基礎となる勤続期間の計算について適用し、同日前の当該期間の計算については、なお従前の例による。

(伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第18条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、第11条の規定による改正後の伊勢市上下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「新上下水道給与条例」という。)第23条に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、新上下水道給与条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び新上下水道給与条例第23条に規定する職員とみなして、新上下水道給与条例第2条第1項及び第23条の規定を適用する。

(伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第19条 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、第12条の規定による改正後の伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(以下「新病院給与条例」という。)第25条に規定する職員とみなして、同条の規定を適用する。

- 2 暫定再任用短時間勤務職員は、新病院給与条例第2条第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び新病院給与条例第25条に規定する職員とみなして、新病院給与条例第2条第1項及び第25条の規定を適用する。

議案第 24 号

伊勢市市税条例の一部改正について

伊勢市市税条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

### 伊勢市市税条例の一部を改正する条例

伊勢市市税条例（平成17年伊勢市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項各号列記以外の部分中「若しくは金銭」を削り、同項第1号中「及び第3号」を「から第4号まで」に、「（同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）並びに」を「及び」に改め、同号エ中「公益信託ニ関スル法律（大正11年法律第62号）第2条第1項」を「公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第6条」に、「又は三重県教育委員会の許可」を「の認可」に改め、「同法第1条に規定する」を削り、「の信託財産とするために支出したものを」「に係るもの」に改める。

附則第4条の2を削る。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の伊勢市市税条例（以下「新条例」という。）第34条の7第1項の規定は、令和9年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和8年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例第34条の7第1項（公益信託に関する法律（令和6年法律第30号）第2条第1項第1号に規定する公益信託に係る部分に限る。）の規定は、令和8年4月1日以後に効力が生ずる同号に規定する公益信託（公益信託に関する法律附則第4条第1項に規定する移行認可（以下この項において「移行認可」という。）を受けた信託を含む。）について適用し、同日前に効力が生じた公益信託に関する法律による改正前の公益信託ニ

関スル法律（大正11年法律第62号）第1条に規定する公益信託（移行認可を受けたものを除く。）については、なお従前の例による。

- 4 所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定の適用がある場合における新条例第34条の7第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「寄附金及び」とあるのは、「寄附金（所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）附則第3条第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条の規定による改正前の所得税法第78条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。）及び」とする。

（説 明）

これは、公益信託に関する法律の施行に伴い、市民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金に関する規定を整備するとともに、その他規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条の6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号から第4号までに掲げる寄附金及び租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>公益信託に関する法律(令和6年法律第30号)第6条の規定により三重県知事の認可を受けた公益信託に係るもの</u></p> <p>オ 略</p> <p>2 略</p> <p>第34条の8～第53条の12 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1節 通則</p> <p>第1条～第6条 略</p> <p>第2節 賦課徴収</p> <p>第7条～第22条 略</p> <p>第2章 普通税</p> <p>第1節 市民税</p> <p>第23条～第34条の6 略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第34条の7 所得割の納税義務者が、前年中に法第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは<u>金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第34条の3及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 所得税法第78条第2項第2号及び第3号に掲げる寄附金(<u>同条第3項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。</u>)並びに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金のうち、次のいずれかに該当するもの</p> <p>ア～ウ 略</p> <p>エ <u>公益信託ニ関スル法律(大正11年法律第62号)第2条第1項の規定により三重県知事又は三重県教育委員会の許可を受けた同法第1条に規定する公益信託の信託財産とするために支出したものの</u></p> <p>オ 略</p> <p>2 略</p> <p>第34条の8～第53条の12 略</p>

第2節 固定資産税  
第54条～第79条 略  
第3節 軽自動車税  
第80条～第91条 略  
第4節 市たばこ税  
第92条～第130条 略  
第5節 特別土地保有税  
第131条～第140条の7 略  
第3章 目的税  
第1節 入湯税  
第141条～第151条 略  
附 則  
第1条～第4条 略

第5条～第24条 略

第2節 固定資産税  
第54条～第79条 略  
第3節 軽自動車税  
第80条～第91条 略  
第4節 市たばこ税  
第92条～第130条 略  
第5節 特別土地保有税  
第131条～第140条の7 略  
第3章 目的税  
第1節 入湯税  
第141条～第151条 略  
附 則  
第1条～第4条 略

(公益法人等に係る市民税の課税の特例)

第4条の2 当分の間、租税特別措置法第40条第3項後段(同条第6項から第10項まで及び第11項(同条第12項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第40条第3項に規定する公益法人等(同条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)を同条第3項に規定する贈与又は遺贈を行った個人とみなして、令附則第3条の2の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。

第5条～第24条 略

議案第 25 号

伊勢市立幼稚園条例等の一部改正について

伊勢市立幼稚園条例等の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

伊勢市立幼稚園条例等の一部を改正する条例

(伊勢市立幼稚園条例の一部改正)

第1条 伊勢市立幼稚園条例（平成17年伊勢市条例第180号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「市長は、幼稚園」を「幼稚園」に改め、「平成24年法律第65号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「から保育料を徴収する」を「は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育 法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- (2) 法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）

第3条第2項中「保育料」を「法第27条第5項及び第6項（これらの規定を法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合の前項の保育料のうち教育・保育給付認定保護者が負担すべき費用」に改める。

第4条中「前条に定める」を削り、「軽減する」を「減額する」に改める。

(伊勢市保育所保育料徴収条例の一部改正)

第2条 伊勢市保育所保育料徴収条例（平成27年伊勢市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第1条中「(以下「保育料」という。)」を削る。

第3条の見出しを「(保育料等)」に改め、同条第1項中「市長は、保育所」を「保育所」に、「から保育料を徴収する」を「は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育 法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額）
- (2) 法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額）

第3条第2項中「前項の保育料」を「法第27条第5項及び第6項（これらの規定を法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合の前項の保育料のうち教育・保育給付認定保護者等が負担すべき費用」に改め、同条第3項中「保育料」を「費用」に改め、同条第4項中「第1項及び前項の保育料」を「保育料（前項の費用を含む。次条及び第5条において同じ。）」に改める。

（伊勢市立認定こども園条例の一部改正）

第3条 伊勢市立認定こども園条例（平成22年伊勢市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項各号を次のように改める。

- (1) 支援法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育 支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超え

るときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)

- (2) 支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 支援法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)

第10条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 支援法第27条第5項及び第6項（これらの規定を支援法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合の前項の保育料のうち教育・保育給付認定保護者等が負担すべき費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 支援法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども 伊勢市立幼稚園条例（平成17年伊勢市条例第180号）第3条第2項に定める額
- (2) 支援法第19条第2号及び第3号に該当する教育・保育給付認定子ども 伊勢市保育所保育料徴収条例（平成27年伊勢市条例第10号）第3条第2項に定める額

第11条中「前条の」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(説 明)

これは、特定教育・保育施設の保育料等について、規定の整備を行うため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市立幼稚園条例（第1条関係）

改正後	改正前
<p>第1条・第2条 略 (保育料)</p> <p>第3条 <u>幼稚園</u>を利用した教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。))第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)の教育・保育給付認定保護者(同項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育 法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)</u></p> <p>(2) <u>法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)</u></p> <p>2 <u>法第27条第5項及び第6項(これらの規定を法第28条第4項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用がある場合の前項の保育料のうち<u>教育・保育給付認定保護者が負担すべき費用の額は、伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年伊勢市条例第9号)第2条に規定する利用者負担額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。</u></p> <p>3 略 (減免)</p> <p>第4条 市長において、特に必要があると認めるときは、<u>保育料を免除し、又は減額することができる。</u></p> <p>第5条・第6条 略</p>	<p>第1条・第2条 略 (保育料)</p> <p>第3条 <u>市長は、幼稚園</u>を利用した教育・保育給付認定子ども(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)の教育・保育給付認定保護者(同項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)から<u>保育料を徴収する。</u></p> <p>2 <u>保育料の額は、伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年伊勢市条例第9号)第2条に規定する利用者負担額を限度として教育・保育給付認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して規則で定める額とする。</u></p> <p>3 略 (減免)</p> <p>第4条 市長において、特に必要があると認めるときは、<u>前条に定める保育料を免除し、又は軽減することができる。</u></p> <p>第5条・第6条 略</p>

伊勢市保育所保育料徴収条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、保育所における保育の利用に係る費用の徴収について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(保育料等)</p> <p>第3条 保育所(伊勢市立保育所条例(平成17年伊勢市条例第88号)第2条に規定する保育所に限る。)において保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない。</p> <p>(1) <u>法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育 法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)</u></p> <p>(2) <u>法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)</u></p> <p>2 <u>法第27条第5項及び第6項(これらの規定を法第28条第4項において準用する場合を含む。)</u>の規定の適用がある場合の前項の保育料のうち教育・保育給付認定保護者等が負担すべき費用の額は、伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年伊勢市条例第9号)第2条に定める利用者負担額とする。</p> <p>3 前項の規定は、法附則第6条第4項の規定により徴収する費用の額について準用する。</p> <p>4 <u>保育料(前項の費用を含む。次条及び第5条において同じ。)</u>の徴収方法は、規則で定</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、別に定めるもののほか、保育所における保育の利用に係る費用(<u>以下「保育料」という。)</u>の徴収について、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第2条 略</p> <p>(保育所の保育料の徴収)</p> <p>第3条 <u>市長は、保育所(伊勢市立保育所条例(平成17年伊勢市条例第88号)第2条に規定する保育所に限る。)</u>において保育を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)から保育料を徴収する。</p> <p>2 <u>前項の保育料の額は、伊勢市特定教育・保育施設及び地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例(平成27年伊勢市条例第9号)第2条に定める利用者負担額とする。</u></p> <p>3 前項の規定は、法附則第6条第4項の規定により徴収する<u>保育料</u>の額について準用する。</p> <p>4 <u>第1項及び前項の保育料</u>の徴収方法は、規則で定める。</p>

める。 第4条～第6条 略	第4条～第6条 略
------------------	-----------

伊勢市立認定こども園条例（第3条関係）

改正後	改正前
<p>第1条～第9条 略 (保育料)</p> <p>第10条 第6条の承諾を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。)(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)<u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>支援法第27条第1項に規定する支給認定教育・保育 支援法第27条第3項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該支給認定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に支給認定教育・保育に要した費用の額)</u></p> <p>(2) <u>支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育 支援法第28条第2項第1号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該特定教育・保育に要した費用の額を超えるときは、当該現に特定教育・保育に要した費用の額)</u></p> <p>2 <u>支援法第27条第5項及び第6項(これらの規定を支援法第28条第4項において準用する場合を含む。)<u>の規定の適用がある場合の前項の保育料のうち教育・保育給付認定保護者等が負担すべき費用の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。</u></u></p> <p>(1) <u>支援法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども 伊勢市立幼稚園条例(平成17年伊勢市条例第180号)第3条第2項に定める額</u></p> <p>(2) <u>支援法第19条第2号及び第3号に該当する教育・保育給付認定子ども 伊勢市保育所保育料徴収条例(平成27年伊勢市条例第10号)第3条第2項に定める額</u></p>	<p>第1条～第9条 略 (保育料)</p> <p>第10条 第6条の承諾を受けた教育・保育給付認定子どもの教育・保育給付認定保護者又は扶養義務者(民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に規定する扶養義務者をいう。)(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)<u>は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額の保育料を納付しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>支援法第19条第1号に該当する教育・保育給付認定子ども 伊勢市立幼稚園条例(平成17年伊勢市条例第180号)第3条第2項に定める額</u></p> <p>(2) <u>支援法第19条第2号及び第3号に該当する教育・保育給付認定子ども 伊勢市保育所保育料徴収条例(平成27年伊勢市条例第10号)第3条第2項に定める額</u></p>

<p>3 保育料の徴収方法は、規則で定める。  (保育料の減免)  第11条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、保育料を減額し、又は免除することができる。  第12条～第17条 略</p>	<p>2 保育料の徴収方法は、規則で定める。  (保育料の減免)  第11条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、<u>前条</u>の保育料を減額し、又は免除することができる。  第12条～第17条 略</p>
--	--

議案第 26 号

伊勢市立公民館条例の一部改正について

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市立公民館条例の一部を改正する条例

伊勢市立公民館条例（平成17年伊勢市条例第184号）の一部を次のように改正する。

別表第2 伊勢市立新高公民館の項から伊勢市立上條公民館の項までを削る。

別表第3の1の表及び2の表中

伊勢市立御菌公民館
伊勢市立新高公民館
伊勢市立新開公民館
伊勢市立下長屋公民館
伊勢市立上條公民館

を

「伊勢市立御菌公民館」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

（説 明）

これは、伊勢市立新高公民館、伊勢市立新開公民館、伊勢市立下長屋公民館及び伊勢市立上條公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																														
<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>第3条～第5条 略 (休館日及び開館時間)</p> <p>第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めるときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条～第19条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市立高麗広公民館</td> <td>伊勢市宇治今在家町511番地</td> </tr> <tr> <td>伊勢市立下小俣公民館</td> <td>伊勢市小俣町元町1282番地1</td> </tr> <tr> <td>伊勢市立高畑公民館</td> <td>伊勢市小俣町宮前787番地3</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="height: 150px;"></td> </tr> <tr> <td>伊勢市立小林公民館</td> <td>伊勢市御薮町小林343番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第6条関係)</p> <p>1 休館日</p>	名称	位置	伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地	伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1	伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3			伊勢市立小林公民館	伊勢市御薮町小林343番地	<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 公民館の名称及び位置は、別表第1及び別表第2のとおりとする。</p> <p>第3条～第5条 略 (休館日及び開館時間)</p> <p>第6条 公民館の休館日及び開館時間は、別表第3のとおりとする。ただし、教育委員会又は指定管理者(以下「教育委員会等」という。)が特別の事由があると認めるときは、休館日若しくは開館時間を変更し、又は臨時に休館することができる。この場合において、指定管理者が休館日若しくは開館時間の変更又は臨時の休館をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。</p> <p>第7条～第19条 略</p> <p>別表第1 略</p> <p>別表第2(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伊勢市立高麗広公民館</td> <td>伊勢市宇治今在家町511番地</td> </tr> <tr> <td>伊勢市立下小俣公民館</td> <td>伊勢市小俣町元町1282番地1</td> </tr> <tr> <td>伊勢市立高畑公民館</td> <td>伊勢市小俣町宮前787番地3</td> </tr> <tr> <td>伊勢市立新高公民館</td> <td>伊勢市御薮町高向686番地8</td> </tr> <tr> <td>伊勢市立新開公民館</td> <td>伊勢市御薮町新開941番地5</td> </tr> <tr> <td>伊勢市立下長屋公民館</td> <td>伊勢市御薮町長屋1599番地2</td> </tr> <tr> <td>伊勢市立上條公民館</td> <td>伊勢市御薮町上條88番地</td> </tr> <tr> <td>伊勢市立小林公民館</td> <td>伊勢市御薮町小林343番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第3(第6条関係)</p> <p>1 休館日</p>	名称	位置	伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地	伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1	伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3	伊勢市立新高公民館	伊勢市御薮町高向686番地8	伊勢市立新開公民館	伊勢市御薮町新開941番地5	伊勢市立下長屋公民館	伊勢市御薮町長屋1599番地2	伊勢市立上條公民館	伊勢市御薮町上條88番地	伊勢市立小林公民館	伊勢市御薮町小林343番地
名称	位置																														
伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地																														
伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1																														
伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3																														
伊勢市立小林公民館	伊勢市御薮町小林343番地																														
名称	位置																														
伊勢市立高麗広公民館	伊勢市宇治今在家町511番地																														
伊勢市立下小俣公民館	伊勢市小俣町元町1282番地1																														
伊勢市立高畑公民館	伊勢市小俣町宮前787番地3																														
伊勢市立新高公民館	伊勢市御薮町高向686番地8																														
伊勢市立新開公民館	伊勢市御薮町新開941番地5																														
伊勢市立下長屋公民館	伊勢市御薮町長屋1599番地2																														
伊勢市立上條公民館	伊勢市御薮町上條88番地																														
伊勢市立小林公民館	伊勢市御薮町小林343番地																														

名称	休館日
伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで
伊勢市立二見公民館	月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで
伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御蘭公民館	
伊勢市立小林公民館	

## 2 開館時間

名称	開館時間
伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで
伊勢市立二見公民館	午前9時から午後10時まで
伊勢市立小俣公民館	
伊勢市立下小俣公民館	
伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御蘭公民館	

名称	休館日
伊勢市立高麗広公民館	12月29日から翌年1月3日まで
伊勢市立二見公民館	月曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立小俣公民館	日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに12月28日から翌年1月4日まで
伊勢市立下小俣公民館	12月29日から翌年の1月3日まで
伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御蘭公民館	
伊勢市立新高公民館	
伊勢市立新開公民館	
伊勢市立下長屋公民館	
伊勢市立上條公民館	
伊勢市立小林公民館	

## 2 開館時間

名称	開館時間
伊勢市立高麗広公民館	午前9時から午後9時まで
伊勢市立二見公民館	午前9時から午後10時まで
伊勢市立小俣公民館	
伊勢市立下小俣公民館	
伊勢市立高畑公民館	
伊勢市立御蘭公民館	
伊勢市立新高公民館	
伊勢市立新高公民館	

		伊勢市立新開公民館	
		伊勢市立下長屋公民館	
		伊勢市立上條公民館	
伊勢市立小林公民館		伊勢市立小林公民館	
別表第4 略		別表第4 略	

議案第 27 号

伊勢市学習等供用施設条例の一部改正について

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市学習等供用施設条例の一部を改正する条例

伊勢市学習等供用施設条例（平成17年伊勢市条例第187号）の一部を次のように改正する。

別表村松町民会館の項、有滝町民会館の項、小川町民会館の項、湯田公民館の項及び明野公民館の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

（説 明）

これは、村松町民会館、有滝町民会館、小川町民会館、湯田公民館及び明野公民館を廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後		改正前	
第1条 略 (名称及び位置)		第1条 略 (名称及び位置)	
第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。		第2条 施設の名称及び位置は、別表のとおりとする。	
第3条～第15条 略 別表(第2条関係)		第3条～第15条 略 別表(第2条関係)	
名称	位置	名称	位置
		村松町民会館	伊勢市村松町4011番地の1
東豊浜町土路区 町民会館	略	東豊浜町土路区 町民会館	略
船江会館	略	船江会館	略
坂東会館	略	坂東会館	略
		有滝町民会館	伊勢市有滝町2638番地
		小川町民会館	伊勢市西豊浜町3567番地の3
田尻町民会館	略	田尻町民会館	略
辻久留台会館	略	辻久留台会館	略
昭和苑会館	略	昭和苑会館	略
檜原町民会館	略	檜原町民会館	略
東大淀町民会館	略	東大淀町民会館	略
溝口会館	略	溝口会館	略
小俣北部公民館	略	小俣北部公民館	略
		湯田公民館	伊勢市小俣町湯田554番地1
		明野公民館	伊勢市小俣町明野1445番地1
宮前公民館	略	宮前公民館	略
上惣公民館	略	上惣公民館	略

議案第 28 号

伊勢市離宮の湯条例の一部改正について

伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

### 伊勢市離宮の湯条例の一部を改正する条例

伊勢市離宮の湯条例（令和7年伊勢市条例第56号）の一部を次のように改正する。

別表大人（12歳以上の者）の項中「470円」を「500円」に、「4,400円」を「4,700円」に改め、同表中人（6歳以上12歳未満の者）の項中「150円」を「200円」に、「1,400円」を「1,800円」に改め、同表小人（6歳未満の者）の項中「70円」を「100円」に、「650円」を「900円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年6月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の伊勢市離宮の湯条例の規定により交付されている回数券（同条例附則第3項の規定により同条例の規定により交付された回数券とみなされるものを除く。）であって、券面に表示された額がこの条例による改正後の伊勢市離宮の湯条例の規定による入浴料の額に満たないものについては、この条例の施行の日以後当該入浴料の額と当該回数券に表示された額との差額を添えて引き続き使用することができる。

### （説 明）

これは、伊勢市離宮の湯の入浴料を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後			改正前		
第1条～第5条 略 (入浴料) 第6条 使用者は、別表に定める入浴料を納付しなければならない。 2 略 第7条～第11条 略 附 則 1・2 略 3 施行日の前日までに旧条例の規定に基づいて交付された回数券(当該回数券の有効期間が満了していない未使用のものに限る。)は、当該有効期間が満了する日までの間は、この条例の規定により交付された別表に規定する回数券とみなす。 別表(第6条関係)			第1条～第5条 略 (入浴料) 第6条 使用者は、別表に定める入浴料を納付しなければならない。 2 略 第7条～第11条 略 附 則 1・2 略 3 施行日の前日までに旧条例の規定に基づいて交付された回数券(当該回数券の有効期間が満了していない未使用のものに限る。)は、当該有効期間が満了する日までの間は、この条例の規定により交付された別表に規定する回数券とみなす。 別表(第6条関係)		
区分	1人1回分	回数券(10回分)	区分	1人1回分	回数券(10回分)
大人(12歳以上の者)	<u>500円</u>	<u>4,700円</u>	大人(12歳以上の者)	<u>470円</u>	<u>4,400円</u>
中人(6歳以上12歳未満の者)	<u>200円</u>	<u>1,800円</u>	中人(6歳以上12歳未満の者)	<u>150円</u>	<u>1,400円</u>
小人(6歳未満の者)	<u>100円</u>	<u>900円</u>	小人(6歳未満の者)	<u>70円</u>	<u>650円</u>

議案第 29 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

及び伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正について

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一

部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例  
及び伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定め  
る条例の一部を改正する条例

(伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の  
一部改正)

第1条 伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条  
例(平成26年伊勢市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第13条を次のように改める。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する  
法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設  
置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等の  
ための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定  
する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止  
し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護  
するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事す  
る者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳  
幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項  
に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなけれ  
ばならない。

(伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例  
の一部改正)

第2条 伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める  
条例(令和7年伊勢市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第13条の次に次の1条を加える。

(児童対象性暴力等の防止)

第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。

附 則

この条例は、令和8年12月25日から施行する。

(説 明)

これは、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律の施行に伴い、児童対象性暴力等を防止する等のための基準を定めるため、関係する条例を改正しようとするものである。

(参考)

伊勢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（第1条関係）

改正後	改正前
第1章 総則 第1条～第12条 略 <u>(児童対象性暴力等の防止)</u> 第13条 家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、 <u>児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)</u> に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。	第1章 総則 第1条～第12条 略  第13条 削除
第14条～第21条 略 第2章 家庭的保育事業 第22条～第26条 略 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 第27条 略 第2節 小規模保育事業A型 第28条～第30条 略 第3節 小規模保育事業B型 第31条・第32条 略 第4節 小規模保育事業C型 第33条～第36条 略 第4章 居宅訪問型保育事業 第37条～第41条 略 第5章 事業所内保育事業 第42条～第48条 略 第6章 雑則 第49条 略	第14条～第21条 略 第2章 家庭的保育事業 第22条～第26条 略 第3章 小規模保育事業 第1節 通則 第27条 略 第2節 小規模保育事業A型 第28条～第30条 略 第3節 小規模保育事業B型 第31条・第32条 略 第4節 小規模保育事業C型 第33条～第36条 略 第4章 居宅訪問型保育事業 第37条～第41条 略 第5章 事業所内保育事業 第42条～第48条 略 第6章 雑則 第49条 略

伊勢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（第2条関係）

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p><u>(児童対象性暴力等の防止)</u></p> <p><u>第13条の2 乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>第14条～第19条 略</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>第20条 略</p> <p>第2節 一般型乳児等通園支援事業</p> <p>第21条～第24条 略</p> <p>第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業</p> <p>第25条・第26条 略</p> <p>第3章 雑則</p> <p>第27条 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第13条 略</p> <p>第14条～第19条 略</p> <p>第2章 乳児等通園支援事業</p> <p>第1節 通則</p> <p>第20条 略</p> <p>第2節 一般型乳児等通園支援事業</p> <p>第21条～第24条 略</p> <p>第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業</p> <p>第25条・第26条 略</p> <p>第3章 雑則</p> <p>第27条 略</p>

議案第 30 号

伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例の制定について

伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

伊勢市条例第 号

伊勢市乳児等通園支援事業の実施に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第1項の規定に基づき、市が行う乳児等通園支援事業（同法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の定めるところによる。

(実施施設)

第3条 乳児等通園支援事業を行う施設は、次のとおりとする。

名称	位置
伊勢市立明倫保育所	伊勢市吹上2丁目11番42号
伊勢市立保育所きらら館	伊勢市常磐2丁目4番40号

(利用対象児童)

第4条 乳児等通園支援事業を利用できる児童は、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児であって、乳児等支援給付認定子どもとする。

(利用の申込み)

第5条 乳児等通園支援事業を利用しようとする乳児等支援給付認定保護者は、規則で定めるところにより、市長に利用の申込みを行い、その承諾を受けなければならない。

(使用料)

第6条 乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した乳児等支援給付認定保護者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

当該各号に定める額の使用料を納付しなければならない。

- (1) 法第30条の20第1項の規定による特定乳児等通園支援を受けた場合  
1時間につき、次のア及びイに掲げる額の合算額

ア 法第30条の20第3項に規定する1時間当たりの内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該1時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）

イ 伊勢市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（令和7年伊勢市条例第53号）第12条第2項及び第3項に規定する費用として実費その他一切の事情を考慮して規則で定める額

- (2) 法第30条の21第1項の規定による特定乳児等通園支援を受けた場合  
1時間につき、次のア及びイに掲げる額の合算額

ア 法第30条の21第2項に規定する1時間当たりの費用の額（その額が現に当該1時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）

イ 前号イに掲げる額

- 2 1月につき法第30条の20第3項の内閣府令で定める時間の範囲内の利用について、法第30条の20第5項及び第6項（これらの規定を法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合の前項の使用料のうち乳児等支援給付認定保護者が負担すべき費用の額は、1時間につき前項第1号イに掲げる額とする。

- 3 使用料の徴収方法は、規則で定める。

（使用料の減免）

第7条 市長は、災害その他特別の事由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

（委任）

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

これは、市立保育所において乳児等通園支援事業を実施するに当たり必要な事項を定めるため、条例を制定しようとするものである。

議案第 31 号

伊勢市国民健康保険条例の一部改正について

伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

### 伊勢市国民健康保険条例の一部を改正する条例

伊勢市国民健康保険条例（平成17年伊勢市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第11条を次のように改める。

（保険料の賦課額）

第11条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）
- (2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）
- (3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）
- (4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）

第11条の2第1号イ中「、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」を「及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等」に、「及び介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ中「並びに介護納付金」を「、介護納付金並びに子ども・子育て

て支援納付金」に改め、同条第2号イ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第18条中「66万円」を「67万円」に改める。

第18条の2第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第18条の5第1項第3号ア中「イ又はウに掲げる世帯」を「特定世帯又は特定継続世帯」に改める。

第18条の11第1号中「同じ。）」の次に「の額」を加える。

第18条の15の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第18条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額（第22条及び第23条から第24条の2までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。）の額

イ 第24条の2に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により

交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

（子ども・子育て支援納付金賦課額）

第18条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定）

第18条の18 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率）

第18条の19 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第18条の16第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の100分の50に相当する

額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第18条の16第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものと

する。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の20 第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第21条第1項中「若しくは第18条の3」を「、第18条の3若しくは第18条の17」に、「、第23条第1項」を「若しくは同条第5項各号に定める額、第23条第1項」に、「同条第3項の」を「同条第3項又は第4項の」に改め、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第23条第4項第1号(同条第6項)を「同条第5項(同条第7項又は第8項)に、「第24条第1項各号(同条第3項又は第4項)を「第24条第1項各号(同条第3項から第5項まで)に、「若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項)を「、同条第6項各号(同条第8項から第10項まで)に、「の算定」を「若しくは第24条の2第1項に定める額の算定」に改め、同条第2項中「若しくは第18条の3の額若しくは第18条の12の額」を「、第18条の3、第18条の12若しくは第18条の17の額」に改め、「次条第1項各号に定める額」の次に「若しくは同条第5項各号に定める額」を加え、「第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た」を削り、「第23条第4項第1号」を「同条第5項」に、「若しくは同条第5項各号に定める額」を「、同条第6項各号に定める額若しくは第24条の2第1項に定める額」に改める。

第22条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、同項第1号中「第3号」の次に「並びに第5項」を加え、同項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同項第3号中「56万円」を「57万円」

に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条に次の2項を加える。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2

以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

- (3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を

加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第18条の19第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額（同項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減額）の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第22条の2中「及び前条第1項」を「、第18条の4、第18条の13及び第18条の18並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び第5項」に改める。

第23条第1項中「第4項」を「第5項」に改め、同条第6項後段中「において、第4項」を「において、第5項」に改め、「後期高齢者支援金等賦課額」との次に「、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と」を加え、「と、第5項」を「と、前項」に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6

項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の19第3項」と読み替えるものとする。

第23条に次の1項を加える。

- 8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の19第3項」と読み替えるものとする。

第24条第1項各号列記以外の部分中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「66万円」を「67万円」に、「(第5項)」を「(第6項)」に改め、同項第1号中「第32条の10の2」を「第32条の10の3」に改め、同条第3項及び第4項中「66万円」を「67万円」に改め、同条第8項中「第5項及び第6項」を「第6項及び第7項」に、「第5項中」を「第6項中」に、「66万円」を「67万円」に、「と、第6項」を「と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」、第7項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「第5項」を「第6項」に、「66万円」を「67万円」に、「と、第6項」を「と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に改め、同項を同条第6項とし、同条第

4 項の次に次の 1 項を加える。

5 第 1 項及び第 2 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 1 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第18条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第 2 項中「第14条」とあるのは「第18条の19」と読み替えるものとする。  
第24条に次の 1 項を加える。

10 第 6 項及び第 7 項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第 6 項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第18条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第22条第 1 項各号」とあるのは「第22条第 5 項各号」と、第 7 項中「第14条」とあるのは「第18条の19」と読み替えるものとする。

第24条の次に次の 1 条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の 3 月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第24条の 2 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の 3 月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の19の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第22条第 5 項、第23条第 4 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第 8 項の規定により読み替えられた同条第 5 項又は前条第 5 項の規定により読み替えられた同条第 1 項若しくは同条第10項の規定により

読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。) から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

- 2 第18条の19第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第11条、第18条、第18条の16から第18条の20まで及び第21条から第24条の2までの規定は、令和8年度以後の年度分の保険料について適用し、令和7年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

#### (説 明)

これは、国民健康保険法施行令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用を保険料として徴収するため、並びに保険料の基礎賦課額の限度額及び減額賦課に係る所得判定基準を改めるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第10条 略</p> <p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第11条 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</u></p> <p><u>(1) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(2) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(3) 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p><u>(4) 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額(国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。)</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第11条の2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第22条、第23条及び第24条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同</p>	<p>第1条～第10条 略</p> <p><u>(保険料の賦課額)</u></p> <p><u>第11条 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</u></p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第11条の2 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第22条、第23条及び第24条の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア 略</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同</p>

じ。)の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ 略

第12条～第17条 略

じ。)の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。))、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額

ウ～オ 略

カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ・エ 略

第12条～第17条 略

(基礎賦課限度額)

第18条 第12条の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第22条、第23条及び第24条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 略

第18条の3・第18条の4 略

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第18条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2・3 略

第18条の6～第18条の10 略

(介護納付金賦課総額)

第18条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第24条の規定により

(基礎賦課限度額)

第18条 第12条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

第18条の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第22条、第23条及び第24条の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において同じ。)

(2) 略

第18条の3・第18条の4 略

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第18条の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 後期高齢者支援金等賦課総額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ・ウ 略

2・3 略

第18条の6～第18条の10 略

(介護納付金賦課総額)

第18条の11 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第24条の規定により

介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

(2) 略

第18条の12～第18条の15 略

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第18条の16 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第22条及び第23条から第24条の2までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第24条の2に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けら

介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(三重県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)

(2) 略

第18条の12～第18条の15 略

れる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第18条の17 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第18条の18 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第18条の19 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第18条の16第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。)の100分の50に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、国民健康保険法施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。)の総額で除して得た数

(2) 被保険者均等割 子ども・子育て支援

納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の35に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 18歳以上被保険者均等割 第18条の16第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を、当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(4) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア 特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の15に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額

ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額

2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。

3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第18条の20 第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第19条・第20条 略

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第19条・第20条 略

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があった場合)

第21条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条、第18条の3若しくは第18条の17の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第18条の12の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第23条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第24条第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは第24条の2第1項に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12

第21条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、又は1世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少し、若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第12条若しくは第18条の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第18条の12の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第23条第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額、第24条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。))に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日又は被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。))若しくは1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から、月割をもって行う。

2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第12

条、第18条の3、第18条の12若しくは第18条の17の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第23条第1項に定める額、同条第5項に定める額、第24条第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第24条の2第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、67万円を超える場合には、67万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適

条若しくは第18条の3の額若しくは第18条の12の額又は次条第1項各号に定める額、第23条第1項に定める第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第23条第4項第1号に定める額、第24条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもって行う。

(低所得者の保険料の減額)

第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適

用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号並びに第5項において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条

用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める

の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の

金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の

合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第18条の17の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）とする。

(1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者

合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

ア・イ 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額

(2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に31万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に57万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額、イに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額を合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額

6 第18条の19第2項及び第3項の規定は、前項各号アからウまでに規定する額(同項に規定する第1号の1人当たり軽減額、第2号の1人当たり軽減額及び第3号の1人当たり軽減

額)の決定について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第22条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項、第18条の4、第18条の13及び第18条の18並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)及び第5項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に規定する場合を除く。))。

2・3 略

4 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用す

(特例対象被保険者等の特例)

第22条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。)」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第23条 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第14条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に規定する場合を除く。))。

2・3 略

る。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と、第2項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の19第3項」と読み替えるものとする。

5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1)・(2) 略

6 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「第14条」とあるのは「第18条の5」と、前項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の5第3項」と読み替えるものとする。

8 第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、「第14条」とあるのは「第18条の19」と、第6項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の19第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当

4 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1)・(2) 略

5 第14条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第14条」とあるのは「第18条の5」と、第5項中「第14条第3項」とあるのは「第18条の5第3項」と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第24条 当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当

該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円とする(第6項に規定する場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第29条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第

該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円とする(第5項に規定する場合を除く。)

(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第29条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(2) 略

2 略

3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「規定する出産被保険者をいう。以下同じ。」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において同じ。」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

18条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、第2項中「第14条」とあるのは「第18条の19」と読み替えるものとする。

- 6 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円)とする。

(1)・(2) 略

- 7 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

- 8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「67万円」とあるのは「26万円」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、前項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

- 9 第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「67万円」とあるのは「17万円」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」、第7項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

- 10 第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付

- 5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該減額後の第12条の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。

(1)・(2) 略

- 6 第14条第2項の規定は、前項各号に定めるところにより算定した額の決定について準用する。この場合において、同条第2項中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第18条の5」と読み替えるものとする。

- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)」が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第12条」とあるのは「第18条の12」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「第14条」とあるのは「第18条の14」と読み替えるものとする。

金賦課額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第12条」とあるのは「第18条の17」と、「67万円」とあるのは「3万円」と、「第22条第1項各号」とあるのは「第22条第5項各号」と、第7項中「第14条」とあるのは「第18条の19」と読み替えるものとする。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第24条の2 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第18条の19の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額(第22条第5項、第23条第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。)から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。

2 第18条の19第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。この場合において、同条第3項の規定中「保険料率」とあるのは、「額」と読み替えるものとする。

第25条～第35条 略

第25条～第35条 略

議案第 32 号

伊勢市介護保険条例の一部改正について

伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

### 伊勢市介護保険条例の一部を改正する条例

伊勢市介護保険条例（平成17年伊勢市条例第102号）の一部を次のように改正する。

附則第10項中「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得又は」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この項及び第13項から第16項までにおいて同じ。）又は」に改める。

附則に次の見出し及び7項を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

13 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）に限る。以下この項から第16項までにおいて同じ。）のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。）の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（附則第8項第2号イを除き、以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得

金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。) 」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。) 」とする。

- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(附則第8項第2号イを除き、以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1

項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）とする。

- 15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（附則第8項第2号イを除き、以下「合計所得金額」という。）（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の所得税法第28条第1項に規定

する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額

が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満

であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

- 18 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で前2項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下この項において「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。)が当該みなし課税者に前2項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

- 19 前項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申

請を要しない。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(説 明)

これは、地方税における給与所得控除の見直しに伴い、令和 8 年度の保険料率の算定における合計所得金額及び住民税の課税等の判定並びに同年度分の保険料の減免の取扱いについて特例を設けるため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>10 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>給与所得(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得をいう。以下この項及び第13項から第16項までにおいて同じ。)</u>又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、「<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)</u>によるものとし、<u>租税特別措置法</u>」とする。</p> <p>11・12 略</p> <p>(令和8年度の保険料率の算定に関する所得額の算定方法の特例)</p> <p>13 <u>第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この項から第16項までにおいて同じ。)</u>のうち、<u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)</u>の令和8年度</p>	<p>第1条～第16条 略</p> <p>附 則</p> <p>1～9 略</p> <p>(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)</p> <p>10 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得</u>が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「<u>租税特別措置法</u>」とあるのは、「<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)</u>によるものとし、<u>租税特別措置法</u>」とする。</p> <p>11・12 略</p>

における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(附則第8項第2号イを除き、以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。

- 14 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(附則第8項第2号イを除き、以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条

の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とする。

- 15 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額(附則第8項第2号イを除き、以下「合計所得金額」という。)(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。）」とあるのは、「合計所得金額(地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定

する合計所得金額をいい、当該合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年給与所得控除額(令和7年中の所得税法第28条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。)を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法(昭和32年法律第26号)による特別控除の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零とする。以下この項において同じ。)」とする。  
(令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例)

16 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において本市に住所を有しない者を除く。)であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において本市に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)

(2) 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161

万9,000円以上190万円未満であり、かつ、地方税法第295条第3項に規定する政令で定める基準に従い当該市町村の条例で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 17 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

(令和8年度における前年度非課税者に係る保険料の減免)

- 18 第1号被保険者又はその属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに令和7年度及び令和8年度の各年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されていない者で前2項の規定により令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されているものとみなされることとなるもの(令和7年度分の同法の規定による市町村民税が課されていないことを本市が保有する情報で確認することができる者に限る。以下この項において「みなし課税者」という。)がいる場合であって、そのみなされることにより当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階(第3条第1項各号に掲げる区分をいう。以下この項において同じ。)が当該みなし課税者に前2項の規定の適用がないものとした場合に決定されるべき当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料に係る保険料段階よりも保険料の高い保険料段階に決定されるときは、当該第1号被保険者の令和8年度分の保険料を減免する。

- 19 前項の規定による保険料の減免については、保険料の納付義務者の申請を要しない。

議案第 33 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のよ  
うに提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成17年伊勢市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第17条中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

### 附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日から施行する。

### （説 明）

これは、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律による電気通信事業法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 印鑑の登録</p> <p>第2条～第13条 略</p> <p>第3章 印鑑登録の証明</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機をいう。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号の入力その他の必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第18条～第21条 略</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 略</p> <p>第2章 印鑑の登録</p> <p>第2条～第13条 略</p> <p>第3章 印鑑登録の証明</p> <p>第14条～第16条 略</p> <p>(多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請及び交付)</p> <p>第17条 前2条の規定にかかわらず、登録者は、多機能端末機(地方公共団体情報システム機構の使用に係る電子計算機を經由して、本市の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者等が設置する端末機をいう。)に個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。)又は移動端末設備(電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則(平成15年総務省令第120号)第42条第2項又は第59条の3第2項に規定する暗証番号の入力その他の必要な操作を行うことにより、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。</p> <p>第4章 雑則</p> <p>第18条～第21条 略</p>

議案第 34 号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部改正について

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例を次のよう  
に提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

伊勢市地区コミュニティセンター条例（平成17年伊勢市条例第116号）の一部を次のように改正する。

別表第1 三津コミュニティセンターの項を削る。

別表第2の2の表中「三津コミュニティセンター、江コミュニティセンター」を「江コミュニティセンター」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年5月1日から施行する。

### （説 明）

これは、三津コミュニティセンターを廃止するため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前																																																
<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第3条～第10条 略 (使用料又は利用料金)</p> <p>第11条 使用者等は、使用等にかかる使用料、利用料金及び別に市長が規則で定める使用料(以下「使用料等」という。)を前納しなければならない。</p> <p>2 使用料等は、別表第2に掲げる額とし、そのうち利用料金は、同表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第12条～第18条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神社地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>大湊地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宮本地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>浜郷地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>豊浜地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>北浜地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>城田地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>沼木地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"> </td> </tr> <tr> <td>江コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>光の街コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p>	名称	位置	神社地区コミュニティセンター	略	大湊地区コミュニティセンター	略	宮本地区コミュニティセンター	略	浜郷地区コミュニティセンター	略	豊浜地区コミュニティセンター	略	北浜地区コミュニティセンター	略	城田地区コミュニティセンター	略	沼木地区コミュニティセンター	略			江コミュニティセンター	略	光の街コミュニティセンター	略	<p>第1条 略 (名称及び位置)</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、別表第1のとおりとする。</p> <p>第3条～第10条 略 (使用料又は利用料金)</p> <p>第11条 使用者等は、使用等にかかる使用料、利用料金及び別に市長が規則で定める使用料(以下「使用料等」という。)を前納しなければならない。</p> <p>2 使用料等は、別表第2に掲げる額とし、そのうち利用料金は、同表に掲げる額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>3・4 略</p> <p>第12条～第18条 略</p> <p>別表第1(第2条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>神社地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>大湊地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>宮本地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>浜郷地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>豊浜地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>北浜地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>城田地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>沼木地区コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>三津コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">伊勢市二見町三津301番地</td> </tr> <tr> <td>江コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>光の街コミュニティセンター</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2(第11条関係)</p>	名称	位置	神社地区コミュニティセンター	略	大湊地区コミュニティセンター	略	宮本地区コミュニティセンター	略	浜郷地区コミュニティセンター	略	豊浜地区コミュニティセンター	略	北浜地区コミュニティセンター	略	城田地区コミュニティセンター	略	沼木地区コミュニティセンター	略	三津コミュニティセンター	伊勢市二見町三津301番地	江コミュニティセンター	略	光の街コミュニティセンター	略
名称	位置																																																
神社地区コミュニティセンター	略																																																
大湊地区コミュニティセンター	略																																																
宮本地区コミュニティセンター	略																																																
浜郷地区コミュニティセンター	略																																																
豊浜地区コミュニティセンター	略																																																
北浜地区コミュニティセンター	略																																																
城田地区コミュニティセンター	略																																																
沼木地区コミュニティセンター	略																																																
江コミュニティセンター	略																																																
光の街コミュニティセンター	略																																																
名称	位置																																																
神社地区コミュニティセンター	略																																																
大湊地区コミュニティセンター	略																																																
宮本地区コミュニティセンター	略																																																
浜郷地区コミュニティセンター	略																																																
豊浜地区コミュニティセンター	略																																																
北浜地区コミュニティセンター	略																																																
城田地区コミュニティセンター	略																																																
沼木地区コミュニティセンター	略																																																
三津コミュニティセンター	伊勢市二見町三津301番地																																																
江コミュニティセンター	略																																																
光の街コミュニティセンター	略																																																

1 略	1 略								
2 <u>江コミュニティセンター</u> 及び光の街コミュニティセンターの利用料金	2 <u>三津コミュニティセンター、江コミュニティセンター</u> 及び光の街コミュニティセンターの利用料金								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日当たり</td> <td>5,230円</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	料金	1日当たり	5,230円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>時間区分</th> <th>料金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1日当たり</td> <td>5,230円</td> </tr> </tbody> </table>	時間区分	料金	1日当たり	5,230円
時間区分	料金								
1日当たり	5,230円								
時間区分	料金								
1日当たり	5,230円								
備考 略	備考 略								

議案第 35 号

伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部改正に

ついて

伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する

条例を次のように提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の一部を改正する条例

伊勢市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 158 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表（ア）の項中「特定用途に供する部分の床面積と非特定用途」を「特定用途（共同住宅を除く。）に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途」に改め、同表（ウ）の項中「店舗及び事務所を除く。」を「店舗、事務所及び共同住宅を除く。）に供する部分」に、「非特定用途」を「共同住宅及び非特定用途」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

### （説 明）

これは、駐車場法施行令の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後				改正前			
第1条・第2条 略 (建築物の新築の場合の駐車施設の附置)				第1条・第2条 略 (建築物の新築の場合の駐車施設の附置)			
第3条 前条に規定する地域内で、次の表の(ア)欄に掲げる面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が、6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。				第3条 前条に規定する地域内で、次の表の(ア)欄に掲げる面積が(イ)欄に掲げる面積を超える建築物を新築しようとする者は、(ウ)欄に掲げる建築物の部分の床面積をそれぞれ(エ)欄に掲げる面積で除して得た数値を合計した数値((オ)欄に規定する延べ面積が、6,000平方メートルに満たない場合においては、当該合計した数値に(オ)欄に掲げる式により算出して得た数値を乗じて得た数値とし、小数点以下の端数があるときは、切り上げるものとする。)の台数以上の規模を有する駐車施設を当該建築物又は当該建築物の敷地内に附置しなければならない。ただし、特定用途(法第20条第1項に規定する特定用途をいう。以下同じ。)以外の用途(以下「非特定用途」という。)に供する建築物で、市長が特に必要がないと認めたものについては、この限りでない。			
(ア)	特定用途(共同住宅を除く。)に供する部分の床面積と共同住宅及び非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計			(ア)	特定用途に供する部分の床面積と非特定用途に供する部分の床面積に2分の1を乗じて得たものとの合計		
(イ)	1,000平方メートル			(イ)	1,000平方メートル		
(ウ)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗、事務所及び共同住宅を除く。)に供する部分	共同住宅及び非特定用途に供する部分	(ウ)	百貨店その他の店舗又は事務所の用途に供する部分	特定用途(百貨店その他の店舗及び事務所を除く。)	非特定用途に供する部分
(エ)	150平方メートル	150平方メートル	450平方メートル	(エ)	150平方メートル	150平方メートル	450平方メートル
(オ)	1 - ((1,000平方メートル × (6,000平方メートル - 延べ面積)) / (6,000平方メートル × (ア)欄に掲げる面積 - 1,000平方メートル × 延べ面積))			(オ)	1 - ((1,000平方メートル × (6,000平方メートル - 延べ面積)) / (6,000平方メートル × (ア)欄に掲げる面積 - 1,000平方メートル × 延べ面積))		
備考 略				備考 略			
第4条～第16条 略				第4条～第16条 略			

議案第 36 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように  
提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 伊勢市条例第 号

### 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成17年伊勢市条例第209号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9,700円」を「1万円」に改め、同号ただし書中「1万4,500円」を「1万5,000円」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「100円」を「433円」に改め、「、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を」を削り、「第3号から第6号まで」を「第2号から第5号まで」に改め、同項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

別表団長及び副団長の項中「12,900円」を「13,340円」に、「13,700円」を「14,170円」に、「14,500円」を「15,000円」に改め、同表分団長及び副分団長の項中「11,300円」を「11,670円」に、「12,100円」を「12,500円」に、「12,900円」を「13,340円」に改め、同表部長、班長及び団員の項中「9,700円」を「10,000円」に、「10,500円」を「10,840円」に、「11,300円」を「11,670円」に改める。

### 附 則

#### （施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

#### （経過措置）

- 2 この条例による改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた伊勢市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補

償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

(説 明)

これは、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、補償基礎額及び扶養親族がある場合の補償基礎額の加算額の改正を行うため、条例を改正しようとするものである。

(参考)

改正後	改正前
<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 傷病補償年金</p> <p>(4) 障害補償</p> <p>ア 障害補償年金</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 遺族補償</p> <p>ア 遺族補償年金</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>第2章 損害補償</p> <p>(損害補償の種類)</p> <p>第4条 この条例による損害補償の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 傷病補償年金</p> <p>(4) 障害補償</p> <p>ア 障害補償年金</p> <p>イ 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 遺族補償</p> <p>ア 遺族補償年金</p> <p>イ 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 前条に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)は、療養補償及び介護補償を除き、補償基礎額を基礎として行う。</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、死亡若しくは負傷の原因である事故が発生した日又は診断により死亡の原因である疾病の発生が確定した日若しくは診断により疾病の発生が確定した日(以下「事故発生日」という。)において当該団員が属していた階級及び当該階級に任命された日からの勤務年数に応じて別表に定める額とする。</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若</p>

しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、1万円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万5,000円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等(以下「団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (5) 重度心身障害者

4 略

第6条～第25条 略

第3章 雑則

第26条～第29条 略

別表 補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>13,340円</u>	<u>14,170円</u>	<u>15,000円</u>
分団長及	<u>11,670円</u>	<u>12,500円</u>	<u>13,340円</u>

しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、9,700円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,500円を超えない範囲内において、これを増額した額とすることができる。

3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等(以下「団員等」という。)の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

- (1) 配偶者(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (4) 60歳以上の父母及び祖父母
- (5) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
- (6) 重度心身障害者

4 略

第6条～第25条 略

第3章 雑則

第26条～第29条 略

別表 補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>

び副分団 長				び副分団 長			
部長、班長 及び団員	<u>10,000円</u>	<u>10,840円</u>	<u>11,670円</u>	部長、班長 及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>
備考 略				備考 略			

議案第 38 号

市道の路線の認定について

市道の路線を次のように認定する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

位置図 番 号	対照 番号	路線名	起 点	重要な 経過地	備考
			終 点		
1	1	辻久留 3 丁目 令 7 - 17 号線	辻久留 3 丁目 542 番 3 地先		
			辻久留 3 丁目 542 番 4 地先		

(説 明)

これは、市道の路線を認定するにつき、道路法第 8 条第 2 項の規定により、あらかじめ、議会の議決を経ようとするものである。



報告第 3 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 7 月 2 日議決を得た小俣図書館空調設備改修工事の請負契約の金額を変更することについて、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

請負契約の金額を次のとおり変更する。

- 1 議決を得た契約金額 198,000,000 円
- 2 変更後の契約金額 202,064,500 円
- 3 契約金額の増額 4,064,500 円
- 4 請負工事契約者  
羽田野・サンシン特定建設工事共同企業体  
代表者 伊勢市村松町 1356 番地 12  
有限会社羽田野設備  
代表取締役 羽田野 尚人  
構成員 伊勢市田尻町 441 番地 1  
株式会社サンシン  
代表取締役 山下 智史
- 5 変更の理由

3階歴史民俗資料室について、市が保有している歴史的資料のうち空調管理が必要なものを保管することができるよう空調改修を増工することとしたため。

報告第 4 号

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 8 年 2 月 24 日提出

伊勢市長 鈴木 健 一

記

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、令和 7 年 10 月 7 日議決を得た伊勢フットボールヴィレッジ A ピッチ人工芝張替工事の請負契約の金額を変更することについて、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 2 月 12 日

伊勢市長 鈴木 健 一

### 記

請負契約の金額を次のとおり変更する。

- |   |           |               |
|---|-----------|---------------|
| 1 | 議決を得た契約金額 | 154,737,000 円 |
| 2 | 変更後の契約金額  | 157,672,900 円 |
| 3 | 契約金額の増額   | 2,935,900 円   |

4 請負工事契約者

伊勢市下野町 600 番地 13

株式会社西邦建設

代表取締役 西口 竜矢

5 変更の理由

既設の人工芝及び衝撃吸収下地材を撤去したところ、当初の想定を上回る重量であることが確認されたことから、それらの処分費及び運搬費が増加したこと等のため。